

予 算 特 別 委 員 会 (4 日 目)

1. 開会及び閉会 令和6年3月21日（木） 午前9時30分 開会
午後8時54分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | | |
|-----------|-------|-------|---|
| 3. 出席した委員 | 委 員 長 | 藤井本 | 浩 |
| | 副委員長 | 吉 村 | 始 |
| | 委 員 | 西 川 善 | 浩 |
| | 〃 | 柴 田 三 | 乃 |
| | 〃 | 坂 本 剛 | 司 |
| | 〃 | 梨 本 洪 | 珪 |
| | 〃 | 奥 本 佳 | 史 |
| | 〃 | 谷 原 一 | 安 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 長 | 川 村 優 子 |
| | 議 員 | 横 井 晶 行 |
| | 〃 | 松 林 謙 司 |
| | 〃 | 増 田 順 弘 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 教 育 長 | 椿 本 剛 也 |
| 企画部長 | 高 垣 倫 浩 |
| 企画政策課長 | 勝 眞 由 美 |
| 総務部長 | 林 本 裕 明 |
| 財務部長 | 米 田 匡 勝 |
| 財政課長 | 内 蔵 清 |
| 税務課長 | 高 松 和 弘 |
| 税務課主幹兼収納促進室長 | 油 谷 知 之 |
| 市民生活部長 | 前 村 芳 安 |
| 保険課長 | 増 井 朋 子 |

環境課長	西 川 勝 也
保健福祉部長	森 井 敏 英
社会福祉課長	山 岡 邦 啓
地域包括支援課長兼	
いきいきセンター所長	西 川 賢
地域包括支援課主幹	津 本 佳 成
介護保険課長	田 中 美 菜
介護保険課主幹	堀 川 雅 樹
こども未来課長	西 川 修
産業観光部長	植 田 和 明
農林課長	吉 田 賢 二
商工観光プロモーション課長	竹 内 和 代
都市整備部長	安 川 博 敏
建設課長	西 川 好 彦
教育部長	井 上 理 恵
学校教育課長	西 川 直 孝
学校教育課主幹兼	
学校給食センター所長	吉 村 和 則
体育振興課長	竹 本 淳 逸
上下水道部長	井 邑 陽 一
水道課長	福 森 伸 好
下水道課長	野 地 幸一郎

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	新 澤 明 子
〃	神 橋 秀 幸
〃	岸 田 聖 士

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第28号	令和6年度葛城市一般会計予算の議決について
議第29号	令和6年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
議第34号	令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
議第32号	令和6年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
議第30号	令和6年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
議第33号	令和6年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
議第31号	令和6年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について

議第35号 令和6年度葛城市水道事業会計予算の議決について

議第36号 令和6年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会をいたします。

皆さん、おはようございます。予算特別委員会も今日が最終日4日目となっております。各自治体におきましてこういう予算委員会が行われて、その結果等も新聞で見ることができます。いろんな各市町村とも審議をされているということはよく分かります。本日、葛城市議会におきまして、一般会計ほか特別会計、また公営企業会計に及ぶまで審議、また委員会としての採決まで行いますので、市民にとって何がいいのかということをしっかり考えていただいた上で採決いただきますようお願いをいたします。

委員外議員の紹介を申し上げます。手前から、増田議員、横井議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、私から指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押して赤いランプを確認していただいてからご起立いただき、マイクに近づけて発言されるようお願いいたします。

葛城市議会でのマスクの着用については、個人の意思に委ねられております。葛城市議会でのマスクの着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

委員会の会議進行については、適宜休憩取りながら、理事者側の出席職員についても順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、委員各位にもご協力をお願いいたします。また、発言につきましては簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願い申し上げます。

理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、私が指名した後、質問者が替わるごとに、所属と役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。次のことをご注意いただきたいんですけども、答弁における予算の年度、新年度とか今年度とよく使われるわけですけども、令和6年度予算または令和5年度予算と、できるだけ具体的な年度で説明をいただきますようお願いいたします。質問側もよろしくをお願いいたします。

なお、答弁者については部長または担当課長でお願いします。原則として、課長補佐級以下の委員会室への入室は認めません。理事者控室及び議場において委員会の音声聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じましては委員会室の入口付近のマイクにより答弁をお願いいたします。

それでは議案審査に移ります。

本日は、9款災害復旧費から歳出の最後である12款予備費までの説明を受けるところから始めます。それでは説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。財務部の米田でございます。

それでは、9款災害復旧費から12款予備費までの内容につきましてご説明を申し上げます。予算書は184ページをお願いいたします。

9款災害復旧費、1項1目治山施設災害復旧費では200万円、185ページ、2目農業災害復旧費では800万円でございます、いずれも前年度同額となっております。2項1目道路橋りょう災害復旧費につきましては1,000万円、186ページ、3項1目その他公共施設等災害復旧費につきましては1,200万円でございます。

10款公債費では、1項1目元金で18億3,408万3,000円、2目利子では6,100万1,000円で、利子償還で6,042万4,000円でございます。

187ページ、11款諸支出金でございます。1項1目財政調整基金費では107万8,000円、2目減債基金費では6万8,000円、3目公共施設整備基金費では8万7,000円、4目社会福祉振興基金費では1万1,000円、5目緑花基金費では10万1,000円、188ページに移っていただきまして、9目の体力づくりセンター整備基金費では10万6,000円、11目国営十津川紀の川二期事業費償還基金費では7万9,000円、12目地域振興基金費では31万5,000円などがございます。189ページ、2項1目雑支出金は2万円。

12款予備費では1,000万円でございます。

以上をもちまして、9款災害復旧費から12款予備費までの説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明を願いました部分に対する質疑に入ります。これについては9款から12款まで通して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

坂本委員。

坂本委員 おはようございます。今日もよろしくお願いします。まず簡単にちょっとお聞きしたいんですけれども、184ページの1目治山施設災害復旧費の治山施設災害復旧事業の7節報償費、災害復旧謝礼15万円ということになってますけれども、これは令和5年度にも同じ15万円が計上されて令和6年度にも同じ15万円が計上されております。これは誰に何をしてもらう謝礼なのかということを1つお聞きしたいと思います。

それと、186ページの1目その他公共施設等災害復旧費の中の観光施設災害復旧事業、商工観光プロモーション課、14節工事請負費200万円が、令和6年度、新規に200万円付いております。災害復旧の工事請負費ということは、被災した場合に復旧するための工事費を事前に確保しとこうというような工事費だと私は理解してるんですけれども、令和5年度はなかった工事請負費が200万円、令和6年度にはついております。なぜ、令和6年度についたのかというようなこと、この2点をちょっとお聞きしたいと思います。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。よろしくお願いします。

治山施設災害復旧事業の報償費、災害復旧謝礼につきましては、治山施設の災害復旧事業において、通常であれば設計委託先の土地改良団体連合会や国、県に相談をかけて決定していきますが、現場状況によっては復旧方法について専門家に現況を確認し助言をいただくこ

ともある場合を想定し、依頼するときの謝礼として計上しています。ここ10年ほどについては、専門家の助言が必要な案件はありませんでした。

以上でございます。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願いいたします。

観光施設災害復旧事業費の件ですけれども、近年の異常気象による集中豪雨や台風等により、観光施設や登山道の被害が発生した場合に速やかに復旧工事を行うため、粹取りとして準備をさせていただくものでございます。令和6年度から観光施設災害復旧事業費として事前に予算を準備することによりまして、災害復旧の迅速化を図るものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。報償費の災害復旧謝礼は令和5年度もなかったと、令和6年度もあるかどうか分からないけれども、治山事業といいますのは、大雨とかで山崩れなどが起こって市民の生命、財産が脅かされる、そういう山崩れを防ぐために森林を守るために指導を受けるとような内容だと理解しておりますけれども、これも使わないほうが本来いいお金ということになりますけれども、万が一のときは指導を受けて、この森林のここがちょっと注意しなければいけないのでこうこうしてくださいというような助言を受けたときのための謝礼と、そういうことで理解いたしました。それでよろしいでしょうか。それをちょっと、いいか悪いかだけちょっと聞いておきます。

あと、商工観光プロモーション課の工事請負費に関しては、登山道、観光施設の万が一のときの被災に準備するために工事請負費を用意するということを理解いたしました。ありがとうございます。1点目だけちょっと。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

ただいまのご質問で、通常の災害等であれば、国・県等、相談しながら進めていけるんですが、例えば大規模災害であったり、特殊な工法が必要な場合に助言を得るための謝礼ということで計上させていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 よろしいか。

坂本委員 ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。

柴田委員。

柴田委員 関連で。この、市が観光施設と位置づけている施設をちょっと教えていただけますでしょうか。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。

観光施設というのは、相撲館をはじめとしまして、市内観光駐車場ですとか、各所にある観光の看板、それから葛城山や二上山の登山道、それと竹内遊歩道、それと綿弓広場の休憩所、それから孝女伊麻などがそれに該当いたします。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 傘堂とかもあるんですけど、ああいうのも入ってるのか。施設なので、私に分かるんですけど、そういった具体的な観光スポットみたいなのはどうか。お願いします。観光場所みたいなのがあると思うんですけど。

藤井本委員長 その観光施設と市が位置づけているその基準というんですか、そういうことを聞いてはと思うんですよ。いろいろ観光施設、資源あるじゃないですか。そこまで及ばないかという質問だから、そういうことでいいですか。

柴田委員 そうです。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光、竹内です。

商工観光プロモーション課のほうで予算として見させていただいてるのが今先ほど申し上げた場所なんですけれども、当然その観光スポットと言われるところで何かがあったときには、うちのほうで見に行かせていただいて、先ほどの傘堂とかでしたら文化財とかになると思いますので、そういったときにはそちらのほうに連絡するとか、そういった対応をさせていただく予定でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、9款災害復旧費から12款予備費までの質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 9時46分

再 開 午前10時00分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、歳入について説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは歳入のご説明を申し上げます。予算書は11ページをお願いいたします。

1款市税でございます。1項1目市民税、個人につきましては17億4,400万円で、うち現年課税分で17億1,900万円、滞納繰越分は2,500万円でございます。2目法人では2億5,025万円で、うち現年課税分で2億5,000万円、滞納繰越分は25万円でございます。

次に、2項1目固定資産税でございます。20億100万円で、うち現年課税分として19億6,100万円、滞納繰越分につきましては4,000万円でございます。

3 項 1 目環境性能割では520万円でございます。2 目種別割で1 億1,900万円、うち現年課税分は1 億1,800万円、滞納繰越分では100万円でございます。

4 項 1 目市たばこ税で3 億4,000万円でございます。

続いて、2 款地方譲与税でございます。1 項 1 目地方揮発油譲与税は2,600万円で、前年度同額でございます。

12ページに移っていただきまして、2 項 1 目自動車重量譲与税は8,200万円。

3 項 1 目森林環境譲与税は938万6,000円でございます。

次に、3 款 1 項 1 目利子割交付金で190万円。

4 款 1 項 1 目配当割交付金で5,000万円。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金で5,300万円。

6 款 1 項 1 目法人事業税交付金で5,100万円。

7 款 1 項 1 目地方消費税交付金で8 億円でございます。

13ページに移っていただきまして、8 款 1 項 1 目環境性能割交付金は1,700万円でございます。

次に、9 款 1 項 1 目地方特例交付金は6,400万円、また2 項 1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金におきましては1,400万円でございます。

次に、10款 1 項 1 目地方交付税でございます。50億5,000万円で、普通交付税で43億9,000万円、特別交付税で6 億6,000万円でございます。

次に、11款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金で400万円でございます。

次に、12款分担金及び負担金でございます。1 項 1 目農林商工費分担金では315万円、2 目災害復旧費分担金は300万円でございます。

14ページ、2 項 1 目民生費負担金では9,399万4,000円でございます。

13款使用料及び手数料でございます。1 項 1 目総務使用料で1,130万円、2 目民生使用料で148万5,000円、3 目衛生使用料で800万円、4 目農林商工使用料で417万3,000円、5 目土木使用料で7,501万円、6 目教育使用料で1,549万6,000円でございます。

15ページに移りまして、2 項手数料でございます。1 目総務手数料は1,215万2,000円、3 目衛生手数料で6,047万8,000円。16ページに移っていただきまして、5 目土木手数料で41万1,000円でございます。

続いて、14款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金で16億7,432万3,000円でございます。17ページに移りまして、2 目衛生費国庫負担金で50万円、3 目災害復旧費国庫負担金で993万3,000円でございます。

続いて、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金で8,278万8,000円、2 目民生費国庫補助金で6 億5,137万2,000円。18ページに移っていただきまして、3 目衛生費国庫補助金で2,748万7,000円、4 目土木費国庫補助金で2 億3,717万5,000円、5 目消防費国庫補助金で220万円、6 目教育費国庫補助金で5,077万8,000円でございます。

19ページ、3 項国庫委託金でございます。1 目総務費委託金で35万7,000円、2 目民生費委託金で964万9,000円でございます。

続いて、15款県支出金でございます。1項1目民生費県負担金で6億8,584万8,000円でございます。

20ページに移っていただきまして、2項1目総務費県補助金で360万円、2目民生費県補助金で4億1,028万6,000円、3目衛生費県補助金で1,682万6,000円、4目農林商工費県補助金で8,235万9,000円。21ページに移っていただきまして、6目消防費県補助金で57万円、7目教育費県補助金で5,360万3,000円、22ページに移っていただきまして、8目災害復旧費県補助金で375万円でございます。

続いて、3項県委託金では、1目総務費県委託金で6,035万5,000円でございます。

16款財産収入でございます。1項1目財産貸付収入は145万3,000円、2目利子及び配当金は180万8,000円。

23ページに移っていただきまして、2項1目物品売払い収入では2,400万7,000円でございます。

続いて、17款寄附金、1項1目一般寄附金は100万円、2目ふるさと応援寄附金で1億2,000万円でございます。

18款繰入金でございます。1項1目財政調整基金繰入金で6億8,000万円、2目減債基金繰入金で2,300万6,000円。24ページに移っていただきまして、3目公共施設整備基金繰入金で1億918万9,000円、4目社会福祉振興基金繰入金で245万1,000円、5目緑花基金繰入金で178万5,000円、6目教育基金繰入金で50万円、7目体力づくりセンター整備基金繰入金で626万8,000円、8目国営十津川紀の川二期事業費償還基金繰入金で3,000万円、9目地域振興基金繰入金で1億9,501万4,000円、10目森林環境整備基金繰入金で181万4,000円でございます。

続いて、19款繰越金でございます。1項1目前年度繰越金で6,596万1,000円でございます。

20款諸収入、1項1目延滞金では600万円でございます。

25ページ、3項3目雑入でございます。1億8,764万円で、市町村振興宝くじ収益金交付金などでございます。

27ページ、21款市債でございます。1項1目総務債では1億7,890万円、2目民生債では2,360万円、3目衛生債では7,910万円、4目農林商工債では4,260万円。28ページに移っていただきまして、5目土木債で4億3,270万円、6目消防債では2,390万円、7目教育債では3億610万円。29ページに移っていただきまして、8目災害復旧事業債では1,450万円、9目臨時財政対策債で5,700万円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました歳入に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。私のほうから3点お願いします。

12ページの2款3項1目です。森林環境譲与税なんですけども、938万6,000円です。これ、

令和6年度より森林環境税として個人住民税均等割と合わせて1人年額1,000円の徴収をされるわけでございます。令和6年度においては938万6,000円で、令和5年度からと比べて191万8,000円増額となっております。これについての令和6年度の使途、歳出について、どれに充てられてるかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

それと、同じく12ページの7款1項1目地方消費税交付金なんですけども、これ令和5年度より2,100万円の減額歳入予算となっておるんですけども、交付金ですので、どのような理由からそういうふうな形になっておるということを、ちょっとお伺いしたいと思います。

それと17ページです。14款2項1目総務管理費補助金の中のデジタル田園都市国家構想交付金なんですけども、この交付金を採択される条件というのが恐らく3タイプほどあると思うんですけども、まずは今回、令和6年度予算でこのデジタル田園都市国家構想交付金をどの歳出に、どの事業に充てられてるかというのと、そのタイプは、国に申請するタイプがあるんですけど、それについて教えていただきたいというところでございます。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしくお願いします。

まず1点目の、森林環境譲与税の使途について答弁させていただきます。森林環境譲与税は、市町村において間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされています。葛城市では、木育推進事業として出生届を出された方に積み木のプレゼント、森林整備事業として地番図の作成委託と林道に近接する枯木などの危険木の伐採委託や、森林環境教育推進事業補助金として小学校において森林学習の講師謝礼及び教材費に使用するなど、森林学習に関連する費用への補助を実施する予定をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 高松課長。

高松税務課長 税務課の高松です。よろしくお願いいたします。

西川委員からの2点目の地方消費税交付金についてでございます。地方消費税交付金につきましては、消費税10%のうち2.2%が地方消費税として各都道府県へ納付されまして、その2分の1に相当する額が各市町村へ交付されるものでございます。その地方消費税交付金の予算計上につきましては、毎年度、奈良県のほうから提供していただいている資料を参考に予算額を見込んでおるところでございます。令和5年度の当初予算計上の際、県から示していただいた数値を参考に、コロナ禍が終わり、少しずつ地域経済も戻って地方での消費も増えると期待して8億2,100万円の予算を計上したところでございますが、令和5年度の地方消費税交付金の決算見込みでは、現時点で約7億9,800万円程度になると県から連絡をいただいております。それらを参考に、令和6年度におきましては令和5年度決算見込額と同額程度となる8億円を予算計上したところでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。

私のほうからは3点目でございますデジタル田園都市国家構想交付金につきまして、まず交付金につきましては令和4年に新しく創設されてるんですけども、これまでの地方創生推進交付金、それから地方創生拠点整備交付金、それからデジタル田園都市国家構想推進交付金というのを、デジタル面のところで取組を加速化するという、そういう観点から新たにこういう名前で創設されております。

内容的には3タイプございまして、これまでの地方創生推進交付金などの制度の内容をそのまま引き継ぐ形で設けておられまして、1つ目が地方創生推進タイプ、それから地方創生拠点整備タイプ、それからデジタル実装タイプという3つのタイプがございます。令和6年度におきましては、まず地方創生推進タイプといたしまして、葛城インターチェンジ周辺エリアを軸とした観光産業創出事業ということで、企画政策課のほうで葛城インターチェンジ周辺エリアにおける滞在型観光施策検討業務委託料をはじめといたしまして、商工観光プロモーション課における観光振興事業ということで、ちゃんこコンテスト、フリーマーケット事業委託料などに充てられるように活用をさせていただきたいというふうに思っております。

もう一つ、この全体の2,151万4,000円の中には、デジタル実装タイプというのも活用いたしております、こども未来課、それから学校教育課において、園務支援システムを導入する委託料などに活用させていただく予定でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 まず、森林環境譲与税に関しましては何に使われているかと、これ令和5年度のこととほとんど変わらないんですよ、百九十何万円ちょっと増額、これ毎年度これから同じ額の分が大体上がってくると思われるんですけど、やっぱりその森林環境譲与税、その目的、使途が決まっていますので、用途が。やっぱりそれに合わせてもうちょっと、地番図の作成もちろん大切なんですけども、何かしらやっぱりこの葛城市の森林を守っていく上で事業をもうちょっと考えていただけたらと思います。これ僕、一般質問で言うてますので、その辺をどういうふうに考えていくか、森林環境のことをしっかりと考えていくには、やっぱりもっとちょっと力を入れて考えていっていただきたいと思うところでございます。これについてはこの程度でいいです。

それと、地方消費税交付金なんですけど、これ交付金のことなので、消費がやっぱりコロナ禍の終えんを迎えるような形になったとして、消費がもっと上がるかなと思ったけど、それほどでもないという奈良県のほうでの令和5年度、そういう形の決算見込みになってきているということなんですけど、これインボイスが開始されてたと思うんですけど、その辺は、僕のイメージの中では、やっぱりそのインボイスが始まることによって消費税の、もう少し国から県からももうちょっと見込みがあるんじゃないかなと、消費だけじゃなくてそのインボイス制度が始まることによってもうちょっと上がるのかなと思ったところではあるんですけど、その辺、これ担当課に聞いても分かんないと思うんですけど、国、県から、それ以上に消費が落ち込むというか、上がらないというようなことなんかと、この予算づけを見ると思うところであるんですけど、その辺、担当課はちょっと分かんないんですけど、インボイスのことも

県としてはどのように考えられてるかというところ、答えれんのやったらちょっと答えていただけたらと思います。要はインボイスで上がってくるんじゃないかなと思ったんですけどね。

それと、デジタル田園都市国家構想交付金なんですけど、これ2分の1国からの補助金があるということです。3タイプ先ほど挙げていただいた地方創生推進と拠点の話とデジタル実装の話、その3タイプがあると。これ、結構、2分の1補助してもらえるので、これから葛城市がいろいろ使い勝手のいい補助金になってくるのかなと思ってるところなんですけれども、これからもうちょっとこれを使った取組とかというのが、もしお考えがあれば教えていただきたいのと、採択されるハードルというのがどんなもんなんかなというところもちょっと併せてお願いしたいと思います。

藤井本委員長 高松課長。

高松税務課長 西川委員の2回目の再度の質問でございます。地方消費税交付金につきましては、実際に交付される地方消費税交付金の算定につきましては、国から県に払い込まれた消費税額の2分の1を交付基準額として、葛城市分を人口分と従業者分の按分比率で交付額を算定して、3か月ごとに交付されてきております。令和5年度の交付金の減収の要因としてちょっと想定しているのが、令和5年度中においては国際的な原材料費の高騰とか円安の影響から、日常生活におけるガソリンなどのエネルギー、食料品等の価格上昇が続いているため、実質所得の低下による消費への影響があったのではないかなというふうに考えているのが1点と、委員おっしゃっていただいたインボイスでございます。去年の10月から制度が施行されております。ですので、ちょっとその実際の消費に対して消費税を納めていただいた分がどこまで、多分3か月か半年ぐらい遅れての納付や払込みやと聞いているので、どこまでちょっとインボイスが影響してるかまではちょっとまだ検証できてないような状況でございます。今後も、地方消費税の税収確保に資するため地方消費税啓発推進協議会というのも設置されておりますので、その辺通じて、啓発、消費活動の拡大推進を図って、地域振興に寄与していけたらなという程度で考えております。

以上です。

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいま西川委員のご質問のデジタル田園都市国家構想交付金の、まず設計というか、式というんですか、どんなもんかというところなんですけど、国のほうで事前に相談会を設けていただきまして、まずそれにつきまして事前に相談に行く形で、何回か相談を受けた後に本申請という流れになっております。着眼点といたしましては、目指す将来像及び課題の設定、KPIの設定、自立性、まずデジタル社会の形成の寄与、官民協働、地域間連携、政策施策間連携などの着眼点がございまして、それらの各項目を評価して採択になるという流れになっております。ですので、そのような中で申請をしておるというのがこの補助金です。

また、今後どのような活用ができるのかというところですが、今のところは具体的な案はないんですけども、例えばデジタル田園の部分で、DXの推進という部分でもこの予算を活

用できる部分ございますので、まずそれが今後検討していくもの。また、ほかにも地域での課題、例えば農業のブランド化、空き家問題なども設計によっては活用できる可能性もありますので、今後研究していきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 ハードルということ、ハードルが高い。

高垣部長。

高垣企画部長 すいません。答弁漏れです。ハードルという部分ですけど、ただいま説明させていただきました項目が全てクリアされないと採択にならないというもので、結構高いかなと考えております。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。ハードルに関しては、いろいろ挙げていただいたことを全部クリアしていかとあかんと。でも今は、今回令和6年度で上げていただいている分に関しては、市は全部採択をされたということでもいいんですね。本当にご苦労されてこの補助金を申請いただいておりますと思うんですけど、まだまだこれ本当に使い勝手がいい、今これからの葛城市にとっても必要な補助金になってくるのかなと思っております。さっきのD Xの推進についてもそうですし、例えば自動運転の車とか、前、ちょっと議長と奥本委員とも見に行かせてもらって、そういうことについてもこれからの葛城市の公共交通に関しても何かしら使っていけるのかなというふうに、個人自身では考えておるところでございました。これからも、これちょっとかなり苦労されると思うんですけど、この補助金の申請については。また引き続き獲得できるようにお願いいたしたいと思います。

それと、消費税に関しましては、これ、市でどうのこうのということでは確かにないんですけど、結局、令和5年度の実績とか、いうたらその決算見込みとかを見て、葛城市はそれのとおり今、予算をされてるわけなんですけど、やっぱこれインボイス、多分10月からやから3か月とおっしゃってますけど、それどんだけ反映されているか分からんけど、これは僕は消費税に関しては上がってくとは思ってるんです、その消費の落ち込みとかは別にしてね。そやから、これについては市でどうのこうのできるとは思いませんけど、また歳入のときに上がってきたら補正なり何なりかけていくことになるのかなと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 まずは、ちょっと細かいところで確認させてください。教えてください。14ページ、13款使用料及び手数料、1項使用料の中の4目農林商工使用料の、同じく1節農林商工使用料の休養センター使用料4,000円、この内容の説明をお願いします。

さらに同じページ、13款1項の5目の土木使用料、この5節の法定外公共物使用料5万1,000円ついております。これが内容が何かというのをお願いします。

続きまして、15ページ、同じく13款1項の教育使用料、6目教育使用料の5節保健体育使

用料の中の新町公園球技場使用料、これにつきまして令和5年度16万4,000円だったところが増額されております。この理由と算定根拠をお願いします。

以上、3点お願いします。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしくお願いします。

まず1点目の休養センター使用料4,000円につきましては、休養センター北側ふれあい広場の駐車場の使用料でございます。ダイヤモンドトレイル等で年2回、駐車場利用の申込み予定がありまして、受付スタート地点として使用されるため、使用料の計上をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 建設課、西川です。よろしくお願いいたします。

法定外公共物の使用料につきまして説明のほうをさせていただきます。法定外公共物といえますのは、まず里道水路でございます。青線、赤線と呼ばれるものでございます。その使用料のことでございまして、その使用者、使用される方が使用料を払っていただくものでございまして、年間1平方メートル当たり230円をいただいているという内容でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課、竹本でございます。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの奥本委員の質問の、新町公園球技場の使用料増額の理由ということでございますので、まず予算の段階では7月の使用料の改定に合わせまして、それまでの1日8,240円の約2日半分の2万600円と、7月以降の延べ3日間の芝生の使用料1日4万8,000円の3日分の14万4,000円の合わせて16万4,000円を見込んでおりましたが、今年度改定を受けまして、10月までの段階でプロサッカーチーム等での使用で延べ3日で、1日5万6,000円の16万8,000円、シニアサッカー大会等での2日間で11万2,000円等で、その他、野球大会等で約33万円ほどの実績がございました。その後も地域のクラブチームの利用等の申込みも出てきておりましたので、今年度としましては見込みとしまして大体1日4万8,000円の12日分を見込んで57万6,000円ということで増額を見させていただいたところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 まず休養センター、これは駐車場の使用料ということですが、年2回のダイヤモンドトレイルの利用でということは、1回当たり2,000円ですか。これ何台分なんですかね、これは。2,000円。このダイヤモンドトレイルの日には、登山の日、あれば大阪の協会がやってらっしゃるんです。すごい人なんです。駅から歩いてくる人もそうですし、車もすごく多いんですよ。かなりの台数止まっていると思うんですけど、それが1人当たり2,000円という計算、ちょっとその辺りどういう根拠で2,000円にされたのかよく分からないし、何台止まっているのか、把握されてるのかどうかを併せてお願いします。

続きまして、法定外公共物使用料、これこの間の赤道、青線とかのあの辺の話に関わるこ

とですけども、里道によってその利用料を徴収するケースと徴収しないケースというのは具体的にどういう線引きされているのか、何がこの利用料かかるところに該当するのかちょっと分からないので、そこだけ追加説明をお願いします。

それから、新町公園の球技場使用料、これ実績に応じた増額というのは理解できるんですけど、これ実は去年も私、申し上げたんですけども、この利用料、特に芝生のグラウンドを实际利用された方からは、この天然芝でこの値段で借りていいのと逆に聞かれてるんです。というのは、去年も申し上げましたけども、使えば使うほど管理費がやっぱりかかっていくわけなんですよ。昨日も勝浪主幹の説明がありましたように、やっぱり維持管理にすごく手間かかっていると。そしたら、この利用料はもうちょっとこれ上げるべきじゃないかと思うんですね。この金額でいって、使えば使うほどやっぱりその分のメンテナンスが必要になってきますので、それに対する費用というか、また別のところで人件費かかったりとか、いろんな整備費ですよ、農薬の散布とかいろんなそういうところにお金かかってくる結果になるので、その辺りこれ見直しをお願いしたはずなんです、去年の段階で。その辺はなぜ反映されてないんですか。併せてお願いします。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

ただいまのご質問で、休養センター使用料の計算方法についてでございます。市行政財産使用料条例に基づきまして、近傍類似の土地の固定資産税台帳に登録された価格を基に算出した、使用面積相当額に100分の5を乗じて得た額を日割り計算して計算しておりまして、貸出し面積が2,250平方メートルということで、そちらのほうから計算をさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 質問の中に、台数どれぐらい置かれてるんだろうと、把握されてますかということですけども。

吉田農林課長 台数につきましては、貸出し面積としてそちらにお貸しするということで、先ほど申し上げました2,250平方メートル分に止めていただくということで、そちらの計算の根拠となっております。台数においてはちょっと把握できておりません。

以上です。

藤井本委員長 把握もされてないし、台数を基準としてないという考え方でいいわけですね。面積で算出をしていると。

吉田農林課長 はい。

藤井本委員長 西川建設課長。

西川建設課長 建設課、西川です。

まず具体的なケース、一番多いものから順番に説明させていただきます。一番多いのがガス管ですね。ガス管が埋設されている、2番目が水路の上に通路橋がかかっている、3番目が電柱、多くはこの3つが多い内容でございます。

その中で費用が発生するしないの線引きでございますが、通路橋がよく分かりやすいかと

思うんですけども、ご自宅、個人が入られる場合は不要でございます。ただし、法人、会社が、株式会社Aとかいう場合は通路橋としていただきます。まず、ガス管、電柱についても法人でございますので、営利を目的とした法人からはいただくようになっております。

以上でございます。

藤井本委員長 竹本体育振興課長。

竹本体育振興課長 体育振興課、竹本でございます。

ただいまの奥本委員の、使用料の改定しなかった理由でございますけども、使用料の改定となる中で、当初は使用料が新たに設定され上がったことにより、使用見込みを辞退されたケースもありましたりとか、あとちょっとそういった関係で県の大会等で使用の見合せ等もありましたことで、ちょっとしばらく現状で考えておりましたところ、年度後半に入ってきて、実際、先ほど言いましたように、クラブチームが定期的に使うようになったりということで、使用料等も2月末現在では、実際、今先ほど言いました今年度見込んでおりました増額よりも超える76万円ほどの実績が上がっているところでございますので、そういったことを踏まえまして、先ほどの維持管理費等も踏まえた中で、今後改めて改定については研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 まず休養センター北側駐車場の件なんですけども、2,250平方メートル、台数を把握していないということですけど、これ台数把握してくださいね。そうしないと、この予算が何台分とか分からないし、実際、この当日私も見たことあるんですけども、どこからどこまでをダイヤモンドトレイルの貸出してるかという明示されてないんですよ、何も。普通に、それとは全く関係ない方が登山される方が止めてる場合、あるいはゆうあいステーションに止める方がこっちにという方もやっぱりいてるんです。だから、その貸出しする以上は、市がやる必要はないと思いますが、その貸出しの相手方にこの範囲というのを明示して、何台というのもやっぱり把握しとくべきかなと思うんですよ。それが、もしかするとこれ以上に止められる可能性あったらもっと請求せんと駄目ですし、そこはちゃんと管理してくださいね。

それから、法定外使用料の件はよく分かりました。線引きとしては、個人使用か法人使用かということだという、よく分かりました。ありがとうございます。

それから、新町公園のところなんですけども、今説明いただきましたけども、見込みよりもやっぱり実際に多かったんですよね、その利用が。そうなってくると、やっぱり去年指摘してる問題点が浮上してくるわけなんです。今回も12日分しか計上されてない。恐らくこれ以上に、まだ借りれるということを知らない方がいっぱいいらっしゃる。そういうのが、あそこ借りれるんやでと分かったら、もっともっと申込み殺到すると思うので、そうするとやはりこの管理費用というのはどんどんどんどん上積みされていくわけですから、やはりこれは早くその辺の料金が適正かどうかということを始めてもらわんと駄目やと思う。研究するとおっしゃいましたが、最後もういいっ放しになりますけど、研究するのは具体的にいつまでに研究されるんですか。これだけお伺いします。

藤井本委員長 3回目になるわけですね。料金を研究するとかおっしゃったんですけど、ほかと比較対象とか、例えば使われた方の感想を聞くとか何かをしようとされてんねけど、いついつまでにまた報告をしますという、いつまでということなので、研究します、いつまでですかということなので、そこをお答えください。いわゆる、逆に言うと、この料金でいつまで行くのということですやんか、この料金をね。研究するよということをお答えされたんだから、その辺の時期的な予定というんか、担当課で結構ですから、今このように考えてますということでお答えください。

竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本です。

ただいまの、いつまでというご質問でございますが、当初、値段設定に当たりましては、前年度、県内の各天然芝、人工芝等のグラウンド等を見て、ほぼ大体同程度の金額設定をさせていただいたところでございます。その辺りも踏まえての設定ということではやっていたんですけど、先ほどの答弁のとおりなんですけども、實際上、先ほども言いましたように実際使われる方は確かに芝生がええという感想はいただいております。定期的に使われている地元のスポーツ少年団であったりとかの方らも、ほかのグラウンドよりもここでやりたいというご希望の中で、そこは十分理解するところでございますが、その辺も踏まえまして、維持管理等を踏まえて、今年度中にちょっといろいろ試算等を踏まえた中で、どっかの段階で状況等の報告はさせていただきたいかと思えます。

藤井本委員長 報告してください。それと、これは私のほうで副市長、お答えいただきたいんですけど、両方とも使用料が少ないんじゃないかという質問だったと思います。両方ともいただくお金が少ない、もう少し上げてもいいんじゃないかという提言であったと思います。そういった意味合いの、今の場所だけにかかわらず、この使用料に関しての考え方を、もうちょっと上げてみええのと違うかというご意見も出てますので、それについてお答えというんか、ご意見いただけませんかやろうか。

東副市長。

東 副市長 ただいまの委員長からのご質問であります、その使用料についてアップしたらどうかということだと思うんですけども、使用料につきましては、今後でありますけれども、今、奥本委員おっしゃってくれました新町公園でありますと、あと7年後か、国スポもやってまいります。そういった関係のときに、やっぱりある程度の整備というものもありますし、そんなんを鑑みますと、やっぱりまたアップしなければいけない時期が来るのかなというのもありますし、その辺に関しましてはちょっと時期等を見まして、上げるべき時が来ればまた議会に相談して、ちょっと変えていくのもありかなというふうに思います。

以上です。

藤井本委員長 ありがとうございます。ほかに。

梨本委員。

梨本委員 よろしく申し上げます。13ページ、10款1項1目1節地方交付税、令和6年度は50億5,000万円ということで計上されてますが、令和5年度の48億5,000万円と比較すると約2億

円増額してしますので、この増額してる理由について教えてください。

また、これ、合併特例債とかの交付税算入とかも含めて、また教えていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

2つ目も13ページです。これ12款1項1目1節の農林商工費分担金315万円、この農林商工費分担金の内容、ルールであるとか、どういう分担金なのかということと、この315万円の大字名をちょっと教えていただけますか。よろしくお願いします。

3つ目が、27ページです。21款1項にございます、これは地方債、市債全般のことについてお聞きしたいんですけれども、これ少額の起債が増額しているように思うんです。これは令和3年度からの傾向だと思うんですけれども、この理由、この市債を増やしている理由と、あと将来的な返済の見通しなども含めてお聞きしたいと思います。

以上、3点お願いします。

藤井本委員長 内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課の内蔵です。よろしくお願いします。

ただいまの梨本委員のご質問で、まず地方交付税についてご説明いたします。

まず、簡単に制度の説明をいたします。地方交付税につきましては、国税収入額の一定割合を財源といたしまして、国が示す基準により国から各自治体に交付されるものとなっております。国の地方交付税の予算額につきましては、毎年、総務省が定める地方財政計画で示されており、国の予算総額の範囲の中で、国が示す一定基準により交付されるものとなっております。

参考といたしまして、令和に入ってから国の地方財政計画における地方交付税総額の推移を申し上げます。令和元年度が16兆2,000億円、令和2年度が16兆6,000億円、令和3年度が17兆4,000億円、令和4年度が18兆1,000億円、令和5年度が18兆4,000億円、そして令和6年度が令和5年度に比べ3,000億円増加ということで、令和6年度は18兆7,000億円と増加傾向となっております。

そして、ご存じのように、地方交付税につきましては普通交付税とそれから特別交付税の2種類がございまして、普通交付税につきましては交付税総額の94%、それから特別交付税は6%と法律で定められております。

そして、その普通交付税と特別交付税なんですけれども、まず普通交付税について説明いたします。普通交付税につきましては、令和6年度の当初予算額が43億9,000万円、令和5年度の当初予算が42億5,000万円ということで、予算・予算の比較におきましては1億4,000万円の増額となっております。そして、この普通交付税につきましては、毎年、先ほど申しました、国の地方財政計画を参考にし、奈良県で各市町村ごとに試算していただいております。そして、その試算資料を基に計上しております。そして、その県からの通知文書におきまして、各市町村は、本資料を予算編成の参考とし、くれぐれも普通交付税の予算額は過大に見積もることのないようご留意くださいとされていることから、県の試算額を上回らないよう手堅く見積もっております。

参考といたしまして、直近の葛城市の普通交付税の決算額を申し上げますと、令和3年

度が43億7,657万2,000円、令和4年度が44億4,211万円、そして令和5年度の交付決定額が45億3,883万円となっております。先ほど申しました予算・予算の比較におきましては1億4,000万円の増額となっておりますけれども、直近の決算額を見ますと、過度な見込みとにならないよう計上しております。

そして、県の積算資料ではちょっと読み込むことができないんですけれども、県のほうも国の地方財政計画を基に積算されてるということで、国の地方財政計画、令和6年度の分と令和5年度の分の比較をこちらのほうでさせていただきました。そしたら、令和5年と令和6年度で交付税総額というのが3,000億円増えてるんですけれども、その内訳で主なものをこの地方財政計画から読み取りますと、まず一番大きいのが人事院勧告に伴うベースアップ、それから会計年度任用職員の勤勉手当、こちらとなっております、まずその給与改定に要する経費といたしまして、総額で3,267億円が地方財政計画上盛り込まれております。それから、そのうち会計年度任用職員分といたしまして600億円がその中に含まれております。そして、会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する経費ということで1,810億円ですので、人事院勧告に伴う関係といたしましては約5,000億円ほどが追加となっております。

それとあと、令和5年と令和6年の違いで主なものと申しましたら、あと新型コロナウイルスワクチン接種というのが、令和6年度から定期接種として実施するために必要な経費が普通交付税のほうで計上されております。新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費として、交付税総額として450億円が盛り込まれております。

以上が主なものとなっております。

今申しましたものが普通交付税でございまして、次に特別交付税を説明いたします。

こちらにつきましては普通交付税を補完するものとなっております、普通交付税で措置されない財政需要部分や、台風や地震等による災害等の特別な財政需要に応じて交付されるものとなっております。

葛城市の令和6年度の当初予算は6億6,000万円、令和5年度の当初予算額は6億円ということで、6,000万円の増としております。そして、この特別交付税につきましても国の地方財政計画によるところが大きくなっておりまして、先ほど申しました地方財政計画上の交付税総額を見ましても、平成30年度までは減少傾向となっておったんですが、平成30年度から令和元年度にかけ増額に転じてから以後、令和6年度まで右肩上がりとなっております。葛城市の決算額を見ましても、平成27年度から令和2年度までは6億3,000万円台で推移しておりましたが、令和3年度の決算額が7億168万円、令和4年度の決算額が7億3,017万3,000円と増加傾向となっております。繰り返しになるんですけれども、交付税は国税収入額の一定割合を財源としておりますので、国税収入の増額に伴い、国全体としても増加傾向となっておりますけれども、こういった国の地方財政計画、それから直近の葛城市の決算状況を踏まえまして、令和6年度の予算のほうは直近5年間の平均を取らせていただきまして、6億6,000万円の計上としております。

以上が交付税の説明となります。

そして、合併特例債の影響ということなんですけれども、合併特例債につきましては元利

償還金の70%が毎年交付税に算入されるということで、令和5年度の合併特例債の普通交付税への算入額というのが約5億2,700万円、それから令和6年度の算入見込額が約5億1,000万円となっておりますので、普通交付税の増額の要因としては、この合併特例債の分というのは影響はないということでございます。

続きまして、少額の起債の関係、予算書27ページの21款市債のページで申し上げます。一番右端の欄、説明欄には、当該起債を充当しております歳出予算の説明欄の中の事業名で区分して、起債額というのをこの27ページのほうには載せております。

少額の起債ということで、例えば500万円以下で調べさせていただきましたので申し上げます。令和6年度の当初予算では、500万円以下の起債というのが21項目ございます。令和5年度の当初予算では14項目でございましたので、7項目増えております。ただし、事業単位で区分して歳入の説明欄に載せておりますので、例えば複数の課で予算計上しております公用車購入費、この公用車購入費につきましては脱炭素化推進事業債という起債を全ての公用車に対して充当しておるんですけれども、令和5年度の当初予算では公用車購入費に係る事業というのが2事業でございました。それから令和6年度につきましては、各課単位で公用車の購入費というのは計上しておりますので5事業となっていることで、この公用車の関係で3項目が増えております。それから、公用車の購入費以外におきましても、起債額が500万円以下の事業で、令和6年度に新たに計上された事業というのが8事業ございます。そして令和5年度の当初予算で計上しておりましたが、令和6年度ではなくなっている事業というのが4事業ございますので、差引き4項目の増となっております。起債の予算計上につきましては令和5年度の当初予算と同様としておりまして、令和6年度につきましては比較的金額の少ない新規の起債対象事業があったことから、500万円以下の起債額となる事業件数が増えていると考えております。また、地方債につきましては、市が事業を行う中で公共施設の建設事業費や用地購入費等の財源を調達する場合など、地方財政法の第5条各号に掲げる経費のみ発行できるものとなっておりますので、予算編成におきましては、その事業経費につきまして適債性の確認も行いながら、起債対象額に総務省告示による充当率を乗じまして起債額を算出するということで、令和5年度の予算計上方法と同様に行っております。基本的な運用といたしましては、起債対象経費につきましては、原則、起債のほうは100万円以上の起債対象事業費に対しまして起債のほうを予算上は当てております。

以上です。

藤井本委員長 吉田農林課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

2点目の農林商工費分担金について答弁をさせていただきます。工事の分担金でございますが、内容につきましては農地費、土地改良事業で工事請負費として大字山口の山口地内水路改修工事300万円、そして予算枠として計上しているため大字は未定でございますが、農業用施設維持補修工事200万円、そして団体営土地改良事業で大字今在家からの要望で寺川水路ゲート改修工事650万円、そして大字勝根の勝根池改修工事2,000万円、合計3,150万円の1割として315万円の計上となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 財政課のほうからちょっと丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございました。よく分かりました。この地方交付税に関して、国全体のもの、国全体の財政計画の中で膨らんでいるということで、葛城市としてもちょっと増えていると。特例債の部分がちょっと増えてるのかなというふうに思ったんですけど、そうではないということで、特例債の分はこれがもうここは減っていくという考え方でいいのか、そこだけちょっともう一回だけ聞かせていただけますか。

市債のことについてなんですけど、これも内容はよく分かりました。ただ、ちょっとこれはもう副市長に答えてもらったほうがええかなと思うんですけども、原則としてこの地方債というのはこれ基本的には借金なわけですから、原則は総務省の考え方としても、地方債以外の歳入をもって賄うということが基本かなというふうに思うんです。それで、地方債使う場合は将来の市民の方との分担といいますか、公平性の確保から、大きな事業に関しては将来的に将来の住民と負担していきましょうという考え方であったり、もしくは緊急の災害であったり、そういった臨時的な出費が多額である場合は、こういった地方債という考え方は理解できるんです。ところが、これは溝尾前副市長の時代から、この地方債が非常に多くなっている。これについても、溝尾前副市長はそういった考え方をこの議会の中でも説明してこられて、有利なものに関しては、例えば交付税算入があるものに関しては、しっかりとそういうものを活用していった財源として活用していくということはおっしゃられたんですけども、これやはり将来的な見通しといいますか、これ借金ですから、少額のものが増えたり減ったりするんです。これはもうちょっと考え方として、副市長、市の考え方として、今後も令和5年度からこの令和6年度にこういったものが増えているということです。将来的にももうこういう形でいくのか、それとも溝尾前副市長とちょっと違う考え方として……。

(発言する者あり)

梨本委員 少額の起債です。少額の起債についての考え方ですので、ちょっとその考え方、聞かせていただきますでしょうか。2点目はそういうことでよろしくをお願いします。

それから、農林商工費の分担金については、山口の分と今在家、勝根池と、それから梓として取ってる分ということで理解いたしました。これについて、そもそものルール、これ10%ルールですよね。これは基本的には分担金10%を大字に負担していただくというルールだと思うんですけども、このルール外でもしやられるというようなこともあるのかということだけ、一度聞かせていただけますか。何かこういう原則のルールから違うようなやり方があるのかということ聞かせていただけますでしょうか。

以上3点、再度お願いします。

藤井本委員長 内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課の内蔵です。よろしくお願いします。

合併特例債なんですけれども、平成28年度に道の駅建設事業ですとかクリーンセンターの関係で、平成28年度は約44億8,000万円の起債をしております、この中に結構金額の大きい合併特例債というのが含まれておるんですけれども、その合併特例債の償還のピークというのが令和4年度となっております。令和5年度以降につきましてはこれから減少していくと、このようになっております。

以上です。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

ただいまのご質問で、この分担金、対象の土地改良事業以外の工事というご質問でございますが、緊急度に応じていろいろ事業のほうを検討させていただくわけですが、場合によっては材料支給であったり、大字営であったり、そういった形で、その工事の内容について相談をさせていただいているところです。

藤井本委員長 だから10%ルールというものを使わないケースがあるのかという質問です。

吉田農林課長 大字営でやりましたり、材料支給で、その材料を支給したり、材料代を請求していただくという形で施工している部分がございます。

藤井本委員長 それを材料で渡して10%という形に持っていったんのか、いわゆる10%ルールというのがあるわけですよ。それより上の部分が、それよりも大きい部分があるのか。いや、こういうケースの場合はそれを適用しないというのがあるのかとか、それを全て適用しているのかという今の質問ですので、それを材料支給でするときもあるということだけでも、それはそれで分かりますけども、10%というこの10%、それより上があるのか下があるのかということでお答えください。

吉田農林課長 材料支給につきましては、いわゆる材料を支給しますので100%というところで、あと補助事業でありましたら2分の1の補助でありましたり、そういうところで要件に応じて、該当する場合はほかの事業でさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 起債についての考え方でございます。起債というものを使うというのはどういう考え方かといいますと、ちらっとおっしゃいましたけども、世代をずっとこれから、例えば公共施設を建てるとして、それは今現在使っている方と、それと将来使う方とのその分散をするという考え方ですので、そういう意味で本来起債というものを使います。それで、この3年間、起債の状況を申し上げますと、令和2年度で203億5,000万円、令和3年度で197億7,000万円、令和4年度で191億6,000万円と、起債残高はほぼ毎年減ってきております。それに比べまして、基金残高が令和元年度で20億円から令和2年度で24億円、令和3年度で公共施設整備基金もありますけども、25億5,000万円、それと令和4年度では減債基金も入れますと28億1,000万円と基金残高も増やしております。ですので、起債を使う使わないという判断の仕方なんですけども、基本的にはできるだけ起債を使って、有利な交付税算入のあるものは必ず使っていくと。財源として単費で、単費といいますか、基金を取り崩すなり、単費を使っ

ていきますと、当然、交付税算入はされませんので、そういう意味においては有利な起債を最大限使っていくことが大切かなと思います。起債のこの残高につきましては、大きな事業があるかないかによっても変わってきます。今年の場合ですと4億8,500万円ほど起債残高、起債の金額は減ります。減りますけども、その一番大きなのは福祉施設であるいきいきセンターの事業が約5億円ほどありましたけども、そちらのほうは起債使ってた。今年の場合はそれがなくなりまして、新庄庁舎のほうで1億数千万円の新たな新庄庁舎管理事業債ですかを使うというような形になりますので、起債というのはそのときの投資の額によって変わってきますけども、安定した財政運営をするということは、そのバランスを考えての財政運営をするということは必要やと思います。決して将来の負担を残さないということは大切なんですけども、有利な起債を活用することが地方財政上、有利であると判断した場合には、最大限起債の把握はしていきます。

以上でございます。

藤井本委員長 今の質問の中に、阿古市長のその起債の考え方はよく分かりました。今の質問は、この少額の起債が増えてるといふところら辺で、だから、そこに答弁として含有されてるとは思うんですけど、少額は増えてると。先ほど担当部のほうでも、少額の方は増えているというお話になったし、100万円以上がこれに該当すんねんというお話、少額で使えんねんということでしたよね。じゃなかったかな。いわゆる少額の部分が増えてるといふ今の質問なので、起債に対する考え方はよく分かります。そういう少額のいわゆる事業が増えてるといふふうに答えてくれはったらそれでよく分かんねんけど。

阿古市長。

阿古市長 基本的にはその起債の金額というのは少額の事業であつたり、大きい事業であつたり、考え方は変わりません。有利な起債があれば少額であっても使っていくという考え方です。ですので、その事業の大小にかかわらず財政上有利な処置を取っていくという考え方です。たまたまその事業が、先ほど説明ありましたけど、例えば公用車を買う、その事業項目が増えたにしたかって、それが有利な財源があればそちらを使っていくという考え方ですので、起債の大小によつての考え方の差というのはありません。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 よく分かりました。まず、1つ目の地方交付税について、特例債は令和4年がピークだったということで、交付税算入はこれからちょっと減っていくということで、その辺りも、どういふ、今後、地方交付税の推移になってくるのかということはずごく気になりますので、また詳細に、今後またどういった補助、何て言うんですかね、交付税算入されたものがどれだけ計上されていくのかということも含めて、これ財政課のほうでしっかりやっていただいていると思うんですけども、また教えていただきたいと思います。

その次、市債の話です。これも市長からも説明ございました。私、市長おっしゃっていることを別に否定するわけでは全然なくて、この有利な起債はどんどん活用していったらいいと思うんですよ。ただ、今まで溝尾前副市長が来られるまでは、こういったことはそんなに

たくさんなかったというふうに私記憶してるんです。ですので、その後、前副市長時代にそういうものをどんだんだんだ活用していくんだというようなことをおっしゃられて、その後、副市長も替わられたわけですから、方針的にどういうことをやっていかれるのかなというようなことも含めて聞いたかったんですが、市長から答弁いただきましたので、そういうことで、しっかりと財源の交付税算入されるものに関しては、今後もそういうものを活用していくということで理解いたしました。ただ、基本的には、もう本当にそういう有利なものか有利じゃないのかというのは、ぱっと見た目で分からないんですよ。基本的に、例えば説明を受けた公用車の件なんかは、これは非常に有利だなと、これはもう一気に買うというのもこれは納得できるんですけども、それが細かく見ていくと、どれがそういうふうなものであってどれがそうでないのかということも含めて、ここの予算特別委員会の中だけではちょっとなかなかこう見きれものではないというふうに思ってますので、その辺りも今後しっかりと説明していただいてやっていただければなというふうに、それは要望だけとさせていただきます。

農林課の農林商工費の分担金の件も理解はいたしました。結局、令和5年度までの事業も含めて、そういった基本的にはこのルールに沿って、もしくは原材料費を100%支給するという、それ以外のものでそういったルール外のことは起きてないということで理解させていただきました。ということですね。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。関連。

谷原委員。

谷原委員 関連ですけれども、起債についてですけれども、今、公用車についての記載というふうにありましたが、これちょっと誤解が生まれてはあかんで確認したいんですが、先ほど地方財政法第5条によるものしか起債はできないですよということでありました。基本的には、財源は起債以外でやるのが原則で、この場合は起債でいきますよというのがあります。それで、公用車といっても災害関係であればいけるのかなと思ったから、この公用車の起債が何の公用車のあれになるのか、ちょっとお聞きしたいんです。トイレカー買うから、僕はトイレカーのことかなと思ったんです。だからトイレカーだったら、この地方財政法の中に災害関係のことも支出できますから、ちょっとこの内訳、公用車でそうなのかどうかということをやっと確認だけさせてください。

藤井本委員長 内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課、内蔵です。

ただいまの谷原委員のご質問ですけれども、公用車の購入費につきましては、今回令和6年度予算に計上しておりますのは全て電気自動車ということになっております。電気自動車につきましては、脱炭素化推進事業債という起債がございまして、この起債メニューの中にその電動車の購入というのが入っておりますので、これが充当率90%、交付税算入率が30%と、こういう起債を充てております。よろしいですか。

藤井本委員長 よろしいですか。ほかに。

谷原委員。

谷原委員 それでは、よろしくお願いします。14ページです。12款2項1目の2節になります。ここに、こども未来課のところで保育所の保育料ですけれども、昨年度と大きく減額しているということで、これは新たに厚生文教常任委員会でも条例改正案が出ておりましたけれども、保育の多子世帯に対する0歳から2歳までの保育料の無償化に関わることににおいて、無償化するということで減額措置になると思うんですが、ちょっとお聞きしたいのは、確かめたいということなんですが、令和6年度予算案のポイントの中に、8ページに子どものための教育・保育給付事業、第2子目以降の保育料無償化分を含むというところの事業費とか書いてあるんですが、囲みのところに第2子目以降保育料無償化に係る影響額ということで、入のところに5,400万円余り減額になりますよということなんですが、令和5年度の予算と令和6年度の予算で、この保育料のところの差額とこの差額がちょっと合わないの、どっかほかのところもこの減額されてるところがあるのかなということで、ちょっと私もよく分からないので、これ確認したいんです。よろしいでしょうか。令和5年度と同じ保育所保育料の見込額は1億469万3,000円が計上されてましたので、今回は6,984万円ですから、その差額分と、先ほど言いましたところの予算案のポイントのところの差額が合わないの、ちょっとこれだけどちらの値で考えたほうがいいのか、予算書のほうではどうなのかというのが分からないので教えていただきたいんです。これが1つ目です。

それから2つ目ですけれども、ページ数でいきますと25ページ、20款になります。3項3目2節の体力づくりセンター運営収益金のところなんですが、これちょっと私、一般質問のときにお聞きしたときに、建設時に国の補助金を受けて建てているということをお聞きしました。この建設時に国の補助対象となっているのはどの範囲なのかということをお聞きしたいんです。つまり、敷地のところだけ、あるいは土地を購入とかそういうところなのか、建物なのか、どこが補助対象になっていたかということをお聞きしたいと思います。

それから、同じく25ページの20款3項3目2節の農畜産物加工処理施設運営収益金、これをいただいているわけですが、この施設についても建設時に補助金が入ってたのかどうか、その名称が分かれば、どういう補助金を受けてそれを建設したのかお伺いします。

以上3点お願いします。

藤井本委員長 西川こども未来課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず1点目のご質問でございます。予算書14ページの保育所保育料の増減内容についてお聞きだったかと思います。こちらのほうではございますが、そちらの14ページの歳入のほう、保育所保育料6,984万円と、その下に認定こども園の保育料というのがございます。この2点を1つとしてお考えいただきたいと思います。

内容ではございますが、3、4、5歳児の保育料にかかりましては無償化されておりますので、0、1、2歳児分の保育料となっております。認定こども園の保育料につきましては、来年度から磐城第1保育所が新たに統合されますので、認定こども園としての保育料0、1、2歳分が発生することとなります。こちらのほうなんですけれども、保育料のほうに関しまし

ては両方合わせてお考えいただきますと、入所児童数の伸びや所得の伸び等によりまして、本来ならば約2,500万円程度の保育料の伸びを見込むところではございますが、先ほど谷原委員ご指摘いただきましたとおり、第2子目の無償化のほうで保育料のほうの減額を算定させていただいております。こちらのほうにかかる分が、先ほど予算案のポイントのほうでもおっしゃっていただきましたが、5,459万2,000円、増額とプラスマイナス、結果、減額のほうが多くなるわけですし、保育所保育料に関しましては6,984万円、認定こども園の保育料に関しましては507万4,000円という内容になっております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課、竹本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員の体力づくりセンターの建設当時の補助金の対象ということでございます。こちらにつきましては、建物のRC構造部分の建物についての対象とされてたのみということでございます。

以上です。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

3点目の農畜産物処理加工施設に関してのご質問でございまして、農畜産物処理加工施設の建設時に出了た補助金につきましては、農業農村活性化農業構造改善事業補助金となっております。補助対象事業につきましては、農畜産物加工調整施設整備事業でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 まず最初の保育料に関わる箇所ですけれども、もう一回確認するんですが、単純に言うプラスマイナス増減と、これは歳入だから、減った分と新たに発生する支出を最後内訳でおっしゃったということで、約7,400万円余りが歳入歳出考えると、それだけ負担が増えるということですのでよろしいですね。そしたら、こちらのポイントのほうの数字でいいということで、もう一回それだけ確認をさせてください。

それからあと、国からの補助金の2件の話はこれで分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

先ほどおっしゃっていただきましたとおり、歳入に関しましては約5,459万1,000円、歳出に関しましては、出のほうで子どもの認定の給付費のほうで歳出を組ませていただいております。市外の公立保育所や、市外の私立にお支払いさせていただいているところ、保育料としての収入がなくなりますので、そちらの分を歳出として補わせていただく分が、先ほどおっしゃっていただいた差額になります。合わせて7,400万円程度というご理解でよろしいかと思います。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 谷原委員の関連が2つありますので、先そちらから行きます。25ページ、20款諸収入、3

項雑入、3目雑入の節の雑入、体力づくりセンター運営収益金、これ、ウェルネスのところでもかなりの企業努力していただいて収益金を入れていただいているわけなんですけども、この年によっていろいろあると思うんですけども、かなりコロナ明けということで利用者の増を見込んでいらっしゃると思うんですけど、具体的に何%ぐらいを見込んでいらっしゃるかという、この計算の根拠だけお願いします。

それと、その一番下の農畜産物処理加工施設運営収益金、これ昨年度の説明では過去3年間の平均で出してる、予算化してるという話だったんですけども、ちょっと私の見間違いか、金額計算すると平均値からすると低い見積りになってると思うんです。その辺りちょっともう少し詳しくご説明ください。

それからもう一つ、17ページ、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金の1節保健衛生費負担金の予防接種健康被害給付費負担金というのが出てるんです。この費目、多分、この令和6年度で初めてだと思うんですけども、この健康被害は何か、そういう実害があったことに対して国がこれを出してるという意味なんですかね。であれば、その具体的なその内容を教えてほしいと思います。

以上、3点お願いします。

藤井本委員長 ちょっと関連を先に行きますので、関連の部分で先にお願いします。

竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課、竹本でございます。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの奥本委員の運営収益金の見込みということでございますが、まず令和4年度の実績としては892万9,163円で行いました。今現在、令和5年度見込みとしては約1,100万円ぐらいの見込みで毎月の報告では今、見込んでるところで、来年度予算では1,583万6,000円の計上させていただいて、約43%ほどの増額を見込んでるところです。

以上です。

吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

2点目の農畜産物処理加工施設運営収益金に関してのご質問について答弁させていただきます。近年、売上げの総額については比較的高い数値で推移をしておりますが、一方、仕入価格や人件費といった経費の総額も増加傾向にあることから、売上げの総額から経費の総額を差し引いた収益については減少傾向にあります。そのため、農畜産物処理加工施設運営収益金は昨年度の予算額より微減で計上をさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 ちょっと待ってくださいね。奥本委員、関連をもう先に終結させてしまいますわ。新しいのが1つありましたけど、関連をもう先に終わらせたいので。

奥本委員。

奥本委員 体力づくりセンター、本当に43%増というすごく頑張っているということで、市に貢献いただいて非常に感謝すべきところでございます。それに関して、今の農畜産物処理加工センターの収益金、売上げが上がってるけども様々な経費が嵩んでるんで、収益が減

少傾向ということですが、これ去年、過去3年の平均値で予算化してるという答弁されてるので、何か収益が減少するのを見越した上で低く抑えるというこの予算設定、去年とつじつま合わない、整合性取れないと思うので、その辺りどう考えていらっしゃるんですかね。

藤井本委員長 もう一つのほうはいいのかな。

奥本委員 もう一つも行きますか。

藤井本委員長 いやいや、農林。体力づくりだけでいいですか。2問目、今。

奥本委員 最初の体力づくりセンターのやつは、もうそれで結構です。43%増で、もう頑張っているということで。農畜産物処理加工施設運営収益については、去年のご答弁が平均値で算出しているというその見積りの根拠だったんですけども、予算立ての根拠だったんですが、今のご説明でいくとそれにそぐわないので、ちょっとその辺の整合性取れないなというところをどう考えていらっしゃるか。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

ただいまのご質問で、農畜産物処理施設運営収益金についてですが、こちらにつきまして基本協定書の第28条で規定されておりまして、年度決算に基づき収益合計から費用合計を差し引いた利益の30%を成果配分として市に払うものとなっております。計算の内容でございますが、令和2年度売上げが2億2,768万5,116円に対し、差引き利益については1,047万8,273円、令和3年度売上げが2億3,996万2,768円に対し、差引き利益については83万5,772円、令和4年度売上げが2億3,733万156円に対し、差引き利益については295万1,957円となっております。この直近3年の平均収益475万5,334円の30%で142万6,600円を計上をさせていただいております。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ちょっと私、そしたら去年のメモが間違ってたということで、失礼いたしました。過去3年の実績、なおかつ協定書に基づいた30%ということで設定されてるということですね。理解いたしました。ありがとうございます。

藤井本委員長 一旦終わってもらって、新たな質問で3問まで行ってくれますか。今のは関連で一旦終わってもらって、新しい質問。

奥本委員。

奥本委員 そしたら、最後1点、17ページ、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金の1節保健衛生費負担金の、今回、予防接種健康被害給付費負担金、これ令和6年度で初めてこの費目は出てきたと思うんですけども、健康被害に対する給付費負担金ですので、何らかの健康被害が起こったものに対してと思われるんですけど、その具体的な内容を教えてください。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、予防接種健康被害給付金の負担金ということで、歳出の102ページのところに計上させていただいております予防接種健康被害共済給付金に対しまして、国が負担金として市

町村に支払うものでございます。まず、臨時接種期間中の健康被害に対しましては全額国の負担となるため、歳出と同額を計上させていただいております。また、その中身につきましては、当然、個人情報もでございますので言うことはできませんが、令和3年度には健康被害等調査委員会というものを実施しております。その回数としましては、令和3年度1回、令和4年度1回、令和5年度1回というふうな形で実施させていただいてきているということで、今回予算化させていただいているとご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 了解いたしました。予防接種に関することということですね。それが発生したときのためのやつですね。分かりました。もろもろいろんな方があって、体質に合わない方とかが出る可能性があるということで理解いたしました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。

柴田委員。

柴田委員 1点だけ、その予防接種のことなんですけど、コロナワクチンというのはその中に入るのでしょうか。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 コロナワクチンは、先ほども言いました臨時接種期間中のコロナワクチン、そしてこれ予防接種法に基づく定期接種A類、B類の部分につきましては、この部分が対応する形になります。ちなみに、任意接種の分についてはこの限りではございません。

以上です。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。

谷原委員。

谷原委員 ページ数からいきます。19ページ、15款1項1目4節の生活保護費負担金ですが、昨年度予算からちょっと大きな減額がありますので、その理由をお聞かせください。

次、2問目、20ページの15款2項2目1節の地域生活支援事業費補助金ですが、これも昨年度から非常に大きな減額になっております。いずれも県からのものですから、分かる範囲で結構ですので、減額の理由をお聞かせください。

次ですけれども、これは2か所あるんですが、ほぼ同じものだと思いますので併せて答えていただけたらと思うんですが、21ページの15款2項7目1節及び2節小学校費の補助金ですが、これはもう昨年度からかなり大きな増額になっております。その増額理由について教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課、山岡でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目の生活保護費負担金でございます。こちらについては、生活保護法第73条により、居住地がないか、または明らかでない被保護者等について、市が示した保護費分の4分の1を県が負担するものというところになっておりまして、この負担金分の歳入となります。例えば、身元が分からない人を当市で保護した場合、本来うちではないというようなと

ころの中の部分で、そのようなケースが当たるというところでございます。この額の減額の原因なんですけども、通常ですと例年このようなケースで新規対象となられる方というのはほとんどあんまり数件程度でございまして、またそこから亡くなられる方もいらっしゃるころの中で、大きな変動もなく、どちらかというとなようなケースというのは減少傾向にあるのかなというふうに考えております。令和5年度につきましては、その対象となってる方が、ここ一、二年ちょっと亡くなられる方が結構いらっしゃいまして、そもそものかかる費用が減額というところになっておる中で、令和5年度実績としましては大体3,400万円ぐらい見込んでおるところなんですけども、令和6年度におきましてはその亡くなられている方も含めまして3,000万円を割ってくるというところの中で、その4分の1というところの中で、今回、歳入としては減額をさせていただいたというようにところでございます。

それと引き続き、地域生活支援事業の補助金でございます。こちらにつきましては障がい福祉に関するサービスで、地域の特性や利用状況に応じて市町村が柔軟に実施する事業というところの中で、その事業に対して国2分の1、県4分の1が支出される補助金となっております。この事業の補助対象といたしまして、巡回支援専門員の人件費というのが充てられるということになっておりまして、これはこども・若者サポートセンターの臨床心理士等の人件費等をこの事業の補助金ですべて充てておったところでございます。しかし、このこども家庭庁が設置されたことによりまして、恐らくそうと思われるんですが、この補助対象であった巡回支援専門員の人件費は、今の地域生活支援事業の対象外となりまして、新たに児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金のほうでこの人件費を充てられるというようにところで、変わったというところでございます。よって、今まで地域生活支援事業で充てておりました、こども・若者サポートセンターの臨床心理士等の人件費の歳入分が減額というところになって、その分がちょっと大きな減額というふうになってるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。よろしくお願いします。

小学校費の県補助金と中学校費も県補助金の増額になっている理由ということで、まずはこの小学校費県補助金の増額理由についてなんですけども、まずこのそもそも対象となっておりますのがスクールサポートスタッフとI（アイ）r o o mの不登校支援員、この2つの会計年度任用職員のものが対象となっており、増額となっている理由については今回3点ございます。

まず、この理由の1点目が、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正に伴いますこの期末手当、勤勉手当の増額によるもの、もう一つが不登校支援員の小学校全校配置に今回令和6年度から実施したことによる対象経費の増加。

2点目につきましては、このスクールサポートスタッフの補助割合についてなんですけども、令和6年度より負担割合が現時点では国3分の1、そして県3分の2、一応、市町村はゼロに変更されるということを伺っております。

もう3点目がこの不登校支援員なんですけども、こちらにつきましては負担割合は令和5

年度と同様なんですけども、小学校全校に配置することで追加配分が行われる予定であります。内容につきましては、各学校の規模に応じて1人から100人程度の学校で16万8,000円、101人から200人の学校で22万4,000円、201人から500人の学校で33万6,000円、501人以上の学校で54万4,000円が追加で交付される予定であります。この計算式に基づきまして、5校で201万6,000円追加で増額されるということから、まず小学校費は主に増額しております。中学校の増額理由につきましては、こちらを対象となってるのはスクールサポートスタッフとI（アイ）r o o mの不登校支援員、そして部活動支援員が補助対象となっております。スクールサポートスタッフと不登校支援員については、先ほど小学校費で説明したとおり、期末手当、勤勉手当の増額により補助対象経費が増加したこと、部活動指導員につきましては2名から4名に今回増員させていただいてることから、こちら補助対象経費が増えたこと、スクールサポートスタッフの割合につきましては先ほど小学校費で説明させていただいたとおり、令和6年度から負担割合が変更になるということから増額となっているものでございます。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 最初の2つの質問はそれで分かりましたので、ありがとうございます。

3点目のところ、もう一つお聞きしたいんですが、純粋に増員される、令和5年度から令和6年度に、先ほどあった部活動支援員なんかも2名増えるということですが、I（アイ）r o o mも全校配置ということで増えると思うんですが、純粋に人と言うと何名ぐらい会計年度任用職員が増える予定なのか、お願いします。

藤井本委員長 西川学校教育課長。

西川学校教育課長 純粋に4名程度増える予定でございます。

藤井本委員長 ほかに。

私がありますので、代わってくれますか。

（正副委員長交代）

吉村副委員長 それでは、委員長に代わり、暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。質疑はありませんか。

藤井本委員長。

藤井本委員長 それでは、23ページに該当するであろうと思われるんですが、基金のところ、令和2年でありました、旧町時代の未処理金ということで審議を、審議というんか、特別委員会もつくってやっていたというのは皆さんご存じであろうかと思います。その後、その金銭というものは市役所に戻されました。歳計外会計、歳計外のところで保管されてたというところまで認識はございます。それ以降、私も当時、委員長をしていたせいか、その後どうなってますかという質問が、ほかの議員または市民から寄せられているんですけども、それについてお尋ねしたいと思います。いわゆる1億8,000万円のお金ですよ。歳計外から今どこに入ってて、予算上どこで、計上はされてないから分からないですが、今回動きというものはあるのかないのか分からないですけども、どこに今あってどうなっているのかと。既にもう

使われたものなのか、これからのものなのか、その辺のところをちょっと簡単に、その辺のところをきちっと教えていただきたいと思います。

吉村副委員長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問の旧町時代における未処理金 1 億 8,185 万 1,728 円の現状につきまして報告させていただきます。このお金につきましては、令和 3 年の 3 月議会で補正予算として計上し、雑入として計上して、議決いただきました後に財政調整基金として積み立て、会計課で保管することとなっております。それで現在の状況といたしましては、財政調整基金としては、この金額の分 1 億 8,185 万 1,728 円を取り崩したりして運用することなく、会計課において適正に保管されております。

以上です。

吉村副委員長 藤井本委員長。

藤井本委員長 分かりました。財政調整基金の中にこの 1 億 8,000 万円余りが保管されていると、崩していないということですよ。そうすると、今後どういうふうに活用されるというんですか、今は崩していないというのは分かりましたけども、基金の中に含まれていると、今現在はそのまま残ってますよというところまでは分かりましたけども、じゃあこれからどうするのというところを、予定というかお考えを教えていただきたいと思います。

吉村副委員長 高垣部長。

高垣企画部長 当時、補正予算のときに質問ございましたとおりになるかもしれませんが、その当時はコロナ禍でしたので、そのコロナや、市民のために活用する事業に充当するように検討していきますということでお答えさせていただいております。現状も、そのような市民のために使えるものということで検討していくということで、よろしくお願いします。

吉村副委員長 藤井本委員長。

藤井本委員長 分かりました。今後、市民のために使っていくということで、今は財政調整基金で保管をしていて、そのものは使われていないとということでございます。そういう質問等、私も投げられましたので聞かせていただきました。ありがとうございました。

吉村副委員長 それでは、ここで藤井本委員長と交代いたします。

(正副委員長交代)

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。歳入。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、歳入に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は 1 時、13 時といたします。

休 憩 午前 11 時 45 分

再 開 午後 1 時 00 分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより総括質疑に入ります。総括質疑は市政全般にわたるものとなりますよう、ご留意ください。なお、総括質疑の性質上、複数問、2 問、3 問ある方も 1 問ずつしていただきます。

すようにお願いをいたします。

質疑ないですか。

西川委員。

西川委員 それでは、よろしくお願いいたします。私のほうから、財源の確保についてというところでお伺いをしたいと思います。令和6年度予算については、18歳までの子どもにかかる医療費一部負担金無償化事業や、第2子以降の保育料無償化事業、産婦健康診査事業、児童手当費の拡充など、子育て支援に力を入れた予算であると感じております。市長の施政方針にもうたわれた子育てしやすいまちづくりに取り組む気概は見受けることができました。しかしながら、この財源に関して、本当にこれが継続して続けていけるのかという懸念があります。このように、どこにも誇れるような事業を継続するために、財源の確保というものはどのように考えておられるかを伺いたいと思います。

藤井本委員長 米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

西川委員のご質問にお答えさせていただきます。子育て支援事業など、これらの扶助費につきましましては、令和5年度と令和6年度の事業費ベース比較では約5億2,800万円の増額となっているところでございまして、その主な要因といたしましては、今述べられたように、18歳までの子どもにかかる医療費一部負担金無償化事業、こちらは一般財源ベースで申し上げますと約1,200万円の増、それから第2子目以降保育料無償化事業、こちらは一般財源ベースで申し上げますと約7,400万円の増、それから障がい関連給付費、こちらもございます。一般財源ベースで申し上げますと、約5,000万円などが要因となっているところでございます。これら扶助費の中には、国や県支出金で一部補てんされる事業もあることから、ただいま申し上げました一般財源ベース比較では約1億3,700万円の増額となるところでございます。財源面でのお問いでございますが、この増額分の約1億3,700万円につきましましては、基本的には一般財源で賄っていかなければならないところでございます。事業によっては普通交付税において措置されるもの、また措置対象とならない場合は特別交付税におきまして、市の特殊事情案件として国への申請を着実にを行い、財源の確保に努めてまいるところでございます。また、自主財源の根幹であります市税におきまして、ここ数年間はコロナ禍ではあったものの、令和2年度以降、微増が続いている中で、令和5年度予算額と比較をいたしましても約1億2,600万円の増額となっており、自主財源におきましても貴重な増額が見取れるところでございます。また、予算編成の観点から、令和6年度予算編成におきましては人件費や扶助費などの義務的経費の増額につきましましてはあらかじめ当初から想定はしていたところでございますが、実際に予算編成を行った中で、後年度に係るこれら義務的経費のボリューム感というものを認識できたところでございます。令和3年度の予算編成より、歳入を基本とし歳入予算の範囲で歳出予算を見積り、できる限り財政調整基金に頼らない予算編成を行っていくという考え方にシフトしておりますことから、当該年度の予算編成を始めるまでに5年間の収支見通しを一般財源ベースで作成し、予算編成に臨んでいるところでございます。これらの新たな財政負担を令和7年度以降の収支見通しに反映させた中で、歳入

面におきましては、市税や地方交付税などは実績や社会情勢を勘案しながら、過度な見込みとならないように注意しつつ、国・県支出金等の特定財源のさらなる確保、起債の厳選や基金も有効に活用しながら、歳出面においては事業の目的、必要性などを改めて精査し、優先順位を定め取捨選択の検討を行うなど、歳出削減と新たな財源確保の意識づけを、職員間、特に管理職間で共有してまいりたいと考えているところでございます。財政当局といたしましては、持続可能な財政運営に心して努めてまいります。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。一般財源、自主財源の確保という話も出たんですけども、これももちろん自主財源を、例えば企業誘致にして固定資産税をととか、そういう施策的なものもあるんですけど、要は何かをやっぱり見直してその財源に充てていく、今の事業を政策で見直してその自主財源として充てていくという考え、そしてもう1個、依存財源のほうは確かにいろいろメニューをもう一回模索していただいて、国からももしかしたら出てくる可能性もあると思いますので、その辺は財務部のほうできっちりと調査をしていただいてそれに充てていく、依存財源のほうは。僕は聞きたいのは自主財源のほうです。それを政策として、どういうふうに増やしていったりとか、例えば今の事業を見直して新たな事業のほうに転換していくという、そういう考えはございますか。これ多分ちょっと市長かぐらいしか答えれないと思うので、ちょっとその辺お願いいたします。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 行政サービスそのもの全てにおきまして、やはり財源というものが関わってまいります。ですので、その財源の許す範囲の中でどのサービスを行うのかというのは、取捨選択があると考えているところでございます。葛城市の場合は人口が微増ではございますが増えておりますので、非常に市税等につきましては、ほかの市町村とはまた違う考え方を持たなければいけないのかなと思っております。それと、先日、年明けに総務省のほうに、この時期はいつも特別交付税のお願いに上がります。今回の場合は特に1月の早々に能登半島地震等がありましたので、非常に厳しいという予測もされる中なんですけども、私どもが申し上げに行っておりますのは、昨年一昨年もそうなんですけども、葛城市は人口が増えてなおかつ子どもたちも増えてきております。その中で、確かに人口減になる自治体は大変なんですけども、人口増になるということにつきましては、それもやはり大変なんですよという話をさせていただきました。その中で、葛城市におきましては、特別交付税の増額等もしていただいているところなんですけども、本年度からは子どもたちに関する部分の総務省の通常の交付税の部分におきまして若干の変動がされます。その部分につきましてのウェイトが若干高くなるように聞いております。ですので、その辺の情報もつかみながら、葛城市としてどの程度、行政サービスとしてできるだけ世代間の不公平がない中で投資をしていけるのか、行政サービスを維持しているのかということを前提に考えております。行政サービスといいますのは、できるだけ一旦入れました行政サービスは継続することが前提になっておりますので、導入するときにおきましては、当然のことながら、それが行政として耐えられる

のかどうかという検証は重ねた上での予算計上になっております。ただ、委員ご指摘のとおり、その事業の社会的状況によつての事業の見直し、また人口増もそうなんですけども、これから葛城市が行っていくべき民間事業者の誘致、税収を上げるという努力も含めた中で財政運営をしていくという考え方でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。今、やっぱり民間のいろんなことの誘致をしてしっかりと税収を増やしていくという言葉については、もう僕もそのほうが必要であると思いますし、やっぱり今ずっと続けてきてた事業というのもだんだんだんだん、これ、今の事情によつて、時勢によつてそれは増やしていく事業というのは多くなっていくと思うんですけど、伴つて、やっぱり必要じゃなくなっていく事業というのもこれはあると思うんです。やっぱりその辺をしっかりと精査しつつ、これについては財政運営をしっかりとしたい。なおよりやっぱり外貨獲得といいますか、その辺をしっかりと、外貨獲得という言い方はおかしいかもしれませんが、要は民間の誘致とかいうのを積極的にしていく、企業誘致も含めてしていくことが必要かなと思っておりますので、その辺のことをしっかりと考えていただいて自主財源の確保に努めていただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。

柴田委員。

柴田委員 私は、市長の令和6年度の施政方針に基づいてちょっとお尋ねしたいんですけども、施政方針の中に様々な言葉が出てくるんですが、それについて市長のお考えを聞かせていただけたらと思うんですが、市長のお言葉で、「新たなステップとして活力あるまちづくりを進め、葛城市のさらなるバージョンアップを図ってまいります」というお言葉があつて、そこで活力のあるまちづくりに関して言えば、違った言葉で市民の皆様を元気にするとか、市民の皆様の笑顔を取り戻すとか、活力に満ちた葛城市というのが出てくるんですけども、これに関して、私がちょっと聞いてると、今、元気ないけど、頑張つて元気にするよみたいなことも、ちょっとそういうふうにも聞けて、市の現状というのは市長はどう捉えられて、具体的にこの予算の中でどう反映されてどういうふうにしたいのかということをやちょっとお聞きしたいのと、もう1個気になるのが、市長よくチャレンジとか英語の言葉を使われるので、今回もバージョンアップというのが出てきてるんですけど、そのバージョンアップというのが市長にとってバージョンアップがどういうことなのか、またそれが具体的に予算にどう反映されているのかということをお聞きしたいです。

藤井本委員長 市長、施政方針やから、市長にお答えをいただきたいと思います。

阿古市長。

阿古市長 ありがとうございます。非常に的を射た質問やなと感じております。葛城市、今年20周年を迎えるに当たりまして、決して葛城市が元気がないとは思っておりません。ほかの市町村に比べまして人口も増えている、財政的にも安定している、税収も増えていると、非常

にほかの市町村からは恵まれたまなざしで、羨望のまなざしで見ているというの
はありがたいなと考えておるところでございます。

さらにバージョンアップというところでございますけども、予算に見えてこないというの
は、見える部分も実はあるんです。例えば、新しく私立の認定こども園が令和6年5月に開
園される、それも1つのバージョンアップでございます。これは過去3年間において準備し
たものでございますが、それ以外にも例えば保育料の無償化、第2子以降の完全無償化を令
和6年度に実施をします。それと、18歳までの子どもたちの医療費の完全無償化をやります。
そちらのほうは財源としては大体1,200万円、保育料の第2子以降の無償化のほうは7,000万
円と少しの財源ベースでございます。ですので、取組といたしまして予算に決して出ていな
いというわけではございませんが、その中でステップアップ、もしくはバージョンアップと
いうにはちょっとまだ規模の小さいお話なのかなと思いますけども、先ほど西川委員からの
質問もございましたけども、これからのバージョンアップというのは民間活力を高めていく、
葛城市は非常に子育て環境や教育環境や自然環境や安心度や、非常に全国的にも高い評価
をいただいている部門もありますけども、必ずしもそうではない部門もあります。利便性で
すとか、まだこれからその部分というのは獲得していかないといけない部分でございます。
その部分につきましては、行政が財政投資をしてする部分とはまた食い違ってまいります。
今現在、民間企業等の誘致も行っております。宿泊所等の誘致も行っておりますが、そのよ
うな民間活力を葛城市に導入することによって次のステップに進む、さらなるバージョン
アップを、住みよいまちづくりになっていくという考え方でございます。ですので、バージ
ョンアップにつきましては、予算計上している部分と、今いろんなところで取り組んでおる
ところの成果がこれから出てまいりますので、それが結果として出てまいりましたときには、
予算が必要な部分というのは行政サイドでまた予算計上していくことはあるかと思いたすけ
ども、今年に関しましてはまだその部分は取り組んでいる最中でございますので、予算計上
されていない部分はかなりあるという認識を持っております。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 市長のお考えは理解いたしましたけれども、ちょっと私が気になるのは、市民の皆さんを
元気にするとか、元気笑顔を取り戻すとかの関連として、市制20周年のこともあるのかな
というふうに思っております。市制20周年にひもづけされている事業が今回たくさん出て
いるんですけれども、私が思うのでは、別に20周年にひもづけされなければいけないのかな
というような事業もあるのではないかなと思って、特に當麻寺のそういう映像の事業とかは
20周年に何か関係あるのかなというのとか、あとマンホールのお話とか、あと記念切手とか
もなんですけど、あとはバイクのナンバープレートとかもなんですけど、何かこうちょっと、
そういうナンバープレートとか記念切手に関して言えば、何かこうそれ過ぎたら色あせてく
るのではないかなというような感覚もありまして、わざわざそれを何かそういうふうにし
もづけされなければいけないのかなというところもちょっと疑問に思ってるんですけど、そ
の辺りもちょっとお考えを聞かせていただきたいのと、それから西川委員とかぶるんですけ

ど、人口が増えて市税が微増してるということなんですけれども、それと同時に、若い世代のお子様がいらっしゃるご家族がたくさん転入されてきてくださっているということで、補助のほうも増えていくというこのバランスなんですけど、その辺りをどういうふうと考えていらっしゃるのかと、あと、私、若い世代の方が来てくださることはすごく歓迎で、もちろん補助も多いけど消費もされると思うんですよ。その消費をやっぱり市内で、私がこの間一般質問したんですけど、市内または地域で循環させていただくような施策を考えていくのが方向性としてはいいのかなと思うんですけど、その辺りをどう考えていらっしゃるのかと、さっき民間活力を高めるとおっしゃったんですけど、今、見えてない部分があるということで、水面下で何か動いてるのかどうか分かりませんが、具体的に言える範囲でどういった取組をされているのかお聞かせてください。

藤井本委員長 ちょっと多岐にわたりますけども、まとめてご答弁ください。

阿古市長。

阿古市長 今、3つぐらいあったのかなと思って聞いてたんですけど、まず20周年の事業につきましては、これは委員会の席でもそうですし、通常の議会のありとあらゆる場所でお話しさせていただいてるのかなと思います。今回、20周年の事業というのは、あくまで葛城市が誕生して20年というお祝い事ではございますけども、20周年の式典自体の事業というのはそれほど大きな事業ではございません。それは10月1日前後にということで予定はしておるところなんですけども、それ以外の部分では、実は今おっしゃってるような要素があります。当初から申し上げましたのは、この3年、4年間というのはコロナ禍で、非常に皆さんといいますか、市民の心や人との交流の部分で傷ついた部分がございます。経済はもう当然、経済的な部分もそうなんですけども、それ以上に、ある団体でしたら、今まで活動していたけども集まれない、その中で、これを今度復活する形にはなかなかならないような部分もあります。そのようなところには行政が後押しする、元気をこうやって、いやもうみんなで力を合わせて頑張っていきましょうというそういう気持ちにしていかなければいけません。その1つの要素、きっかけとして、20周年のタイミングと同じになったと。実はもう昨年、コロナ禍からの復興という言葉を使わせていただきました。3年半被災しておりますので、その復興には最低でも3年半かかるという覚悟で取り組まないといけない。非常に変わった災害でしたので、被災と予防が一緒に行ってしまった、あったというような災害でした。ですので、昨年の5月をもって終了という形ではなくて、そこからの復興作業に入るというところがあります。危機管理としては、復興が終わって1つの災害が終結する。そのための1つの要素であるというところがございます。それで議員ご指摘のように、そういう効用の部分の事業としては、各課において何ができるのかというところで、非常に小さい事業でもありますが、工夫していただきました。それが先ほどおっしゃっていただいた幾つかの事業であると認識しておりますが、それ以外に継続的にやれる事業も入れております。ですので、20周年で単年度で終わる事業と、継続的にやる事業があるという認識を持っております。20周年の事業につきましては、そのような考え方で予算計上をさせていただいております。

それと、水面下でといいますか、もう具体的に見えているのは、ここずっとやらさせてい

ただいているのが、新村の工業系ゾーンの話で、もうこの就任させていただいてからです。もう五、六年させていただいております。徐々にではありますが、完成時期もほぼ見えてくるような状況まで来ました。なかなか難航いたしましたのは、あのエリアが工業ゾーンという名称でありながら第1種農地であったということが非常に時間のかかる要素になってしまいました。ただ、その第1種農地を解除するためのほぼ方向性もめども立ってきましたので、それが完成する前に企業誘致を始める段取りになっております。これはもう県との話し合いがほぼついておりますので、あとはどのタイミングでそれを開始するのかというところでございます。それと、社会教育センターの跡地の利用も、1つの大きな民間活用の考え方に立って県とともに始めておる作業があります。そちらのほうは葛城市としては滞在型の観光産業に変えたいですから、ですからホテル誘致を大阪・関西万博には間に合いませんでしたが、2031年に国体がまいりますので、それまでにそのような施設を準備しておきたいという思いがあります。

それともう一つは、もう皆さん方ともご相談させていただいております旧當麻庁舎の跡地の利用の問題であります。複合施設のほうは、もう完成時期もほぼ決まっておりますが、今サウンディングをしている跡地利用の民間商業施設等の進め具合がどのようになっていくのか、そのようにしてまた予算づけがあるタイミングでしていく必要があると考えておるところでございます。それ以外に、山麓エリアのまちづくりにつきましてはいろんな要素がありますので、観光、農業共に成り立つような方策を考えていきたいと考えておるところでございます。全ての分野について民間を活用していくことが大切です。委員ご指摘のように、個人商店的な、そのような活動もある種、仮想エリアにはそのようなものが発達しませんので、活気のあるまちをつくることによって、それが生計として成り立つような民間企業といえますか、個人商店も増えてくるというような考え方を持っております。葛城市は非常に周りの市町村や全国的な傾向とは逆行するようなまちづくりであります。私は決してそれは無駄にはならないと感じております。20年、30年先の葛城市がどのようなまちであってほしいのか、どのようなまちにできるのかというところを真剣に皆さん方とご議論できればと感じておるところでございます。

あとはもう先ほどバランスの話をしていただきましたので、行政というのは当然財源がございますので、その財源の許す範囲内で最大限行政サービスは高めていきたいと考えておるところでございます。これも以前にも申し上げましたが、財政を極端に経常収支比率だけを望むのであれば意外とやり方はあるんです。行政サービスを落として、それで経費を抑えてしまえば経常収支比率は良くなります。しかしながら、そのような考え方ではなく、皆さん方からいただいた税金はできる範囲内で皆さん方に還元すべきだという考え方を持っております。ですので、財政の余裕がどの程度あればいいのかというのは、私の中ではそれほど極端に大きな余裕は持つべきではないという考え方を持っておりますので、そのバランスの範囲内で、赤字にならないある程度の余裕が、将来的な投資もある程度見込められるようなバランスの範囲内で、市民サービスを更にバージョンアップできるところはバージョンアップしていきたい、それも税収とのバランスの中で考えていく作業になります。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 市長おっしゃるとおり、バランスは本当に大事であります、20周年に関してはちょっとやっぱりこれはとか思うような事業もあるんですが、その辺りはまたちょっといろいろ精査していただきまして、あと私、企業誘致とかの新村工業系ゾーンとか社会教育センターとか旧當麻庁舎の跡地、あと山麓のお話も出たんですけれども、これ、それ進めていただくのはすごくいいと思うんですけれども、何というか、ちゃんとその用意が市にできてるのかなというのが私ちょっと疑問にいつも思うんです。やっぱり基盤づくりができて、そこで同時進行でやっていくのが、やはり一番、策としてはいいのかなと思っておりまして、その辺りがちゃんと市として考えながら進んでいただけてるのかなというのは、私の中でまだちょっと疑問に残っているところです。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

吉村副委員長。

吉村副委員長 今、市民の皆さんを元気にする、笑顔を取り戻すという話がありました。そのために、やっぱり市政を担っておられる職員の皆さんが、私は元気でなくちゃいかん、やりがいを持って仕事に取り組む中で笑顔にならなきゃいかんというふうに思いますので、そのことでちょっとお伺いをいたします。

昨今、少子化でございます。その中でもう今、大学受験産業なんかの間では、もうすぐもういろいろともう目に見えていろいろ問題が起こって、大学の統合等も整理みたいなことも出てきて問題点が出てきているわけなんです、市役所の職員を確保するという、働き手を確保するというのは、これはもう葛城市にとっても非常に重要な問題かなと思います。縁はあって、市職員の皆さん、やっぱり公務員になろうという方は、やはりそれなりの理想持って世の中を良くしようという思いがあるからこそ公務員になろうと思っておられるわけですから、そういう方々の自己責任、自己実現、それから組織としてどのように関わっているかなというふうなことを伺いたいと思います。

この質問、なぜこう思ったのかというと、この予算特別委員会の中で梨本委員が発言されてちょっと私も驚いたんですが、このいわゆる休職をされている職員、けがをしたりとか、ご病気とかそういうのを除いて、精神的に追い詰められて休職をせざるを得ないという職員が、8年前には、このとき山下市政のときだったんですが、1名いらっしゃった。それから、阿古市長に替わられて4年前に4名、そして今回は7名と増えています。これだけをもって、ただちにこのことと市長のことと相関関係にあるとはこれは決して思っておりませんので、これだけは最初申し上げておきたいと思いますが、それでもやっぱりその原因というのは、例えばもしかしたら仕事への過度の負担があるんじゃないとか、それからもしかしたらパワハラなどもあるんじゃないかなというふうなことも原因としてはあるんじゃないかなというふうに思うわけですが、まず市としてそのことについて個々の事情、そして現在、今どうなっておられるか、休職されている方の状況がどのようなものであるかというのをつかんで

おられるのかということをお伺いしたいのと、それからちょっと私このことを質問しようかなと思ってたら、最近この議会中に、何か葛城市に愛想を尽かしてもうほかの自治体に職員が行って、要はもう私、例えば葛城市を辞めてほかの仕事に就くことであれば、例えば自分の夢の実現のために行かれるとかそういうことであれば私はいいと思うんです。しかし、これは事実かどうか分かりません。それをちょっと今、伺うんですが、葛城市に愛想を尽かしてほかの自治体の職員として働いていらっしゃるという方がいらっしゃるというような話も聞いたんですが、そういった実情というものはつかんでいらっしゃるのか、そのことをまずお伺いしたいと思います。

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 葛城市の状況、現状についてということで、私のほうから、企画部、高垣のほうからお答えさせていただきます。

まず、市といたしましては、少子高齢化や市民の価値観の多様化、大規模災害への対応など社会状況の変化に対応するために、職員のそれぞれのスキル向上のための研修に取り組んでおります。従来からの職員研修としては、奈良県の市町村研修センターの外部研修をはじめ、市の担当研修など様々な研修に取り組んでおります。また、職員自らの能力を高めるための意欲的な取組また職務に関連する資格の取得に対しては、職員の自己研修等に関する助成金交付要綱に基づきまして職員への助成も行っております。一方でメンタルヘルスの面からは、いつも申し上げるようにメンターメンティー制度により、職員の不安解消やつながりの形成、スキルの向上を図っております。また、従来のメンターメンティー制度は、個々のペアとしてのつながりが中心でありましたが、令和6年度からは全体での懇親会を開くなど、ペアだけではなく、つながりも含めて運用も検討しております。令和5年度におきましては、採用2年未満の一般事務職に対しては、職務へのモチベーションの向上を目的に、副市長が講師として、職員のときの実体験を基に、職務に対する向き合い方なども講義を行っております。令和6年度につきましても、対象者、方法など、ブラッシュアップを検討しておるところでございます。

また、休職者の話ですが、休職者につきましては、まずは担当課、担当部の中でしっかりと話しさせていただき、場合によっては人事課も関わって一緒に話聞かせていただきまして、状況は把握するように努めております。そのような中で対応していくという考えでございます。

最後に、愛想とかいう部分なんですけど、辞められる方に対しては当然、別の方の質問もあったように、状況もお聞きし慰留もするという流れなんですけども、ちょっと愛想まではちょっと聞いたことないので、今ここではちょっと答弁はできないということでございます。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、これまでの予算特別委員会の中でも話も聞いておりますが、メンター制度とかいろいろされてて、それから令和6年度では、副市長がモチベーションを上げるために若手職員に話もされるというふうなこともされてるというふうなことで、ご努力は現場のほうで、

やっぱりメンタルヘルス大事だということで努力をされているということは理解をしております。それからあと、担当課と人事課でその休職されている方についてはしっかりと把握するように努めていらっしゃるということですね。それからあと、特にほかの自治体に職員で行かれたという方については特に捕捉はされていないというふうなことをお伺いいたしました。

さて、ちょっとこれ市長にお伺いをしたいんですけども、やっぱり私この前、梨本委員がちょっとこの数字のことをおっしゃった、話をされた後に、市長は、今どうしても挫折経験のないような若い方の中で、ほかの自治体の市長との話の中で、挫折経験ない人たちがいて、なかなかそういう心が弱いというか、そういった、その言葉だけ聞いたらですよ、決して市長はそんなことをおっしゃってとは思わないんですが、ご本人の自己責任かなとも受け取れるような話をされて、私はやっぱり自治体の長、リーダーというのは、人のつらさとか痛みとかそういうものをやっぱり理解をするという姿勢というのが一番大事だと思うので、その言葉だけを切り取ってみれば、うっと、どうかなというふうに思ったんです。阿古市長のすばらしい尊敬するところは非常にメンタルが強いところなんですけれども、やっぱり市長のようにそういう強い方ばかりではありませんので、ちょっと私は市長が言葉が恐らく足りなかったんだろうなというふうに思いますので、改めて市長のお考えを伺いたいんですが、やっぱりどうしても精神を病んで休職をせざるを得ないそういった職員がいらっしゃるというこの現状についてどうお考えなのか、これはもう本当に葛城市の今後ということをしかりと支えてもらう、これ全体にやっぱり関わることだと思います。葛城市がそういうことをしかりしないと今後の採用にも関わってくると思いますので、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 えらいところだけ切り取られるんですね。私はその傾向があると申し上げたように思うんですけども、どこの自治体、市町村もそのような傾向があるという話は、共通の話題として、市町村長と話をしたときに、そういう話がありますという紹介をさせていただいたと思っております。そういう要素があるのかどうかというのはこれから分析していかないといけないんですけども、その部分につきましては、採用方法についても工夫する必要があるのかなというところは考えておるところでございます。

それと、先ほど残念な言葉聞いたんですけども、愛想を尽かしてというような話は聞いておりませんので、その就職先といいますか職場を選ばれるのは個人でございますので、当然のことながら葛城市もほかの自治体から移って就職をしていただいている方もおられます。民間企業もおられます。それはその人の事情といいますか、いろんな合う合わないも含めまして、この場所が例えばそれが自分の生まれ育った場所とは違う場合にはまたふるさとに戻りたいというような意思も働くでしょうし、いろんな中での選択をされますので、それは最大限引き止めはいたしますけども、それは最終的に個人的な判断でされることは認めるというところでございますので、出られる方もおられますし入ってる方もおられますので、その辺は言葉の訂正をお願いしたい。どなたがそのような表現されたのか、おっしゃってるのか私には分かりませんので、お願いしたいと思います。

それと、やはり何といいますか、職場環境というのはかなり難しいなと思います、本当のこと言つて。ですので、全体としてその問題が起こりにくい俎上をつくるということが1つ。それと、個人的なケアといいますか、アフターケアができるような部署の考え方もあっていいのではないかと感じておるところでございます。葛城市を選んで就職していただきました皆さん方ですので、終身雇用ではありませんが、定年まで働いていただけるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、市長はアフターケアとかそういうこと、これは工夫はこれからもどんどんしていつていただきたいと思います。今、市長が、私がこれ、ほかのところに愛想を尽かして行かれてるというふうな言葉を訂正いただきたいというふうにおっしゃいましたけれども、聞いたのは事実です。

(「本人からですか」の声あり)

吉村副委員長 本人からとはどういうことですか。

藤井本委員長 ちょっと、やり取りやめてください。

吉村副委員長 市長、私は事実をもって質問をしておりますので、そのことを取り下げてくださいというのはどうかと思います。またそれから、あとこれから今、実際に人が増えてるんです。困った精神的につらいという人が増えてるんです。そのことをもって、私は一般論をもって、そういった実際に自分の職員、市長の部下の問題でありますから、そのことについて真摯に向き合っていたきたいというふうに思います。それを、そんなことは聞いてないとかそういうことを聞いたら、市長、それはちょっと早速調査してもらいますと、こういうことがある、今聞いてびっくりしたと、本当にそういうことがあったら問題やというのがリーダーの言葉じゃないですか。それが言えないというのは、市長どういうことなんですか。その言葉聞いたことないから訂正してくださいと、市長、私は訂正いたしませんし、それはリーダーとして今のような態度はどうかと思います。

以上です。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 本人から聞かれたんですか。どなたから聞かれたんですか。まずそれをおっしゃってください。

(発言する者あり)

阿古市長 当然ありますやん。ありますよ。そんなうわさや悪意があるような方がおっしゃってる場合もあるわけやから、ですからその辺をおっしゃっていただいたら対応させていただきますので、そやからどなたがおっしゃってるのかをまず確認しないといけないですから、確認作業ができれば対応させていただきます。

以上でございます。

藤井本委員長 今の質問の中で、今、市長は確認してから調査するということでしたけど、質問の中に原因としてパワハラ等があるんじゃないかとかいう言葉もありました。いわゆるハラスメ

ントね。それを打ち消されてませんので、副市長、そういう全体の指導をやってはんねんから、そういうことはないのならない、またそれに近いものがあつたというのであれば、そういうこともお答えください。

東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いします。

この手のことはかなりシビアな部分かなと。何をもってパワハラかという部分もちゃんと本人に聞かないと、小さなことから大きなことまであると思うんです。ですから、それは我々も、あつたらあつたで調査はしますし、そういう対応を取っておりますので、一概にこれやからパワハラやろとかそんなんじゃないくて、かなりシビアな部分で調査を重ねてうちはちゃんとした対応もしてますし、それ以外の部分でも、また職員の研修につきましてもそういった研修も行っておるというのが現状でございますので、ご理解賜れたらと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 ここで暫時休憩いたします。ちょっと調整をしたいと思います。

休 憩 午後1時44分

再 開 午後1時57分

藤井本委員長 休憩を解き、再開をいたします。

先ほどの議論ですけれども、それについての対応について理事者側の答弁を求めます。

東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの吉村副委員長のお話でございますけれども、これはちょっと今さっき私、答弁もさせていただきましたけれども、シビアな部分なので、何で休職されているか、何で辞めたとか、またその原因、これについてはやはり調査をしないと分かりませんので、今後そのようなことがあれば調査して考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願いします。私は、総合計画、市長施政方針と予算の考え方についてお伺いしたいと思います。これは一般質問でも指摘させていただいたんですけれども、令和6年度の市長施政方針、それと第二次総合計画の目標とのひもづけが一部変更されているものがございました。これについて、そのことは一般質問で質問させていただいて、答弁はいただかなかったんですけれども指摘はさせていただいて、今回、予算特別委員会ですので、当然、市長施政方針に基づいてこの令和6年度予算というものは組まれていると思うんです。その主要な施策の概要を反映していないものとか、例えば所期の目標から外れているようなものもあるように私は感じています。そうしたものについてどういう考え方をしたらいいのかということをまず聞かせていただきたいのが1点と、あと政策の軸の1つを、今回、施政方針の中でも、堅実な財政への改革と健全化というふうにされてるわけですね。先ほどの西川委員の質問とも若干かぶる部分はあるんですけれども、令和6年度の予算は、一般財源、市単独

の事業というのが比較的に目立つように感じるんです。こういったところで、この堅実な財政への改革と健全化という考え方と今回の予算の整合性について、ちょっと意見を、考え方を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長 どなたがお答え、市長になると思うけど、前座があってもいいですよ。最後には市長に答えてもらいますけど。

林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

ただいまの梨本委員のご質問にお答えをさせていただきます。一般質問でもおっしゃった総合計画の中の施政方針とのひもづけが一部変更されてるということにつきましては、お答えさせていただかなくてもいいですか、変更理由という、いいですか。

まず施政方針につきましては、市長がどのような考えでその市政を進めていくかを明らかにするというものでございます。具体的には重要施策の進め方や予算について、市を取り巻く情勢を踏まえながら年度ごとに表明をしていただいております。本市の施政方針の場合は、市長がまずその当該年度に特に重点項目であるというふうに考える施策を前文に記載しております。そして、第二次総合計画の政策体系というのは3つの大きな柱があるんですけども、それごとに主な取組項目を展開するという形になっております。ただ、そこで総合計画というのは今現在、第二次は平成29年から10年間という非常に長い計画期間ということもございますので、やはり時代の変化に対応するというのが非常に難しい、正直難しいところがございます。ですので、政策の柱と主要事業の内容が合致しないまま無理にやっぱりひもづけてしまうと、かえって市民の目線から見て分かりにくいというものになりますので、その時代に応じて柔軟に対応していくものというふうに考えております。

それと、施政方針と予算、特に令和6年度、それが反映されているのかどうかということをお答えをちょっとご質問の中であったかと思いますが、まず施政方針の重要な施策の概要ということで、前文があつて後文のほうにつきましては、もちろん予算反映しておりますというお答えになります。恐らく、表現の仕方、こちらなんですけども、例えば施策の内容の表現が個別具体的な内容のものから非常に包括的で大きい場合までございます。特に包括的な表現の場合というのは、なかなか予算への反映というのが見えにくいと感じておられるのかもしれないんですけども、施政方針の主要な施策につきましては全て市民第一の住みよいまちづくりを根底に置いて上げており予算化しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それと、続きまして、令和6年度はご承知のとおり市制20周年記念の年度に当たりまして、施政方針でもお示ししました市民の皆様を元気にする取組を行うとともに、輝かしい未来に向けた新たなステップとして活力あるまちづくりを進めたいと考えております。その予算づけとして市単独事業が目立っているように感じておられるのかもしれませんが、限られた予算の枠組みの中で、あらゆる角度から創意工夫を凝らして堅実な財政運営を前提に予算編成を行っておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 今、総務部長からお答えいただきました。ただちょっと、私、聞いててもよく分らないんですよ。総合計画と、その総合計画はもう古いから、もう今、見直しの時期というか、ごめんなさい、総合計画は古いいうたあかんねんね、第二次総合計画。僕、それほんまにちょっと問題あるのと違うかなと思うんですよ。基本的には総合計画があつて、5年ごとに総合戦略もあつて、もし見直すんやったら総合計画を見直すということも基本的にあると思うんですよ。それを見直すことなしに、施政方針の中にある項目だけひもづけ目標を変えますというのは、これは絶対駄目ですよ。これは、基本的にそれをひもづけていくものの、そうしてしまうと政策目標自体がよく分からなくなるわけですよ。政策目標、施策目標、これを達成するために予算つけてるわけですよ。僕はそう思ってるんですけども、そうじゃないんですよ。予算のこの事業ありきで、これにひもづける政策目標はその時々に応じて変えていくねんと、こんな話ないと私は思います。ただ、これは今の現市政の考え方の中でやられていることですから、その議論はこれ以上ここではやらないでおきますが、あと、であるならば、いろんな適宜見直されてるというんですけども、私この予算特別委員会の中でもいろんな場面で、これ所期の目標とずれてるんじゃないですかということも結構言ったと、指摘してきたと思うんですよ。例えば、ここは総括質疑なんで個別のことは言いませんけれども、そういう指摘をしながら、今回じゃあ全体的にどうなんだろうかと、そういうふうになってませんかということをお聞きしたように思うんです。そのことについてはまた市長の考え方も聞かせていただきたいと思うんですけども、少なくとも例えば市長がもうずっと言っておられる5万人チャレンジですね。5万人チャレンジをされるんやったら、この一番大事なその移住・定住の推進事業というのをもっとやっぱり手厚くしていくとか、それが総合的にとおっしゃるかもしれへんけれども、やっぱりそういうところの中にいろんなものを盛り込んでいく、それに基づいてきてるんじゃないですよということも、私、今回も指摘させていただいたと思うんですけども、そういうことをもっと膨らましていけるような内容になれば納得はいくんですけども、そういう見直しがなく、全くそのまま同じものをずーっと続けていっちゃうのはいかなものかなということをおし上げてるわけでございます。その堅実な財政への改革と健全化ということは、これ前段に書かれてるわけですよ。これ、物すごく大事なことだと思うんです。ところが市長のいろんな話を聞くと、いや、その時々、その市政時々、時代時々の判断によってされたことやから、だからそれは尊重せんとあかんねんと言われます。じゃあ、改革はどこでしはるんですか。いろんなそのときそのときでされた政策とか、そういった目標とかも含めて、それを改革していくという意味やと私はこれは読み取ったんですけども、そうじゃないというふうになってしまうと、ちょっとどう理解していいのかというのが分からないんですよ。あと、その予算に対する全体の、今先ほど西川委員の発言の中で、財政的には安定してるということを市長おっしゃられたんですけども、経常収支の話もされて、経常収支に関しては下げようと思ったらサービスを減らしていかんとあかんから、だから税金をできるだけ市民に還元していきますねんということをおっしゃってるんですけども、これ私、去年も聞いたときに、じゃあ目標としてはどれぐら

い持ってるんですかということを知ったら、恐らく100超えやんかったらええねんみたいな、そんなような、ちょっと私そのときの正確な言葉で言ってるわけじゃないんですけども、そういうふうに私は聞こえたんです。今回、この経常収支はこれは物すごく大事な指標で、このあなたのまちの財政状況なんかでも一番初めに載ってる指標なわけですよ。これは、程々の順位やったら私も言わないんですけども、これ全国でほぼもう千七百数十ある市の中で1,600番台とか、この間私がお伝えした都市データパック、東洋経済の中の健全度の弾力度で言うならば、もうほんまに下から数えて23番目とかなわけですよ。それをもって、市長に、いや財政的には安定してますねんと言われるとちょっとよく分からんので、その辺りちょっと考え方を、市長のその思ってたらしやるその経常収支に対する、できるだけ市民に利益を還元するという考え方と、経常収支はこの辺りでやっていきたいと思ってんねんと、葛城市としてはという考え方の整合性というか、その辺りを納得できるように聞かせていただきたいと思います。すいません。ちょっと長々となりましたけれども、よろしくお願いします。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 まず、総合計画の話が出てましたので、そちらのほうからさせていただきたいと思います。総合計画というのは、あるスパンで計画を立てます。ですので、その時代時代によって大きな変化が起こります。例えば今回ですと、新型コロナウイルスの感染症の問題がありました。この三、四年に至っては物すごい大きな変化でございます。総合計画に書いてないからといって対応しないわけではございません。当然、優先度は高くなります。それと昨今の気象変動による問題があります。環境施策の問題があります。そのような問題も非常に変動が大きく、ウェートが高くなっている。それと、今、金融政策が大きく変わります。ゼロ金利政策から変わります。ですので、これも大きな変動になります。それに伴うわけじゃないんですけども、所得の在り方、所得配分の在り方も変わってまいりますので、それも当然行政としての政策に反映していかなければいけない。ですので、計画があるからその計画だけに沿っていくというのは難しい。その時代に合うた対応の仕方をしていくということが、当然のことながら行政としては必要であるという認識を持っております。ただ、大きい長いスパンとしての方向性としてはどうあるべきかというところは、大きく押さえておく必要があるのかなと考えておるところでございます。

それから、経常収支比率で言いますと、あのデータパックのやつは2023年のデータやから、令和2年のデータを使ったのかな。今現在、令和5年はまだ出てませんけども、令和4年で91.6%です。令和3年が93.9%、令和2年で97.9%、ほぼ97.9%のデータを持っておっしゃってるのかなと思います。先ほどもちらっと申し上げましたけども、令和2年の起債残高が203億5,000万円、令和3年が197億7,000万円、令和4年が191億6,000万円、今回予算計上してますけども、多分そこからまた起債は7億円前後は減るのかなと考えております。それと、逆に財政調整基金並びに公共施設整備基金、減債基金の残高でございますが、令和元年が20億円、令和2年が24億円、令和3年が25.5億円、令和4年が28.1億円になっております。ですので、財政的には安定してるというのはまさにそこでございます。果たして経常収支比率

はどこまでがいいのかというのでお話ししたことがあります。事実としてそれを数字だけを追っかけるというのは可能です。例えばそれを80%にしたいと思えば、それだけの財政の投資額にしたらいいいわけですからいけるんですけども、それをするということが果たして必要なのかどうかという判断の仕方やと思います。ですから、一般質問か何かでお答えしたんやと思うんですけども、それは70%やとか80%を求めるというのは私はあまり好ましくないという考え方を持っている。それが、私の市民に対する市民サービスの在り方の考え方です。ですので、ある一定の余裕は持たないといけないですが、極端な余裕を財政当局として持つ必要はないでしょうというお話をさせていただいておるところでございます。ですので、これからいろんな行政サービス、追加したい部分もありますけども、財政的に難しい部分もあるかもわかりませんが、収入を増やしながら、更に住んでる人が幸せと感じてもらえるような、そんな行政サービスの在り方を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 市長の計画に対する考え方はよく分かりました。ただ、よく分かったんですけども、全く納得できないんですよ、正直言うと。計画はそのときそのときの社会状況において、社会環境において変わっていくんだというんだったら、総合計画の期間をもっと短くしはったらどうですか。10年とせんと。

(発言する者あり)

梨本委員 いや違う、それはできますよ。総合計画短くするのなんて、総合計画見直すなんて、市でできるじゃないですか。やられたらいいと思いますよ。だって、総合計画は市の最上位計画なんですから。その下にいろんな計画がぶら下がっているにもかかわらず、その時々によって変わってくると言われたら、その環境によって変わってくると言われると、私そこまで無茶なことを総合計画に書いてると思いません。私、総合計画を読んで言うてますからね。そんな無茶なことを書いてますか、葛城市の総合計画。そのひもづけが変わってるからおかしいやろうと言ってるわけですよ。それに対して、いやそんなんは社会のそれぞれの状況によって、その市長の考え方によってひもづけも変わるし、いろんな状況変わっていくねんと言われると、いやそれやったらもう総合計画をここで議論すること自体が非常に難しくなってくるというふうに私は感じてます。

あと経常収支なんですけども、そのときそのときで、例えば市長先ほどおっしゃって、良くなってるというふうにおっしゃるけれども、例えばこれ他市との比較もあるわけですよ。全体的にこのコロナ禍においては、国が財政を物すごくこう、地方創生の臨時交付金も含めて物すごく手厚く地方にやったわけですよ。そういった中で、改善している自治体、葛城市以上に改善している自治体はたくさんあると思いますよ。そんな中、私は先ほど、97.9%、93.9%、91.6%というふうに、2年、3年、4年とおっしゃいましたけれども、これはちょうど都市データパックとかこの財政状況に関しては、この93.9%のときの話です。ですから、今はそこからすごく良くなってるんだと、この令和6年度の予算組みについても物すごく良くなる見込みの中で、こういった一般財源を含めていろんな市民サービスを手厚くしてるん

だというふうに答えてくださるんだったら、はい分かりましたと言えるんですけども、その辺りが大丈夫なんですかというところに対して明確な答えがいただけてないというふうに私は感じるんですよ。少なくとも、順位だけで言いますよ。全国順位、阿古市長になられる前は、これ山下市長のとき、もっと前で言うところ吉川市長のときは、2007年は417位なんですよ。山下市長の1年目は665位ですわ。そこからだんだんだんだん中盤ぐらいまではそんなに変わらなかったんですけども、4桁になったのが2015年ですよ。1,284位、これ山下市政の2期目の3年目ですね。山下市政の最後のときは1,578位。阿古市長になられてから、1,497位、1,650位、1,584位、1,625位、1,662位と、全く改善してないんですよ。他の市町村との比較の中で私は聞いてるんであって、これ何で改善でけへんのですかということをお聞きするわけですから、いやそれは市民サービスがどうこうという話ではなくて、その中のバランスを、バランスバランスということもおっしゃられますので、そういったことをどういうふうに見たらいいんだと。これは、奈良県が発行してくれてますけれども、全く根拠なく、いや各市として、あなたのまちの財政状況はどうですかと、これ家計と比較するとかいう考え方ですよという考えを持ってこれ発行してくれとるわけですから、これを全く、何て言うんですかね、いやいやそんな大丈夫ですねと言われるんやったら、大丈夫やと言われるだけの根拠をしっかりと示していただきたいというところだけお願いしておきます。

藤井本委員長 じゃあ認めます。

阿古市長。

阿古市長 奈良県のほうは大丈夫だと認めていただいております。ですので、これは財政的に問題ありますよというところは奈良県で抽出された市町があると思います。葛城市は健全財政であると判断をいただいておりますし、葛城市の監査委員の方からも葛城市の財政は大丈夫ですよという判断をいただいております。ですので、ただ、今おっしゃってるのは、どの程度の順位を争うんですか。私は今言ってるのは、行政サービスと財政とのバランスをどの程度で取るんかという話をさせていただいてるんであって、そやから順位だけを追えと言われるんやったら追えることはできますよという話をしています。そやけど、私はそこへ踏み込むべきではないという考え方を持てますよというお話をさせていただいてるんです。

以上です。

藤井本委員長 市長のお考えをお聞きしました。次、もう終わったね。もう一旦終わってるから。今の市長のに関するようなことですか。

(発言する者あり)

藤井本委員長 じゃあ認めます。今の市長の、もう市長も認めたから、梨本委員の。

梨本委員 1つだけ、もう時間も押してますので、いやいや、もう市長のおっしゃられてるのは、全国でもう下のほうにあっても別に健全なんやということをおっしゃられてるということで理解していいわけですね。だから、ほんで順位だけを追うんやったらとおっしゃるんやったら、住みよさランキングは何やるかと、住みよさランキングは順位をずっとアピールしてこられてるから、だからそこに書いてある指標の中で言ってるわけで。ですから、住みよさランキングは言ってみたら相対的な話だと私は思ってるんですけども、この経常収支比率は財政

指標としてきちっとこの財政を見る上での判断材料やと私は思ってますので、これの数字、順位をここの場で上げてやることに対して、いやいやそれは健全でしょうと、奈良県も認めてくれてるでしょう、それ100超えやんかったら健全だと書いてるじゃないですか。いや、健全とは書いてないですよ。健全の範疇から要注意のところにあるということは理解しておいていただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 次行きます。次の総括質疑に行きます。

谷原委員。

谷原委員 3問あるんですけど、それ別々のところの3問は具合悪いですか。もう一つの柱で1問…

藤井本委員長 総括ですから、3問やってしまうともう分からなくなる可能性があると思うので。

谷原委員 じゃあ、もう準備してるのはもう一つの柱で1つの質問だけになってしまうので、ちょっと簡単ですけど、あと残り2回やらせていただくということで、ごめんなさい。

まずお聞きしたいのは、会計年度任用職員と職員の定数についてお伺いしたいと思います。予算書の終わりのほうに、給与表関係について記載してあるところに職員数が全て掲載されております。この職員数ですけれども、葛城市は正規の常勤職員よりも会計年度任用職員のほうが人数が多くなってるということなんですね。具体的に言いますと、令和6年度では職員が336人、会計年度任用職員はパートタイムの方が456名、それからフルタイムの方が1名ですかね。だから、合わせて467名の会計年度任用職員が働いておられるんです。だから、職員が336人ですから、職員以上の会計年度任用職員がこの葛城市では働いていると。ここで聞きしたいんですけども、奈良県内12市で職員と会計年度任用職員のそれぞれの比率、それぞれの市の12市の中の比率、これどうなってるんでしょうか。葛城市はどんな状態かいうのを他市の関係で見てみたいと思うんですが、ちょっとそれについてお聞きします。

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問、まず奈良県内12市の全体職員に対する会計年度任用職員の比率ということで、データとしましては令和2年4月1日現在で公表されております地方公務員の臨時、非常勤職員に関する調査と、同じく令和2年4月1日現在の地方公共団体定員管理調査と併せて比較しております。

まず、12市の中で葛城市は51%。それと葛城市以外の11市の平均で出してみますと約38%となっており、葛城市の会計年度任用職員の割合は高いものとなっております。

谷原委員 12市でどれぐらいの順位にあるかとか、一番例えば比率が高い……。

藤井本委員長 私が言います。

谷原委員 すいません。もうちょっと詳しく。

藤井本委員長 もう少し詳しくお答えください、分かる範囲で。今、平均に対してという答弁だけだったので、多いところだったらこうやと少ないところやったらこうやという程度のもの。

高垣部長。

高垣企画部長 ただいまのご質問で、一番低い市ですと25.3%となっております、今回の調査で。葛城市が一番高くなっており、先ほど申しました51.1%ということでございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 私は、会計年度任用職員の方は本当によくやっていたいてると思います、葛城市において。ところが、3年経つと再度一から採用試験を受けなければいけないということで、昨年度もかなりの方が、僕から言わせたら解雇されたと思ってます。3年継続してきたのがそこでプツンと切れて、また新しい人に入れ替わる、非常にもったいないと。これだけ大勢の方がいるということは、他市ではないわけだから、もっと正職員をきちっと増やして、それできちっとした仕事ができるようにする。あるいは、そのできない事情があるんだっただけできない事情を何とかして、それは言ってみれば合併して、出先機関が多いとか、いろんな事情があると思います。だから、そこら辺はどのように考えてこの職員の定数を考えておられるのか、これちょっと私、最初聞いたときに12市の中で非常に高いのでちょっと驚いたんですよ。これは実際に正職員が少ない、少なくても会計年度任用職員が多いのか。あるいは職員も多くて会計年度任用職員も多いのか、僕はよく分かりません。今日初めて聞いて初めてまな板に載せるので、ちょっとそこら辺について今の時点で市長にお伺いしたいんですけども、こういう状態にあることについてどういうふうにお考えになっているのか、この認識だけちょっとお聞きしたいんです。

藤井本委員長 先、高垣部長、その率が高いというのは、全体の数が多いからこうなってるのか、その要因やね。

高垣部長。

高垣企画部長 まず要因として考えられるものには、葛城市は特に教育や子育て福祉部門などで行政需要が増え続けておりまして、その部門での専門的な資格を有する方を会計年度任用職員で対応している点が考えられると思います。

以上です。

藤井本委員長 全体の数。

高垣企画部長 他市とですか。定員管理調査、先ほど申しました中の1つに類似団体の比較のデータもあります。その比較一覧に、市の状況がそれぞれ人口とか類似団体ではあるんですが、言えない部分もある、一概に同じように類型が同じであっても単純比較は難しい部分はあるんですが、やはりその中では葛城市は職員は少ないほうになると思います。一般正職員の数は少ないほうになる部類にあると考えております。

以上です。

藤井本委員長 それについての市長のご認識。

阿古市長。

阿古市長 基本的にはもう少し分析する必要があるのかなと考えておるところでございます。ただ、ご意見いただいております、内部的にも実は人件費の話の中で、行政としてはどうあるべきか、どこに原因があるのかというのはここ数年検証はしてきておるんですけども、これではないかなというようなどころまでは分かってきたのかなとは思ってるんですけども、完全

にこれだというような結論が出ていない。というのが、奈良県内でも12市ありますので、12市で全てがやっぱり違うんですね。ですから、例えば葛城市の場合ですと保育所が公営でやってる部分もありますし、ほかの市ではないこども・若者サポートセンターを持ってるということもあります。ですので、完全に部署部署でそのような傾向がどうあるのかということを確認しないと、全体がどうですという話はなかなかしにくいのかなとは思ってます。ただ言えるのは、葛城市は平成16年10月に合併しまして、その当時は2町でしたので、職員は減らしていくと。そのときの試算の考え方が、定年退職したら半数を補充するという考え方であったように記憶しております。ですので、もう20年になりますけども、10年近くは多分その傾向があったのかなと思っておりますので、その中での職員の在り方というのが今の数字につながっているのかなと感じておるところでございます。会計年度任用職員につきましては、短時間労働の者もおるでしょうし、もうほぼ常勤に近いような労働の方もおられますし、その辺の分析は難しいのかなと感じております。ただ、葛城市としては非常に行政サービスは高いというのが、ほかの市町村からもおっしゃっていただいております。ですので、そういう意味において、人として非常に豊富な数字を会計年度任用職員のほうで段取りしてるのかなというような傾向があるのではないかと感じておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 内部でも人件費の在り方について検討されてるということですので、よろしくお願ひしたいんですけども、市町村によって病院を持ってるところもあれば、保育所を公立で持ってるところもある、類似団体といっても様々ですので、ほんまにこれは細かく分析していただきたいんですが、私は単純に、休職者が増えているという問題については定員が一番大きいんですよ、やっぱりね。私はそう思ってます。解消するのは、定数を増やす、人を増やす。それも、ちゃんと安定した会計年度任用職員のように、単年度、最長でも3年ということの区切りがあるのではなくて、職場の安定性という点から見ても、今はフルタイムに近い、たった30分しか勤務時間が短いような方で、パートタイムとして扱われて非常に低い賃金体系の方もおられるので、これは職として確保できるんだったら、やはりきちっと正規職員を、常勤職員を増やしていただいて、それは職場の改善にもなるしサービス向上になると思いますので、ぜひ引き続き検討をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 委員長ちょっと確認なんですけども、私の今回の総括なんですけども、大きくテーマは1つなんですけども、その中で個々に確認事項が5つあるんです。この場合、その確認事項のところを一問一答で進めていくのか、あるいは一括質疑方式で全部最初にその5点のポイントを言って最後答弁いただくのか、どちらがいいか、進めていけばいいでしょうか。話の流れとしては、一括でしたほうがいい……。

藤井本委員長 言おうとしておられる方の意図という問題もあるし、いつ聞いたんかという、質問を

聞かないと分からない部分ありますけども、今の奥本委員のお話では一括でしたほうがやりやすいというふうに受け止めたので、ご自身にお任せしたいと思います。

奥本委員 ありがとうございます。

それでは、令和6年度一般会計当初予算審議を経た上での私の総括質疑を行いたいと思います。

まず市長の施政方針を伺いました。これ伺う限りでは、これは私の意見ですけど、残念ながら真新しい事業は見いだすことができなかった。また、これまで過去に市長がうたわれていた独自の事業が全て後退しているなという印象を受けたんです。その一方で、市制20周年記念の記念事業というのがめじろ押しで、市民の皆さんから納めていただいた大切な貴重な税を、市民生活にどれだけ寄与するものかというのがちょっとよく分からないという感じを受けました。これがまず市政方針を伺ったところの最初です。その上に、錦の御旗よろしく、防災というこのキーワードの名の下に、私の感覚ではてんこ盛りとも取れる助成金や補助金や、今、何でこのタイミングで大盤振る舞いする必要があるのかという、首をかしげるような予算が見受けられました。

以上の点から、私は大きな質問として、事業の選択と集中、それに関連する予算的な限界についてどう考えておられるのかを、具体的な5つのポイントを挙げて伺った後に、市長にお尋ねしたいと思います。これまでの審議の中で、担当部課からは説明いただけてますので、今回は市長にご答弁いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ポイントについては、1点1点ずつでまず言っていきますね。

まず1点目、防災と事業の優先性の考え方についてです。具体的に言うと、今回20周年記念事業の中で説明を聞いて一番よく分からないと私感じたことが、しあわせの森公園の頂上に設置する大型ネーミングサイン。説明では、葛城市を訪れる方にアピールするためという理由でしたけども、ここで私、理解できないのは、審議の中でも申しましたが、台風とかの災害時にはあの急階段を職員が登って取り外しに行くという、市長は施政方針の中で、あらゆる角度から全力を挙げて災害対策に注力してまいりますとおっしゃっておるし、さらに災害発生時には自主防災組織消防団、広域消防と市の災害対策本部が一体となつてと強調されているんです。となつてくると、市内で災害が発生するかもしれないときに、災害対応に全力で当たらなければいけない職員が全力で看板外しに行くという行為は、これちょっと私、矛盾してると思うんですが、まずここについて市長どうお考えか、お願いいたします。

続けていきます。ごめんなさい。最初に言ったね。ややこしいですか。いいですか。申し訳ない。

藤井本委員長 もう一回聞きますけど、全部行きますか。

奥本委員 全部行っていいですか。どうでしょう、市長、分かりにくいですか。

藤井本委員長 分からんようになるね。1つずつ行きましょうか。

奥本委員 ごめんなさい。それでお願いします。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 大型ネーミングサインの話ですね。原課のほうの説明するときに、いや災害というか、風

が吹いてきたら倒しに行きますねんと、それは物すごい状況が予想されたときの話を多分してしまったから誤解を招いてるのかなと思いますけども、通常の風のときというのは外しに行くような状態じゃなくて、本当に800ヘクトパスカルクラスのやつが来るような大きな台風が予想されるときには、やっぱりいらいに行かないでしょうねみたいなことやったと思うんですけども、ですから設置するときにはそれなりの強度を持ったものを設置するという予定であります。それで、このネーミングサインについては多分、内部的に検討を实はしていただいています。プロジェクトチームの中でどのようなことをということやったと思います。それで多分、過去の議会の中での一般質問の中でも、そのようなお話も出てきてたようなことも配慮した中での考え方になったのかなという認識を持っておるところでございます。職員が一生懸命考えた案でございますので、ぜひとも実現したいなという考えを持っております。

防災のほうというのは、もう防災の話はしないでいいんですね。

藤井本委員長 いいです。してください。関連、防災に関連してどう考えるかと。

阿古市長 防災は、私はもう最優先やと思ってます。住民サービスの中で一番に大事な部門やと思ってます。ですので、4年前、災害に強い葛城市という大きな予算項目を取って事業を推し進めてきているところでございます。当然のことながら、地震もそうですし、線状降水帯等、気象変動に対する防災の在り方も非常に注力してきております。昨今、この1年、2年ぐらいいは、雨の問題を非常に指摘されるわけなんですけども、葛城市の場合はそれを予測した形で準備をしてきている。しかしながら、今の気象条件を見るとさらに厳しいでしょうということの中では、まだやるべきこともある。それと能登半島地震等の状況も鑑みまして、これからまだ取り組むべき問題があると認識をして今、検討を重ねている、もしくはもうそれに取り組んでいるところであります。といいますのは、結局、葛城市の場合は住みよいまちやおっしゃっていただいて、非常に若い世代も含めて葛城市に集まってきていただいています。例えばの話ですけども、その地域が危険な地域であれば多分投資はしていただけない。一瞬のうちにその投資した、家を買うということは3,000万円なり4,000万円の大きな一生に一度の投資でございますので、結局は一瞬のうちに財産を失うような場所には投資をしないと思っております。安全な地域でなければ、皆さん方が安心やと思って移り住んでいただけない、もしくは今住んでいただける方の生命を守るということは行政の第1使命やと感じておりますので、防災に……。気象庁の予想というのはかなり精度が上がってますので、本当にこれは危ないなと思ったときにはネーミングサインを倒しに行きます。事前に倒しに行きますということでございますので、そんなえらい風吹いてる最中に倒しに行くのと違いまして、もう予測つきますので事前に倒しに行くということでございます。災害対策というのは住民サービスの第一に上がっていく、さらに予算的にはこれからはそのウエートが増えていく分野やという認識を持っております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 市長のお考え、よく分かりました。台風とか、気象庁の精度が良くなってきたらとい

うのは分かるんですけども、そしたら地震の突然起こるやつに対してはどうなんかないかというのはやっぱり疑問が残りますので、その辺りをやっぱり防災が最優先でとおっしゃるのであれば、この辺りもう少し考えるべきかなという気はしました。もうこれは個人的な意見です。

続きまして、2つ目確認させてください。同じく20周年記念事業の関連なんですけども、今回いろんな原課のほうで、どうしたら20周年が盛り上がるやろうかということで、もう必死になって考えてもらった成果だと思うんです。そこは私は否定しません。ただ、これも質疑の中で申しましたけども、今回新たなキャラクターデザインを募集して、封筒、記念切手、バイクのナンバープレート等に起用するという話なんです。これまで葛城市の公式マスコットキャラクターの蓮花ちゃんがやっぱりあるんです。蓮花ちゃんがこれまで葛城市をイメージさせるデザインのシンボルとして広く認知されておりまして、市制10周年記念の際には蓮花ちゃん10周年記念バージョンというデザインが採用された経緯もございます。この件に関してちょっと確認なんですけども、例えば企業であれば企業活動においてC I、コーポレートアイデンティティといつて、企業理念やアイデンティティを明確にして、それをロゴ、ビジュアルカラーなどの要素を統一して一貫性のあるデザインで表現することによって、その企業のブランドイメージを醸成する戦略というのが取られるわけですね。同じく、国や自治体においても同じような感じで行ってるわけです。近年では、東北の福島県のどこかの自治体だと思うんですけども、C D O、チーフデザインオフィサーというのを自治体で初めて採用して、市のイメージ戦略、デザイン戦略をやっているところもあるぐらいなんですけども、葛城市は合併時にまちづくりの理念を込めた市章を制定しています。そしてその後に、それに沿った蓮花ちゃんというキャラクターを育てていくという政策を取ってきたわけなんです。それなのに今回全く新しいキャラクターを導入するということは、これまで過去に皆さんが培ってこられた、築き上げてこられた葛城市独自の意匠、この場合の意匠というのは意識の意に匠ですね。意匠や計画といったオリジナリティーという意味でのデザインを無視する行為ではないかと思うんです。やっぱりこの辺、市民もやっぱり混乱するんじゃないかと思うんですけど、このことについてはいかがお考えでしょうか。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 なぜデザインが20周年の特別用のやつがあったらいけないのかなと思って考えてたんです。例えばの話、じゃあ10周年、その当時はゆるキャラで蓮花ちゃんというのを、地元の出身の漫画家に作っていただいて、それがお披露目もある種、意味が大きかったと思いますけど、それを10周年に使われて、じゃあ20周年に蓮花ちゃん使って、30周年に蓮花ちゃん使って、40周年蓮花ちゃん使って、50周年蓮花ちゃん使って、私は必ずしもそうであってもいいかわかりませんけども、そうでなくてもいいんじゃないかなと感じております。そのときそのときで、ある種、何といいますか意識を持っていただけるようなマスコットやないですけども、マークでシンボルマークを作ってもいいんじゃないかなと思います。そうでなかったら、100周年蓮花ちゃんなんですね。それは考え方は多分いろいろあると思うんですけども、私はそれにこだわる必要はないのかなと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 私は20周年があかんとは一言も言っていないんです。このデザインという意味の、この意匠じゃなくて、プランニングを含めた上のデザインの継続性、統一性ということを言ってるだけであって、市長のお考えはお分かりですけど、私の考えとしては、やっぱり1回10周年であつたのであれば、その継続性という意味でも、せっかくここまで葛城市が認知されているわけですから、それに続ける上で、もっと更に認知度を高めるという意味では、以前のやり方に乗っかるというほうがやっぱりいいんじゃないかという気がします。ディズニーランドをご覧になったら皆さん分かると思います。もう節目節目に、周年事業の数字を入れたミッキーのキャラクター作ってはりますよね。あれと同じなんですよ。やはり、蓮花ちゃん、これだけやっぱり認知度が高まってきているところで、それを生かさん手はないなと思うんです。この件については以上です。

続きまして、3点目、このデザインに関する葛城市のブランドデザイン、先ほど梨本委員のほうの質問ございましたけども、葛城市のブランドデザインは言うまでもなく葛城市総合計画、戦略ですね。総合計画というのは、先ほど市長は10年ごとで国が定めるように決められてますねんということでした。これ、私、1期も2期も委員に入ってたからよく分かるんですけど、総合計画には基本構想と基本計画があつて、基本構想はまちづくりの将来像、基本計画は具体的な施策、これは5年をめぐり見直しを行うというのはちゃんとうたわれているんです。だから、ここはそういった形で、10年にならないと変えられないというわけじゃないということですね。話戻しまして、その総合計画ですけども、そこには公共交通の件も書かれております。施政方針では、引き続きバス乗車料金の無料化を行うとあります。しかし、そもそもこの無料化というのは、遡って考えるとコロナ対策の一環だったはずなんですね。公共バス政策については、コロナ禍以前から利用者の低迷という問題が挙げられておまして、この無料化によって若干利用者が増に転じた経緯がございますが、この令和6年度の利用料無料の政策というのは、この理由づけがいまいち私、理解できないところなんです。こういったことは、やっぱり特定の受益者に対して偏った事業を続けることにもなりますし、税の公平性の観点からの応能原則や応益原則に反することになるんじゃないかと思うんですけど、その辺りいかがお考えでしょうか。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 総合計画のほうは10年で変えられないですけども、5年ごとのやつは随時若干修正をさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。

公共バス無料化したのは、この委員会の席でもお話ししたかも知れませんが、当初は新型コロナウイルスの感染症の問題があつて、ワクチン接種会場を数か所にする場合、ご年配の方の特に足の問題がありました。交通手段の問題がありまして、内部的に検討して、来るときはまずお知り合いに連れて来ていただけるか、もしくは公共バスを使っておいでいただきたい、帰りはタクシーで帰っていただくという施策を取りました。そのときに始まったことでございます。それ以降はといいますと、それからコロナ禍続いておりましたので、無償にしております。その意味はといいますと、若干変わってきました。ワクチン接種だけ

ではなく、ある種、感染者、感染というものについての知識が深まるにつれて、どのような形で社会での活動ができるのか、人流をどの程度認めていくのか、その中でご年配の方も含めて外に出ていただけるような形を取りたいという意思も働きました。ですので、それも加わった形の無償化にしておりました。それで、今年度無償化にしますのは、ほぼ昨年度と変わりません。復興作業の中で、やはりこれからいろんな組織や団体を立て直す、もしくは人流を盛んにしていただくためには、やはり外に出る機会を少しでも高める考え方をもちたい。それと1つは、ずっとここ数年、皆さん方もご指摘いただいております高齢者の免許証の返納の話がございます。行政としてはいろんなやり方を考えるわけなんですけども、タクシーチケットを渡すという考え方もあるんですけども、それは永遠に渡すわけにはいきませんし、渡す人と渡さない人が出るというのも問題があるのであれば、公共バスを無償にして、それを使っただけのような工夫をしていただきたいという思いもありますし、またこの春闘でベースアップはなりましたが、まだまだやはり社会的弱者の方は経済的にも厳しい部分があると認識しておりますので、そのための目的もあるところでございます。複数の目的の中で公共バスの無料化をしているというところであります。おっしゃっておりますように、受益者負担という考え方は必ずあります。葛城市の場合、例えばプールを無料にしているというのも、それは受益者負担からいったら、その考え方には当たらない。ほかの部門でも結構無償にしている部分があります。いきいきセンターのお風呂も60歳以上の方は無償にしている、それもじゃあ使う人だけお金を取ればいいんじゃないかという考え方もあるかもわかりませんが、できれば、それは話戻りますけども、財政が許す範囲の中で、ある種、世代世代にサービスを提供していきたいという中の1つの施策でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 私は、そのプールとか、いきいきセンターの風呂の件は言ってないです。今取り上げてるのは公共バスのことだけなんです。ご存じのように、この公共バスの運行に関しては多額の補助金も国から出てるということで、やはりこの1つの事業としての在り方というところを考えると、そのプールとかのレベルとははるかに超えたところにあるわけなんです。そこに対して、税の公平性の観点をどう反映していくかということはやっぱり重要だと思うんですよ。やっぱり国からの補助金も出てるわけですから、葛城市単費でやってるんじゃないんですからね、ここのところは。そこはちょっとやっぱりもう少し考えていただきたいなというところでございます。

次、行きます。4点目、今回の予算について私、実は1つ期待したことがございました。何かというと、以前より市長や前副市長がおっしゃっていた観光の産業化、これを進める具体的な政策が示されるんじゃないかということを実は期待してたわけなんですけど、残念ながらこれといって何ら新しいことがなかったんですよ。それどころか、もう昨年度、市長肝煎りだった西の山の辺の道事業というのが、今回こういう形で、何か事務用品費ですか、だけということで予算化されてない現状を見たら、どういう形でその観光政策、観光の産業化というのを進める気を持たれてるのかというところをちょっとお伺いしたいんです。施政方針

でも、奈良県の西の玄関口としてエリアの活性化と観光によるまちづくりを展開すると、やっぱりこう高らかにうたっていっちゃうわけですから、そのところをもう少し我々に分かるような具体的なことの説明をいただけたらと思います。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 ちょっとさっきのところ答弁できてない部分ありますので、税の公平性というのは、例えばそのバスを利用しようと思えばどなたでも利用できる、その部分について無償にするというのは税は公平でございます。利用できない人がいて、その部分がある一定の方だけが利用できてということであれば、税は公平でないという考え方になります。

西の山の辺の道、ぜひやりたいです。観光の話ですけども、山麓エリアのまちづくりにおいても西の山の辺の道というのは何とか成功させたいと考えております。ただ、昨年、議会の皆さん方にご指摘をいただきましたので、まず連絡の市町村の協議会なりの設立を目指すべきであるというご意見をいただきましたので、それに沿った予算づけをさせていただいておりますので、ただ私としては葛城市単独であっても、まずできる部分はやりたいという気持ちは常に持っております。観光施策全体といたしましては、葛城市は非常に観光資源が豊かであります。ご指摘をいただいております當麻寺というのは、国宝が8つもある全国的にも珍しい寺であります。これがもし奈良県外にあったとしたら、もうそれだけすごい観光資源として、財産として発信することができると思っております。ただ、インバウンドという感覚になりますと、例えばの話ですけども、外国人の方が奈良県に来られてまず何を見に行ってるのかといたら、奈良の大仏さんを見に行かれます。ということは、奈良の大仏と當麻寺を比べたときに、どのようなインパクトを持ってインバウンドに対しての発信ができるのかというところになります。ですので、入口としては、まず競争のしやすい、相撲ということになりましたら、奈良県においては葛城市と桜井市と香芝市、これは大和まほろば相撲連絡協議会で連携を取っております。それで、あとは野見宿禰ということになりますと、出雲市とたつの市等がありますけども、全国を見ても5つぐらいしかない、その中で発信ができる。非常に競争の少ない中で競争力の高い財産を持っておりますので、まず最初インバウンドとしてはそれに力を入れて、来ていただいて、その後に葛城市はこういうものもあるという形で進めていく必要があるのかなと考えております。ですので、いろんな財産があります。飯豊天皇陵も女帝としては私は最初やと思ってますし、渡来人の史跡等も数多くあります。ですので見ていただくべきものはいっぱいあるんですけども、まず入口として相撲を前面に出すというのは、そういう意味の戦略でございます。観光といたしましては、エリアとしては2つのエリアを考えております。1つはやはり西の玄関口である道の駅かつらぎのあるエリアです、インターチェンジのエリア。それともう一つは、二上山の山麓にある「當麻の家」のエリア、そこからつながるこの山麓のエリア、これをハイキングしていただけるようなまず観光施策に持っていきたいと感じておるところでございます。今回、農林でもヒマワリを、従前ですとコスモスですが、ほかの転作といいますか植物があったんですけど、ヒマワリに統一したというのは、まさにそれも1つの観光戦略の小さい1つではございますが、将来的には大きな要素となれるようなきっかけの事業でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 もろもろいろいろ言っていただきましたけども、まず1つ、西の山の辺の道、議会から指摘しましたけども、市長がやりたいのであれば、今回、具体的な予算を上げていただいたほうが良かったのかなという気がします。それと私、今、質問の仕方が悪かったんか分かりませんが、観光の産業化、要するにそれを産業として成り立つようにするための具体的な経営戦略を聞きたかったんです。入口のところは、もう今まで我々も何度も提案されてる方もいて、相撲をキーにしたらいとか、ヒマワリの観光戦略とおっしゃったけど、そしたらそこを産業化というところまでどういうふうに計画をつくっていくかというところのデザインの部分を私聞きたかったんですけども、やはりそこがはっきりしないので、入口だけで終わってると、やっぱりせっかく去年から観光の産業化、産業化とやっぱり経済に寄与するよなという意味で我々は取ってるんですけども、そこはちょっとこの今の段階ではこの予算でも見えてこないというふうに判断いたします。

続きまして、5点目、最後になります。この観光にも絡むんですけども、市長は観光協会、それと社会福祉協議会といった外部の外郭団体についての会長を兼任されております。これについては、かねてからほかの議員からも様々な問題点が指摘されておって、担当の所管の委員会、常任委員会でも議論がされておりました。また、今回の予算のときでもそれに対する質疑が集中しておりました。加えて、この外郭団体じゃないんですけども、これ市の中の事業になるんですが、私、過去に一般質問で問題提起しました公立保育園の園長についても、やはり県内でも唯一、首長の兼任というのは葛城市だけと。これらを踏まえて、その社会福祉協議会の話の席上、質疑の席上だったと思いますけど、市長はあのときに、「もう大変ですねん」というふうにおっしゃったんですよね。そんなに大変だったら、これ以上事態を悪化させないうちに、この兼任を解除されて、やはりそれなりの専門的なコントロールできる方を立てるべきじゃないかと思うんですけども、今回の予算ではそういったところが何も見受けられないんですけど、その辺りいかがでしょうか。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 私、もう大変ですねんと言った記憶ないんですけども、また1回確認してください。

藤井本委員長 9月議会のときにおっしゃいました。

阿古市長 9月議会に言うたんですが、去年の。それはあれです。委員長が質問されて、いやあ大変でしょうっておっしゃったので、いやそれは大変ですねと言うた記憶はあります。この件につきましては、もうそのときにいろいろな議論をいただいておりますので、その場でもう回答をさせていただいているところやと思うんです。思うんですけども、あえて今回総括の中で質問がございますのでお答えをしたいと存じます。こちらのほうの兼任の部分につきましては、これは葛城市になってからもずっとその時代時代の首長がその任を担ってまいりました。ですので、私はそのときにそれをされてることについて、私はそれなりの責任を持ってされてるんだという認識を持っておりました。ですので、そのことが間違いであるとか良かったんだとかいうのは思いませんが、ただそれをやられてきたのにはそれなりの歴史

があつて理由があると思います。兼任することによってのメリットと、多分デメリットがあるのかなと思います。ですので、その検証はしていく必要があるかと感じておるところでございます。ただ検証しながらも、それに対する、そこに急には行けなくても、修正をかける部分については随時取りをして入れさせていただいておるところでございます。大体そういうところかな。今まで言ってた、これ1つ1つ言うとなら全部また同じことを言わなあきませんので、検証は進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 そしたら、もう今の5点を踏まえた最後の総括的な取りまとめですけども、この5件の質問に共通する点として、やはりこれを基にこの令和6年度の予算を私考えたときに、やはり事業の選択と集中がうまくいってないというふうに思います。やはりそれが葛城市の将来設計デザインなんです。そこのところが、やはりちょっとやっぱりうまくコントロールできてないなという、これ私の感想ですね、この予算に対する。加えて、梨本委員の質問にも絡むところなんですけども、先ほども市長が、できるところまでやりたいという予算的なところの話をされてましたけども、ここなんです。これも私、質疑の中で言いましたけども、今はいいかもしれません、余裕があつていいかもしれません。ただ、葛城市の今後の、我々この予算というのは今年の令和6年だけを考へてるんじゃないで、これから先の葛城市のことも踏まえた上で予算の審議をしてるわけなんです。そうなってくると、やはり将来的に、その若い世代、葛城市を担う若い世代に負担がのしかかるんじゃないか、不公平をその方たちが感じるのではないかと、もう危惧してるんです。そういった点について、当然ながら今の市民生活が良くなるようにという思いは、それはもう我々も賛同するところですし共感するところ。ただ、やはりそれもどっかで線引きしとかなないと、予算的な限界というのをある程度見越した上でコントロールしないとイケないと思うんです。その辺り、市長はいかがお考へでしょうか。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 できるところまでやりたいと私言つた記憶はないんですけども、財政の許す範囲内でやりたいという表現をしたように思つてるんですけども、それはもう間違いなくそのとおりで思つております。

それと、先ほどちょっと言い忘れたかなというのは、実はシルバー人材センターの理事長は変わらせていただきました。ですので、その辺の精査の中で、変わるべき必要があるところは変わってきたということだけはお伝えしておきたいと思ひます。

それと、今回出させていただいた予算は、将来的にも安定した継続ができるという判断に基づいて予算計上しております。ですので、これが突拍子もないものであるという考へは持っておりません。財政とも話ししながら、今の葛城市でどの程度までサービスを維持し拡大してもいいのかどうかという、それとこれは将来的なまちづくりの問題と大きくリンクしてまいりますので、今その投資が必要であるという考への下で事業も入れておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 それじゃあ最後、言いつ放しということで、意見だけ言わせていただきます。いろいろなことを判断いただいた上で財政の許す範囲でというふうにおっしゃいましたけども、これも個人的にはやはりその辺り不安が残るんです。1つには、その辺の判断基準となるのが、先ほど梨本委員もおっしゃった財政経常比率とか、その辺の数値なんですよ。その辺りが、やはり数値上で比較する限りは、我々大丈夫なんかと思えてしまうところなんです。だから、そういったこともやはり予算に反映できてたら安心してこれはオーケーとは言えたんですけど、なかなかちょっとこの非常に厳しいなという感覚を、今回の予算の審議では思いました。まず、いろいろ市長の思いをお聞かせいただき、ありがとうございました。

以上で結構です。

藤井本委員長 ここで2時間経過いたしました。まだ総括質疑はあるようでございますので、暫時休憩をいたします。15分休憩させていただいて20分再開いたします。3時20分再開です。

休 憩 午後3時05分

再 開 午後3時20分

藤井本委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

理事者側より答弁の訂正があるということでございますので、これを認めます。

東副市長。

東 副市長 東でございます。

先ほど、市長の答弁でシルバー人材センターの話が出てあったと思うんですけども、その際、理事長は私から変わったというふうに市長のほうで申し上げましたけれども、理事長は副市長でございましたので訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長 それでは、総括質疑、ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、1つにまとめてちょっとお聞きします。事前に総括質疑の質問票を出したのと関係あるのもあるし、ちょっと外れるところがあるかも知れないんですけども、お答えしていただける範囲で結構ですので答えていただけたらと思います。それは何かというと、要は行政の手法、事業化するときのその手法について質問したいんです。具体的には、この間の予算特別委員会の質疑の中で、旧新庄町と旧當麻町との行政手法の違いが明らかになりました。これは旧當麻町で公園を造るときに、池を土地借上料に借りて、その地元にお金が今日までずっと支払われている、それが予算に計上されていると。しかし、旧新庄町はそうではないと。あるいは、こういう言い方はあれですけども、いわゆる公共施設でも、やっぱり地域住民に受け入れてもらうために協力金を、旧當麻町では例えばクリーンセンターとかし尿中継タンクのところに地元にお金を支払われてて、それが今日まで続いていると。他方、新庄町のほうでは例えば笛堂にありましたクリーンセンターでも、地元にはお金を出すのではなくて、そこに例えばプールとか体育館とか一般市民も使える形での公共施設を設けたり、火葬場でも地元でそれでお金を払うということではなくて、山麓公園として広く市民の方に

利用していただく形で事業化を進めてきたと。つまり、旧新庄町と旧當麻町とでは事業手法が違うと、これはもう当然だと思います。私も議員になって、もうたくさん聞きました、その違いを。それで、これは何とかせなあかんなと思いながらも、なかなか難しい問題だったんですが、これ、この20周年の機会にぜひこれを何とかこうきれいにできないかなというのが私の思いであります。その上でちょっとお聞きしたいんですけれども、今、行政のほうで、この旧新庄町と旧當麻町の行政手法の違いが、今日まで例えばそういう予算の中で残っているようなもの、これ土地の借上料とか、さっき言った地元協力金で報償費ということがあったんですが、それ以外で何か把握されてるかどうか、どんなものがあるかどうか、この事業手法の違いについてどう認識されてるか、具体的に予算の違いのような形で、あるいは給付もあるかも分らないです。よく分らないので、そこら辺、何か残っているもんがあればちょっとお聞かせ願いたいと思います。これが1つ。

2番目は、18歳までの子どもにかかる医療費の完全無償化の予算になりました。それから、保育も0歳から2歳までの間、今、有料だった、一部補助ありますけれども、これも1子を除いて2子以降、18歳まで1子が、2子以降は完全に無料になる、所得制限もないと。非常に市民にとっては嬉しいことだと思うし、日本共産党も3つのゼロということで、医療、保育、子育て、3つのゼロということで、医療、保育、それから給食、3つのゼロということで全国で訴えているわけですが、そういう意味ではありがたいし、市長の言う経常収支比率も、数字ありきでは私もないと思います。やっぱり住民サービスのために必要な支出をやっていく。数字ありきでこれをサービス削るなんて本末転倒だというのは本当にそのとおりだと思うので、これは歓迎したいんですが、ただこの事業化するときの手法についてお伺いしたいんですが、私ちょっとびっくりしたんですよ、そこまでやるかと。というのは私も医療の無償化について一般質問しました、窓口負担ゼロにしてほしいと。それは財源もある程度示したつもりなんです。県がこの8月から高校生まで医療費助成をやる場所に補助すると、葛城市は今やってない県の18歳までのところ、中学生から、高校生部分は単独で負担してるから、県から半分補助があったらこの半分为余るから、そのお金で一部負担金ゼロにできるんじゃないですかみたいな質問したんですよ。それだと大体、未就学前までやったら御の字、小学校まで行ったら、ああよく市長やってくれたというふうに思ったら、18歳まで全部無償化するいうからね。私ちょっとびっくりしたんですよ、大丈夫かなと。それから、保育の無償化についても所得制限も撤廃し、かつ1子目を18歳までというのは、これ全国にないんじゃないですかね。ありますか。葛城市は18歳もないんか。だから1子が20歳でもいいんか。こんなの全国ないんですよ。ほんで、予算をこの間聞いてたら、議論の中で大体この2つを合わせると医療費無償化は令和6年8月以降で、請求は2か月後やから、半年分の予算しか計上されてません、1,200万円ぐらいね。医療費の窓口負担の必要な負担額は1,200万円です。だから、今年は半年で1,200万円やけど、来年度から2,400万円になりますけども、保育無償化にかかっては7,400万円ぐらいやったかな。ほんなら、両方で9,800万円、年間で。これ、毎年9,800万円が義務的経費として出ていきます。ほんで、これは梨本委員もおっしゃってたように、全国住みよさランキングで東洋経済新報社が出している住

みよさのランキング以外に財政健全度のランキングがあって、これは葛城市は低いんですよ。特に弾力性という面では下から数えたほうが早いと。これ、経常収支比率とか、義務的経費比率とかいうのが入ってるんですけど、義務的経費比率というのはこの扶助費とか人件費とか公債費ですよ。だから、いずれにしても経常的に出ていくお金、これが葛城市は物すごく負担が大きくなってる。これはもう全国の他市町村の比較の中でも低くなって、これ下から数えたほうが早いと。サービスは高いけれども、財政的には新たな施策をやるということが大変難しい財政状況になってきているということなんですね。私がここで聞きたいのは、この行政手法として、なぜ段階的にやっていかれへんのかなと思ったんです。だから小さく入れていって様子を見る、財政負担の様子を見る、だから未就学児まで一部負担金ゼロにしてるところ出てきてます、奈良県内でもね。小学校までやったところも出てます。でも高校まではないんですよ、一遍にぽーんと。やっぱり、行政が新しい事業をするときは段階的に入れていく。この保育の無償化も私は歓迎しますよ。でも、一遍に第1子を制限取っ払っちゃって所得制限もなしにして、一遍に7,400万円をどーん、これでは将来の財政の継続性という点で、私はこの事業手法としては非常に違和感を感じてるんです。これは地方財政法にはこう書いてありますよね。これ第4条の2ですけど、「地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない」。だから、どの自治体も財政の健全性というのは将来負担がどうなるかがあるから、ちょっと段階的に入れていくということを大体行政やっておられると思うんですよ。でも、今回一気にどーんに行ったから、それで財政の問題で継続性がどうかということが私、心配になってるんですね。これは、将来の世代との公平感なんです。将来世代と公平感を持つ。でないと、経常収支比率が目いっぱいになってしまうと新たなことできなくなりますから、次の世代次の世代は新しいこともできなくなるんですよ、財政上。ほんなら、物すごく政策の選択を狭めていくことになるので、少なくとも規律ある財政というのは、事業化をするに当たって将来のゆとりも残しながら慎重に新しい施策を入れていくというのが私は基本だと思っていますので、この点について政策導入について検討されたのかどうか。保育無償化あるいは医療の窓口完全無償化、これの条件、これちゃんと検討されて今回予算化されたのか。このことについて2問目お伺いします。

藤井本委員長 答弁。

高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

ただいまの谷原委員の1つ目のご質問、ちょっと企画部というか、全体の話で話させていただきますと、市が大字に対して支出している予算の中に、例えば今おっしゃいました公園に係る土地の借上料であったり池の賃借料など、様々なものがあるということは認識しております。ただ、それぞれの予算につきましては各大字との過去からの経緯がありまして、必要な予算として支出しているものでありますので、行政手法の違いという認識はございませ

ん。

また、ほかはないのかというお話でしたけども、同じく行政手法の違いではなく、必要な予算は計上されておるという認識でございます。

以上です。

藤井本委員長 米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、谷原委員にお伺いいたしておりますけども、財源面からということで、まずご答弁をさせていただきます。今おっしゃっていただいておりますように、これらの新規事業になります。これら新規事業に係る分といたしましては、令和6年度では約8,600万円程度の一般財源が増えるというところ辺でございます。この一般財源でございますけども、普通交付税の措置の対象から実は外れることとなっております。こちら特別交付税の措置対象とならない場合は、特別交付税のほうにおきまして、先ほども答弁申し上げましたけども、市の特殊事情案件として国への申請のほうを着実に行ってまいります。また、担当課におきましては、市長会等を通じまして国・県に対し、第2子目以降の保育料無償化に向けた財政支援などについては強く要望のほうをしていると聞き及んでおります。先ほど市長が少し申し上げられました特別交付税の要望につきましては、毎年市長が国へ上京いただきまして、関係省庁や奈良県選出国會議員への陳情を行っていただいているところでございます。したがって、令和3年度、令和4年度は、特別交付税の上積みというような形で交付実績をいただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 先ほどもほかの委員の答弁の中で申し上げましたように、予算計上するときには検討しております。その中で財政的に継続的に行けるという判断の中での予算計上になっております。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 もうちょっと突っ込んで聞こうかと思ったんですけども、まず1つは旧新庄町と旧當麻町の間の行政手法について、それはその時々必要な措置としてやったんだから、その違いがあるとは思ってないと。必要だからやってるんであって、そこに違いがあっても不公平だというふうなことの認識はないと、不公平だという認識はないというふうに捉えていいんですかね。というのは、これ私、先ほど言いました行政手法の違いで、もういろいろ聞くわけです。そしたら、こっちは池を借り上げてお金払ってるやないか、こっちは全然払ってないという、それ不公平と行政が感じてたら、これ直していきましょうというふうになるんですよ。直していきましょうと。でも感じてなかったら、いやもうこれまでどおりでいきましょうになるから、それはもう市民の方に言うしかないんですよ。こういう状態ですと、葛城市ね。市になっても、古いままずっと引き継いで、違いがあってもその違いはそのままですよ。だから、これについて直さなあかんと思っていらっしゃるんかどうか。直し方いろいろあると思いますよ、直し方は、どっちに合わせるかどうかは別として。でも、これ違いがあるのをそのまま今後も認めていきはるんですかということを僕は聞きたいんです。今のちょっと答弁だと、必要や

からつけてますということなので、これ、そこは住民の方が不公平だと思っていることがあるからなんです。だから私聞いてるわけですね。この20周年を機会にそれを直していこうというお考えがあるかどうか、まだこれから20年後もずっとそういうふうにするのかどうか。市民がどう思われるかどうかということになるので、これどう思っておられるかということをお聞きしたいんですわ。

2つ目に、市長のおっしゃること、もうそれやったらそれで受け止めるしかないんですけども、さっき私が言ったことについてはどうですか。検討しましたと、財源は検討されたことはよく分かりました。財務部長もそうおっしゃったし、私は特別交付税で採択されたいいなとは思ってますけど、これは特別交付税採択されるかどうかというのはいろいろありますから、絶対採択されるもんでもないから、でもぜひ頑張ってもらいたいとは思いますが、財源の問題はできるということでやるというのは分かったんですが、私が言ったのは、その事業化する上でやっぱり段階的に入れていく、そうやって財政の継続性を見ていくために、将来性を見ていくために、やっぱりこう一遍に条件を取っ払っていくんじゃないで段階的に見ていくという考えはなかったのかどうか、私、聞いた。それを検討されましたかということをお聞きしたいんです。財源のことを聞いてません。これも一回ちょっと答えていただきたらと思います。

藤井本委員長 これ、もう市長しか答えられないと思います。

阿古市長。

阿古市長 制度設計の中で検討しております。

それと、先ほどおっしゃってた、これは委員会の席でもお話をさせていただいた事業手法という考え方です。平成16年10月に合併するまでは2町でございましたので、やはりその町、町によってはまちづくりの在り方が大きく違ったのかなという認識は持っております。ですので、例えばその事業がその町の中で特殊な形態を取っているということはあるのかなとは思いますが、行政そのものが葛城市になって、それで過去に遡ってその部分の修正ができるかという、なかなかそのときの事業としては完結しておりますので難しい部分があるのかなと。例えば、これから1つの事業をやるに当たっては1つのステージの中で制度設計ができるかも分かりませんが、過去においては、これはどっちの手法がいいとか悪いとか言うべき問題ではないと思います。歴史の中で、その地域性の中で、その当時の行政が住民の皆さん方と、地区の皆様方と話をしてそのような結論を得た事業でございますので、その点につきまして今現在の不公平性があるのかなのかと言え、私はないと感じております。ただ、これから新たな事業を立ち上げる段階において、それはもう一つのこれから葛城市になっておりますので、事業の立ち上げにおいては共通のステージといいますか、手法によつての制度設計に変わっていくという認識を持っております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ここは市長と認識が違うところですので、私の意見だけ申し上げておきます。

私は、先日、やはり不適切な行政手法じゃないかというふうなことで、その点について市

長からのお考えもお伺いしました。具体例出しますけど、御所の葛城清掃事務組合アクアセンター、ここの組合議会で私も参加させていただきましたけれども、ここでも造るに当たって地元の協力を得るためにいろんなことをされてますけれども、やっぱりお金を落とすということはされてません。いろんな道路を造るとか公園を造るとか、あるいは簡易水道だったものを水道にするとか、やはりその公共施設としてみんなが基本的に使えるような形でやっていくと。毎年多額のお金を地元へ大字に落とすというのは、その大字の会計も大変です。いろいろ間違いが起こりやすい。だから、日本全国、この公共施設、いわゆる迷惑施設と言われるところ、皆さん苦勞されてるんだけど、やはり苦勞して周辺の整備ということを基本にやって、お金を特定の団体に落とし続けるというのは私は少ないんだと思っています。これは……。

(発言する者あり)

谷原委員 中継槽の問題を今おっしゃってるけど、旧新庄町では持ち回りです。大字で持ち回って、大字にお金を落としてません。持ち回りなんですよ。だから、旧新庄町の手法はそういう形でやってきてる。だから、要はお金を落とす落とさないということで不公平、行政手法が違うんですよ。違ってきたと。ところが、これは今、市長おっしゃったけど、単年度で契約してるはずなんです。その昔20年前契約で続いているんじゃないくて、基本的には単年度で契約です。年度が切れたら当然解消と。御所のアクアセンターの地元との協定でも、年度が切れたらもうこれは解消と、あるいは簡易水道が終わったらそれ終わらしましょうと。これ、未来永劫やるんですか。すごい金額ですよ、地元へ落ちる金額も、お金として。これ、私はだから不適切だと言ってるので、でも市長はそうは思っておられないからいいんですよ。だけど、これを改める気がないということも分かった。これもいいですよ。あとはもう市民に問うだけですよ、これでいいのかと。これで本当に20周年、新庄町民も本当に20年祝えるんかということですよ。だから、これは本当に不公平感があるということを、だから合併を解消せえというふうな極端な意見も聞いているんですよ。だから、そんなことをずっとしておくわけにいかんと思いますよ、私は。だから、どっちかにちゃんと統一していく。時間かかるかも分からない。時間がかかるのは当然ですよ。どっちがいいというのは行政手法のあれがあるから、行政の判断の人に任せるけれども、でもこれをそのまま置いておくわけには私はいかないと思っております。これは私の考えですから、阿古市長と考えが違うのはよく分かりましたし、それからもう一つは、やっぱり将来との未来世代との公平感です。未来世代というのは、やっぱり経常収支比率を高くすると財政の弾力性がなくなって政策的な選択の余地が将来なくなるんだから、やっぱり段階的にこうしたものについても扶助費の支給についても段階を見ながら入れていくということを、私はぜひ望みたいと思います。私がこの問題意識を持ったのは、紙おむつの件からです。紙おむつの件につきましては、もう4月から打ち切りますいうのを2月ぐらいでぱーんと言われたわけですね、打ち切られる人は。ほんなら、もうその人たちはもう涙流して訴えられましたから、ひどいと。普通は経過措置を取りますよ、やっぱり。でないと、生活の当てがあるわけやから、みんな貧しい中でもやりくりしながらやってるわけですから。それは皆さん、市が財政がないいうたら受け入れますよ。それはも

うしゃあないなど、無理言われんなど。でも、個人の生活は当てにして生活してはりますから、2か月前ぐらいにばちんと打ち切るようなことは、行政として私やったらあかんと思います。これだって経過措置です。だから基本的に経過措置を設けるんですよ。年金だって、来年から70歳にまで引き上げますなんて、年金支給なんか国もしません。やっぱり段階的にやる。だから、こういう行政手法について私は大変違和感を持っていると、今回の私は予算を見てなおさらそう思ったので、ちょっとご意見を申し上げておきます。

以上です。

藤井本委員長 ほかに総括質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、令和6年度一般会計の予算についての質疑を終結いたします。

ここでちょっと確認したいことがございますので、暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時44分

再 開 午後4時00分

藤井本委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

奥本委員。

奥本委員 谷原委員に対して議員間討議を申し込みます。先ほどから、これまでの審議の中でもそうですけども、旧當麻町、旧新庄町というキーワードを出して、不公平とか不適切というところでいろいろ盛んにおっしゃっています。その中で1点だけ、クリーンセンターの件についてちょっと確認したいんですけども、クリーンセンターは大字當麻がお金もらってるというふうに取り立てられるような発言でしたけども、違いますよ。これは葛城市になってからの話です、今の新クリーンセンターは。それも、大字當麻が望んだわけじゃなくて、そもそもが旧當麻町時代に、旧當麻町のクリーンセンターが老朽化した後は更地に戻すという契約だったんです。それに対して、最終的に葛城市になってからの新クリーンセンターで持って行き場がなくなったからということで、大字のほうに話がございました。ただその間、ご存じの方少ないか分らんけども、市全体に対してこの受入れが可能かという話はあるしなかったかと思います。ほかの大字はこんなんされてないと思います。大字當麻の中では本当にもう1年近くかけて、あれが本当に必要なんかとか、受け入れるべきなんかという大議論を行いました。中にはもう果ては裁判まで起こりました。あれ、誰一人としてもろ手を挙げて来てくれと言った人はいないんですよ。何であれがあそこに来ることになったのか、1つはやっぱり行政側サイドから、当時、広陵町のRDFの受入れがもう先に決まっていたんということが1つありました。それは後から知ったんですけど、何よりもごみ処理が、もし葛城市へ持って行く先がなくなったときに外部に委託しないといけない、委託する場合には、そしたらそのごみの処理費用はどうなるかというのを算定してもらって、概算ですけど、そしたら子の世代、孫の世代でとんでもない負担がかかると。自分たちの子ども、孫には迷惑かけたくないからということで、もう渋々、苦渋の思いで我々受け入れたんです。それをして、ああいう形の金額がどうのこうの言われて、これちょっともうもってのほかで

すわ。そもそもあの金というのは、誰一人区民はもらってませんよ。あれは公民館建て替えの建設仮勘定のところにちゃんとして入ってるやつなので、誰一人その個人的に使ってるとかいうのはない話なんです。もしもそれをおっしゃるのであれば、今やっぱりあの話をもう振出しに戻してクリーンセンターをどっか違うところに持っていくという話から始めるべきですよ、これは。それぞれの大字で受け入れるというか、受入れ可能で、そしたら代わりにお金もらえるよというところまであらわにしてやるべき話じゃないですか。ちょっと、ほかの公園とかの話は置いて、私、このクリーンセンターの件に関しては、ちょっとその辺の認識がおかしいと思います。

藤井本委員長 その発言に対して。

谷原委員。

谷原委員 クリーンセンターについて私が申し上げてるのは、行政手法がどうだったかということずっと申し上げているんです。旧當麻町と旧新庄町の行政手法の違いがあったということは明らかになったことでありまして、それが申し上げているクリーンセンターの例を出しますと、旧新庄町のクリーンセンターは笛堂地区にありました。笛堂地区には、この周辺に、笛堂区にお金が渡されているのではなくて、プールとか体育館とか、公共施設として地域の環境整備ということでやられて受け入れていただいたというふうに私は認識してます。間違いがあれば訂正はしますけれども、一方、當麻は當麻のクリーンセンターがございました、旧當麻町のときにね。そのときは、やはり旧當麻町側の行政手法は、旧當麻町のクリーンセンターのところにはそれなりに地元で協力金をお支払いしていたというふうに聞いております。間違ってたら言うてくださいね。それが、新市になるときにどこに建設するかいったときに、結局、最終的には當麻区の中の今のあるところに造ろうというふうになったわけですね。実際、それで地元も、確かに反対運動はあった、裁判も行われた、それはよく知っております。しかし、結果としては協定書を結ばれたかどういう形か分かりませんが、當麻区も受け入れられて、そのときに協力金ですか、報償費として毎年幾らということがやられたわけで、これは旧當麻町の時代もそういうふうにされてたと聞いてますし、どこへ持っていくかということはいろいろあったとしても、私が言うてるのは行政手法としてそういう手法を旧當麻町は取られてるし、新庄町は取られてたということについて問題提起したわけです。それについて私は、1つの市になったんだから、それを何らかの形で過去そうやってきたからということで今後ずっとそれを続けるのはいかがなものですかと、やっぱりどっかで見直しを検討すべきじゃないかということの問題提起としてお伝えしてるわけです。だから私は、受け入れた當麻の方は大変だったろうと思うし、反対運動があったことも分かってますし、裁判があったこともよく分かってます。でも結果として受け入れられて、そういう経過の中で今そういう形で協力金がずっと渡されていることについて、これをずっとやり続けることについてはやっぱり検討してほしいというふうにお願いしたところであります。これ、私の意見ですから、行政がどう思われるかいうのは、市長がどう思われるかは別ですけども、だから私は別に、それを分かってほしいのは、行政手法として今後ずっとこういうことを、過去そうだったからいうことをやり続けるのかと、私は不適切やというふうな認識でおります

ので、ご理解いただきたいと思います。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 旧當麻町のときの協力金の意味合いというのは、私、分かりませんよ。もうその昔の話なんで分かりませんが、葛城市になってからの今のクリーンセンターの協力金というのは、これお金やるから黙ってくれというような意味じゃないんですよ、何回も言うように。不公平とおっしゃるんやったら、今、我々受け入れる側も不公平なんです。受け入れてない大字の方に対して、そしたらその公平性をどう担保できるんですかと逆に聞きたいですわ。何回も言うように、これは協力金を我々望んだわけじゃありませんよ、これは。もう過去の経緯でそれが協力金という話になったんかもしれないけども、金額もどういう話で折り合い付いたんか分かりませんが、何度も言うように、そもそもは最初に聞いてたのは、うちの大字は新庄に建設するからと、これ吉川市長のときですわ。そういう話、公式に大字に来てされました。ところが、政権が変わったときからもう迷走して、もうどこももう話持って行く先がないねんというところから始まった話なんです。だからそこは、ちょっと何か旧町時代のその事業手法どうのこうのじゃないので、これもう政治的な大きな判断が働いた上で結果がこれなんです。最終的にその形としては、前例にのっとってこういう形になったかもしれないけども、何度も言うように、大字の當麻の区民はこれを望んでいるわけじゃありません。施設もそうですし、補助金欲しいからと言ってるわけじゃない、誰一人言ってませんので。だから、そういった意味でおっしゃるんやったら、本当にこれもう一回、全部まな板の上に乗せて全市民で議論してくださいよ。ほかの大字のほうも受入れを逆に言われたらどうするんですか、そしたらこれ。やっぱりその辺があるので、これ迂闊にこんな軽々としてそういう池とかの問題と一緒にされたら、これちょっとおかしいんじゃないかと思えますよ。

藤井本委員長 最後。

谷原委員。

谷原委員 私は、クリーンセンターの問題について不公平とは思っておりません。クリーンセンターは1つあるから、池は違いますよ。池は実際にほかでもあるので、そういうふう聞こえたらもうこれは誤解を解きますけれど、クリーンセンターでそこにお金を投入してるから、何かその當麻の人がいい目してるとか、そんなこと言ってるわけじゃないんですよ。それは當麻の人がそれでいい目してるとかお金もらってるとかそういうことをわーわー言うてるわけじゃなくて、行政手法として今後ずっとそれを続けるのがどうなんですかということを問いかけてるわけです。それが適切な行政手法で、ずーっとそれを続けるのが正しいのかどうかということを問うてるんです。さっき言った政治判断ということであれば、そういう政治判断もあるでしょうし、池の問題は葛城市のほかのところでは池もあって公園が横についてるところもたくさんありますから、それについては僕は不公平だと思いますけれども、この行政手法の在り方の違い、その違いから来る不公平感、こういうのを市民が持ってるときに、これはちゃんと解消していくことが必要だと思うから私は述べてるわけなんです。別に私は、當麻の町民の方が何かもらって得してるとか、そんなこと一言も言ってませんし、私は行政

手法の在り方をずっと言ってるんですよ。それをずっと今後20年、また30年続けるんですかと。それは、もっと言えば新たにクリーンセンターを新たな場所に建て替えるようになったらその問題が出てくるのかもわからないですけども、そのときにはそのときでちゃんと、私は私が正しいと思うやり方やってほしいと思うから言ってるわけです。だから今のクリーンセンターの建ったこと、過去のことを僕は言ってるわけじゃないんですよ。それだけはちょっと分かっていたきたいので、なかなか分かっていたけなかったから仕方ないんですけども、以上にしておきます。繰り返しになりますので。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 私も最後にしますが、その行政手法とおっしゃるけども、行政手法は一律で全ての問題解決するわけじゃありませんよ。ケース・バイ・ケースでやらんとあかんことはやっぱり出てくると言うんですよ。そこに対して、いやこの基準に合わせんと駄目やというような考え方、これちょっと私、絶対おかしいと思いますわ。不公平という言葉自体がやっぱりちょっと引かかるんですけども、本当にその補助金に対して出されていることに対して不公平と言うんやったら、そしたらその補助金もらえるような動きしたらどうですか。自分たちのところで受け入れて、補助金欲しいと言わはったらどうですか。もう根本的に考え方が違いますけども、もうこれ以上言いませんので。

（「ちょっと間違いがあったから訂正させていただきます」の声あり）

藤井本委員長 訂正ということで認めます。

谷原委員。

谷原委員 クリーンセンターに支払われているのは補助金ではありません。補助金はこういうことには払うことはできませんから、これあくまで報償金という形の扱いになってると思います。

藤井本委員長 もう次へ進みたいので、議員間討議としては残りますけども、谷原委員のお話の中でそのクリーンセンターの分、旧町時代の昔のまちづくり、両町で違うわけですよ。それとごっちゃになってるような気がします。クリーンセンターのことについては不適切ではないと最後のほうでおっしゃってるんですけども、不適切という言葉が今問題になってるので、クリーンセンターのことにつきましては旧町時代のものじゃなくて、新市になってから建設をされて、それで当時の理事者または議会でも考えてやられたことなので、ここを一緒にするというのはちょっと無理があるのかなというふうに思います。言葉の中で、クリーンセンターは不適切とは言っていないと、行政手法の違いを問うてるんだというふうにおっしゃってるんですけども、だからそこをもう少し一緒にされたらというご意見がございますので。

谷原委員 私が不適切というのは、いわゆる公共施設を建てるに当たって地元で協力金を払うと、それも長期にわたって払うというのは、私は不適切な行政手法だと認識しております。だから旧当麻町のクリーンセンターでやられて、それがどういう形でか、今も継続されたということだと私は認識してるんですが、そういうやり方は不適切なので、どっかで改める必要があるんでしょと、改めてほしいというふうに言うてるんです。不公平というのは、クリーンセンターとごっちゃになってしまったら申し訳なかったんですが、池の問題ではやっぱり旧新庄町側の池が横についてる公園についてはそういう土地借上料なんか払ってないわけやから、

だからこれが旧當麻町の行政手法で池も借り上げてお金を支払ってることについて、ずーっと今後もそういうことが続けられるのは私は不公平だと思ってるんです。不適切だし、それは不公平だと思ってます。だから、クリーンセンターについて不公平ということは、比べるものがないから不公平ということではなくて、不適切な行政、つまりそういうふうには地元で公共施設の借上げとか、土地借上げで駐車場とかはしゃあないと思うんですけども、池とかあるのは私は不適切だと思ってるので、それを長期にわたって続けるのは、20年ということになったから、この20年を機会に私はちゃんと見直したほうがいいということを申し上げてるんです。よろしいでしょうか。不適切というのはそういうことです。不公平という考え方と。

藤井本委員長 分かりました。この件については、谷原委員のご意見ということにしておきたいと思います。今のこの予算特別委員会、特にそれによって関係するところではないかと思われますので、この程度にしておきたいと思います。

議員間討議された、奥本委員、よろしいですか。

奥本委員 はい。

藤井本委員長 議員間討議、以上でよろしいか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

梨本委員。

梨本委員 令和6年度葛城市一般会計予算に、私は反対の立場から討論をさせていただきます。

令和6年度に当たっては、これまで市長が繰り返し訴えてこられました市民第一のまちづくり、子育てしやすいまちを前面に押し出し、税金はできるだけ市民に還元された、そんな予算編成であると感じています。私は今回、一般質問や4日間の予算審議、本日の総括質疑でも指摘させていただきましたが、令和6年度予算は市長施政方針の主要な施策を反映していないものや、所期の目的から外れているものがあるというふうに感じております。また、政策の軸の1つを堅実な財政への改革と健全化としながら、令和6年度予算は一般財源のみで賄う新規事業も増えています。以前の予算審議の中では、溝尾前副市長は事業化には財源を考えなさいと指導していると答弁がございました。その視点から、今回の予算特別委員会でも幾度となく財源について説明を求めてまいりましたが、世代間の公平性の視点からも納得できる明確な答弁はございませんでした。阿古市長の就任時、そのときの公約は日本一より市民第一でございます。しかし、ここ数年は、住みよさランキングなどにおいて奈良県1位や大阪圏1位を繰り返しアピールしておられます。古い記憶を思い起こせば、8年前、前山下市長も、働く世代が住みやすい都市ランキングで葛城市が近畿内で1位、全国でも30位、若者世帯が増え子どもの数もどんどん増えていることをアピールしておられました。施政方針で住みよさランキングをアピールするということは、私にはその当時批判していた日本一という前市長の公約をご自身がアピールしておられるように見えてしまいます。ただ、当時と比較して大きな問題は財政です。阿古市政において、弾力性が悪化してきたことは数字が証明しています。葛城市が誕生した直後の吉川市長の時代には、経常収支比率は健全

に推移し、前山下市政においても2期目の途中までは健全度を維持していました。後半、今より約9年前からこの指標は急激に悪化してまいりましたが、それらと財政規模も改善すべく、日本一より市民第一と公約した、私は少なくともそう理解していました。しかしながら、阿古市政において経常収支比率は改善されず、むしろ悪化してまいりました。住みよさランキングと併記されている財政健全度の弾力性は、私が一般質問でも紹介したとおり、792ある市の中で769位です。その指標を提示して財政は健全であると言われても、私には理解できません。財政規模についても、以前は適正規模が大きいことを問題視してこられたはずですが、令和6年度の当初予算の規模は、大きな投資的事業がないにもかかわらず過去2番目の大きさになっています。にもかかわらず、所期の目的から外れた一般財源事業を見直すことすらできていないと考えています。その中であって阿古市長はここ数年、サービスは高く財政の許す限りという言葉を繰り返し、更に新規事業に一般財源を投入し続けているのが令和6年度の当初予算ではないかと考えております。先ほど、奥本委員の総括での質問の中で、20周年蓮花ちゃんを使わないのかという質問がございましたが、市長答弁では行政の連続性を重視しない考え方が伝わり、今回の予算にも反映されていたように感じております。今回、どのような協議がなされて決められたのか分からない社会福祉協議会の補助金、そのほかにも将来的な見通しや計画に基づかない思いつきの予算が複数見られるのは非常に残念です。これらは、一部を修正するだけでは改善できるものではないと考えます。将来を生きる葛城市民を想像した際、今回の当初予算は、市民の代表として予算を監視する立場から容認できません。

以上の理由により、令和6年度一般会計予算を反対いたします。

藤井本委員長 ほかに討論ないですか。

坂本委員。

坂本委員 では、私は、議第28号、令和6年度葛城市一般会計予算議決について賛成の立場で討論させていただきます。

令和6年度葛城市一般会計予算は、市民へのサービスが隅々まで散りばめられた予算であると考えております。一日も早く成立させて、4月から市民のために執行できるようにしなければならないと考えるところであります。

簡単ではございますが、以上の理由により賛成討論とさせていただきます。

藤井本委員長 ほかに討論ないですか。

谷原委員。

谷原委員 私は、令和6年度葛城市一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

反対の理由ですけれども、私、最初にこの予算の説明を受けたときに、葛城市の財政規模として、過去から2番目かな、葛城市になって2番目の大きさの財政規模だというふうに伺いました。一番多かったのを調べたら、これ平成28年です。ちょうど道の駅建設等あって、この年も市長選挙の年です。今回また市長選挙の年となりました。私自身、財政規模が2番目になったということを聞いて真っ先に思ったのは、議員になる前後から財政の勉強し始めて、その中で財政規模の見方について、市長選挙があるたびに財政規模が膨らんでいく、

こういうグラフがすぐ分かるんですね。なぜか4年に1回ぐらい財政がぼーんと上がって、次締めて、また4年後にぼーんと上がっていくと。そういうグラフと、一方ではいつ地方選挙があったか分からないぐらい財政規模はあまり変わらないように市政が運営されている、そういうグラフです。それについてどういうことかという、やはり市長選挙のときに財政規模が膨らむところは、様々住民の要望がありますから、まさに市長選挙のときにそれがどっと財政出動されると。結果として、義務的に次年度も支払わなければならないことまでやると、年々財政が硬直化して、そういうことをやり続けると財政が大変なことになると。その分かりやすい例として、この財政規模の問題書いてありました。私は、ああそういうもんかと思って、だけど阿古市長の2期目の選挙のときはそういうこともありませんでした。やはり、経常収支比率の問題もありましたし、財政規模もそれなりに抑えて、後年度のために財政調整基金の取崩しも少なくしてというふうに頑張っておられたので、私はよくやっていただいているなど。財政規律という面で私はずっと言っていたので、財政規律のある葛城市になってほしいという一念からこうした問題を取り上げてまいったわけですが、今回、財政規模が2番目になったということで、その目から私は今回の予算書をいろいろと精査させていただきました。その1つが、先ほど言った子どもの医療費の完全無償化、それから保育の2子以降の無償化、これ歓迎いたします。我々も言ってきたことだから歓迎するんだけど、今の葛城市の経常収支比率とか、先ほどありました弾力性の問題でも、非常にやっぱり良くない状況になってますので、これをあんな形でぼーんとやるというのは、特に第1子を年齢制限つけなかったということも含めて、私はちょっと市長に自制心がなかったのかなというふうに率直に申し上げたいところなんです。そのほかにも、例えば出てまいりましたのは、中学校2校のプラスバンド部の備品、これ1,000万円ということでした。過去、もちろん備品更新ということで、葛城市予算に計上しておりますけれども、この年にぽんとかいう形で出されると。私は、ほかの施策とのバランスの上で、確かに住民の方はやっぱりやってくれて良かったと思う施策、これは財政に際限があれば、もうこんなことはできなくてバランスを取るわけですから、それはほかの施策とのバランス、それから将来にわたるバランス、そういうことを考えて私は今年度の予算は組んでいただきかったと思っています。ところが、先ほど言いましたように、ある意味では大盤振る舞いのような形になってしまったと。私は財政の規律という点では、住民との関係が非常に大事だと思っています。住民の方々がやっぱり納得していただけるような財政にしないと、やっぱり選挙の年に言えば要求が通るんかというふうなことになってしまったら、私は、これは先ほどの総合計画もそうですけれども、やっぱり市長が替わっても、事業として決めたものは行政は一貫性を持ってやっていかなければいけません。したがって、私としてはやっぱり住民の方に納得してもらうところは納得してもらうようなやり方を取らないと、それこそ不公平感が生まれると私は思っているんです。この保育の件でも医療費の件でも、私が市民の方から聞いた声は、これ高齢者の方ですよ。「いや、それ何」という反応で、僕も驚いたんですよ。喜んでもらえると思ったから、お孫さんもおった人はね。でもね、人の受け取り方によっては、「私たちのときとえらい違う、何でそこまですんの」と、こういう反応を

おっしゃる市民の方もいらっしゃるんですよ。だから、こういういい施策でも、やっぱりそこら辺の世代間のこと、将来世代のこと、未来の世代のことも考えて、私は財政は組んでいく必要があるんだなと思っておりまして、今回の予算、これ私の意見でありますから、それはもう私の意見を率直に述べさせていただきますけれども、やはり財政規律という点から見ればいろいろ問題があるなと思って反対いたします。

最後になりましたけれども、先ほど来の議論もそうなんですが、あくまでこの住民が将来にわたって、やっぱり葛城市の財政に信頼を持って、健全性あるいは透明性あるいは公平感、こうしたことが担保できるように行政の方には努力していただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに討論ないですか。

西川委員。

西川委員 私は、議第28号、令和6年度葛城市一般会計予算について賛成の立場で討論をいたします。

今回の予算は市制施行20周年を迎える年ということもあって、予算書の中でも市全体で盛り上げていこうという事業が多く見受けられました。また、子育てしやすいまちづくりを目指す本市として、本予算、この予算では、18歳までの子どもにかかる医療費一部負担金無償化事業や第2子以降の保育料無償化事業、産婦健康診査事業、児童手当費の拡充など、子育て支援に力を入れた予算であると感じたところでございます。本市において子育てをしていく方たちにとっては、より以上に手厚いサービスを享受でき、本市の宝である子どもたちを健やかに育てる責任を果たす予算であると評価をいたします。しかしながら、総括質疑でもお話しさせていただいたように、一般財源で行う事業もあって、継続して行うには財源確保が必須となってきます。国・県からの交付金や補助金の模索も引き続き行っていただき、また自主財源の確保にもしっかりと、持続可能なことですので、つながるように確保にも努めていただきたいと思います。また、観光施策では、葛城インターチェンジ周辺エリアにおける滞在型観光施策検討事業や大阪・関西万博を契機とするインバウンド誘致を目的とした事業が予算として計上され、本市の魅力を国内外にPRし、関係人口を増やす取組であると感じたところでございます。これについても一定の評価をさせていただいたところでございます。

以上のことから、議第28号、令和6年度葛城市一般会計予算については賛成をするところではありますが、多くの議員からも本当に心配の声が挙がっている社会福祉協議会の運営に関しては厚生文教常任委員会でも取り上げられ、葛城市社会福祉協議会より事業改善計画も提示をされました。葛城市などから受託された事業などについては、コロナ禍で募集を休止していたこともあって徐々に回復をすることになろうと思いますが、福祉サービス事業については抜本的で具体的な改善計画というのは見受けられることがちょっとできませんでした。しかしながら、利用者が減っている事業にあっても、一定数の方々が利用されているというのも事実でございます。私としては、事業改善計画を出されたとおりに安定した経営をされていくかを、令和6年度にあつては注視をしたいと考えております。私の個人的な意見としましては、本来の社会福祉協議会の在り方の原点に立ち戻って運営をされること、民

間ではやりにくいあまり手を出したくないような事業、社会福祉協議会にあっては本当の弱者救済の最後の受皿になるように努めることが必要であるのかと思うところでございます。

以上の意見を付して、私からの賛成の討論とさせていただきます。

藤井本委員長 討論、ほかに。

奥本委員。

奥本委員 私は、議第28号、令和6年度葛城市一般会計予算の議決についてに反対の立場で討論させていただきます。

詳しくは先ほどの総括質疑で述べましたので、もう個々には言いませんが、やはり先ほどの質疑を通じて、葛城市の次世代を担う世代に対して、この不公平感、負担の先送り、これはちょっとやっぱり待ったをかけたいと。それと併せて、やはり社会福祉協議会の問題です。事業改善計画を今回出されておりますけど、これ9月の附帯決議なんです。半年あったわけなんです。それをなぜこの際になって、議会の日程までこういう工面した形で我々は議論しないといけないか。もっと早くにやって、1つでも取っかかっていたら、こういう改善が実現できましたというのであればここを呑めたんですけども、事業改善計画の中も具体策もあんまりない状態で出されて、指定管理料と補助金をこれ認めろという、ちょっとこれは到底受け入れるわけにはいきませんので、やはりその点も踏まえた上で、やはり今回の予算については承認できないという形にさせていただきます。

藤井本委員長 ほかに討論。

柴田委員。

柴田委員 私は、議第28号、令和6年度葛城市一般会計予算の議決について反対の立場で討論します。

自主財源の市税は微増しているというふうに説明であったんですけど、果たして令和6年度から始まる18歳までの医療費無償、それから12歳の第2子無償化で財源が確実に担保されてなおかつ維持できるのかというところに関して、すごく不安を感じております。また、社会福祉協議会の補助金においてなんですけれども、出す限りは最大限に有効に使っていただきたいんですが、その中で市長が会長であるということで、社会福祉法の中で市長が持っている社会福祉法人に対する権限を行使できないのではないかとということで、補助金が適正に使われているかをどう監視するのか、また金額が本当に適正なのかということをちょっと問題視しております。全体的には財源に関して本当に不安を感じざるを得ない予算組みとなっているというふうに感じておりますので、私はこの葛城市一般会計予算に反対の立場です。

藤井本委員長 ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第28号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

藤井本委員長 起立少数であります。よって、議第28号は否決されました。

ここで職員の皆さんの入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。入替え10分程度で休憩いたしますので、よろしくお願いします。50分から再開をいたします。

休 憩 午後4時36分

再 開 午後4時50分

藤井本委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議第29号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。

ただいま議題となりました議第29号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

1ページをお願いします。第1条では、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億4,700万円と定めるものでございます。第2条では、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額、第3条では、歳出予算の流用について定めています。

それでは事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、10ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では1,842万4,000円、2目連合会負担金では466万7,000円、3目共同事業負担金では494万8,000円の計上でございます。

ページをおめくりいただき、11ページでございます。2項徴税費、1目賦課徴収費では322万7,000円、3項運営協議会費では27万9,000円の計上でございます。

次に、2款保険給付費でございます。1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では23億5,000万円。下のページ、2目退職被保険者等療養給付費では100万円、3目一般被保険者療養費では3,300万円、4目退職被保険者等療養費では50万円、5目審査支払手数料で785万7,000円の計上でございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費で3億7,000万円、2目退職被保険者等高額療養費で50万円の計上でございます。

13ページ、3項高額介護合算療養費、1目一般被保険者高額介護合算療養費では50万円、2目退職被保険者等高額介護合算療養費で20万円の計上。

4項移送費、1目一般被保険者移送費で10万円、2目退職被保険者等移送費で5万円を計上しております。

5項出産育児諸費では、1目出産育児一時金で1,200万円。下のページ、2目支払い手数料で6,000円の計上でございます。

6項葬祭諸費では、1目葬祭費で180万円。7項傷病手当金では50万円の計上でございます。

次に、3款国民健康保険事業費納付金におきまして、9億8,293万9,000円の計上でございます。

4款保健事業費では、1項特定健康診査等事業費として4,395万4,000円を計上しております。

す。

ページをおめくりいただき、下のページ、16ページでございます。2項保健事業費として572万9,000円。

5款基金積立金、1目財政調整基金積立金では12万円を。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金では300万円、2目退職被保険者等保険税還付金で40万円の計上でございます。17ページ、3目一般被保険者保険税還付加算金20万円、4目退職被保険者等保険税還付加算金10万円の計上。

7款予備費では100万円を計上させていただいております。

次に、歳入です。6ページをお願いします。

1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税では7億1,000万円を、2目退職被保険者等国民健康保険税では118万円を計上しております。

ページをめくっていただき、7ページをお願いします。2款使用料及び手数料、1項手数料1目督促手数料といたしまして10万円。

3款国庫支出金で、1項国庫補助金、1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金として22万5,000円。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金といたしまして28億16万5,000円の計上でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では12万円。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では2億7,358万円の計上。

2項基金繰入金では、1目財政調整基金繰入金で4,062万1,000円を計上しております。

下のページです。7款繰越金で1万円。

8款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金では400万円、2目退職被保険者等延滞金で1万円の計上。

2項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料といたしまして1,484万9,000円。

3項雑入では、1目滞納処分費1万円、2目一般被保険者第三者納付金で200万円、3目退職被保険者等第三者納付金10万円、4目一般被保険者返納金、5目退職被保険者等返納金、そして6目雑入共に1万円の計上でございます。

以上、ご審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願いします。6ページ、まず歳入のほうからちょっとお聞きしますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税のほうですけれども、これで予算を医療給付費、それから後期高齢者支援金分、あるいは介護納付金分というふうに、それぞれ現年課税分になりますけれども、これについてはこの議会に国保条例の改正案も出ておりますから、それに基づいたこの予算というふうに捉えていいと思うんですが、そこでちょっとお聞きしたいんですけど、被保険者当たり、今年度、大体、保険税1人当たり平均、昨年度と比べて幾らの引上

げでこの予算が立てられておられるのか、それをお聞きします。

それから2つ目は、7ページです。これも歳入のほうですけど、6款繰入金の2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金の1節財政調整基金繰入金で、財政調整基金の中から繰入金を入れているわけですけど、昨年度は1,000万円だったのに、今年度は財政調整基金を取り崩して4,000万円、4倍近く取崩しがあるということになってるんですが、この取崩しの増額理由についてお伺いします。

それから3つ目ですけど、12ページです。これは歳出のほうになりますけども、2款1項5目、12ページの11節役務費で審査事業ということで785万7,000円と、これちょっと減額になってるんですけども、減額になっている理由についてお伺いします。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

保険税について、委員がおっしゃいますように、今回のこの予算につきましては税率の改正後の金額となっております。その上で1人当たりの保険税でございますけれども、令和6年度は12万1,509円となっております。

藤井本委員長 率も一緒をお願いします、引上げ率。

増井保険課長 引上げ率ですね。引上げ率は、令和5年に比べまして9.07%引上げとなっております。

それと、財政調整基金の繰入金についてでございます。被保険者数も減少してきておりまして、税収もそれにつれて減ってきております。その財源を補うために、財政調整基金の取崩しを増額しているものでございます。極力、財政調整基金の取崩しを少なくするために、現年及び滞納繰越金の収納率を上げていく必要があると感じております。

最後の、審査支払い手数料の減額になった理由でございます。減額になっているのは被保険者の減少によりまして処理件数の減少ということで減っております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。ありがとうございます。被保険者が減っているということもあって、結局、保険料も上がる。一方では、被保険者が減ってるから、この審査支払い手数料等、下がるところもあるということがよく分かりました。被保険者が減ってるので、財政上収入が減ることになりますから、財政調整基金をちょっと多めに取崩して予算を組んでるということも分かりました。もう意見だけ申し上げておきます。何度も申し上げていることなんですが……。ちょっとこれだけ聞いとうか。引上げ率が9.07%ですよ。でも、これは県単位化に当たって統一保険税の最終年度の引上げになります。当初、県保険税は毎年4.5%ずつ7年かけて段階的に上げていこうということで、そういう見通しが示されました。しかし、保険者がどんどん減る見通しが違ったということで、この最終年度について去年も7%ぐらい上がってますから、当初4.5%ずつ上がっていく、これ大変な引上げ率なんですけど、実際は保険者にとっては。でも、被保険者にとっては大変なんですけど、最終年度になって、引き上げたところにまた更にこの引上げになるから、すごい引上げになるんですよ、当初の予定からするとね。これ、ちょっと考え方なんですけども、こういう検討されなかったのかどう

かということで、実は樫原市がコロナのときに、保険税の支払いが大変になるから抑制するために、財政調整基金を取り崩してそれを保険税を抑制した年がありました。これは私、議会でも紹介したんですけれども、そうすると次の年に余計ぼーんと上がるから、それは余計負担が強くなるので段階的に上げている途中だから、それは葛城市としては取りませんという答弁だったんですが、私は、これ4.5%で来てるんだから、今年こそ4.5%を維持して、その分を財政調整基金から補てんすれば、あと1年かけて階段が緩くなったのではないかなというふうに思うんですね。こういう保険税抑制のために、財政調整基金の取崩しということをして市独自でできますよね。この確認なんですよ。これ市の保険会計だし、葛城市の特別会計だし、条例も葛城市で決めるわけやから、樫原市でもそういうふうな事例があるし、県はそういうことをしてくれるなと言うかも分からないけれども、でも、できますよね。それだけちょっと確認したいんです。

藤井本委員長 可能かどうかだけお答えください。

増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

市独自で保険税を抑制するために基金から繰り入れるかということですが、県単位化になって県統一の保険税にそろえていくという時点で、市独自で繰入れをして保険税を抑制するということはできません。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 できないとはっきりおっしゃったので、そうですかとしか言いようがないんですが、私としてはそれができないんやったらもうできないで仕方ないと思うんですが、何度も言うように、もう国保財政はもう大変な危機になってまして、保険料が高いから入らずに、社会保険に入るためにアルバイトの時間を増やして、高齢者の方はどんどん元気な方は働く時間を増やして、国保を抜けて協会けんぽに入ってはるわけです。協会けんぽ今、増えています。ほんで今、国保に残っておられる方は働けない人、高齢者でも。そういう方で、だから財政が会計は大変になってきてると思います、私は。だから、人数は減る、だからまた上げる。上げきれないから財政調整基金も取り崩さなあかんということになってきているので、これ私、根本的にこの国保会計の問題、これ全国同じですから、起きてる現象は。これはやっぱり国会のほうでもしっかり議論していただく必要があるんですが、奈良県のほうに対して私しっかり物申していただきたいなと。見通し違うてるじゃないかと、葛城市最後こんな4.5%を予定してたのに9%も上げられたじゃないかと、倍ですから、1年間で倍上がったんですよ、予定の。だから、それは県のほうにも、そこら辺も含めてやっぱり国保税を抑えるという認識をぜひ持っていただくように、ぜひ機会があればご意見をいただけたらと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

西川委員。

西川委員 1つだけです。13ページの2款保険給付費、5項出産育児諸費の出産育児一時金が令和5

年度から300万円予算として減っている理由だけお聞かせ願いたいと思います。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

出産育児一時金の減額となった理由ということですが、若い方の被保険者数の減少しているということもありまして、令和5年度までの実績に照らし、令和6年度は令和5年の30件から24件に減らしたことが原因となっております。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 ちなみに令和5年度の実績というのは大体どれぐらいの件数があったというのは分かりますか、今までで。

藤井本委員長 途中まででもいいです。令和5年度やね、今。途中まで分かる範囲で結構です。増井課長。

増井保険課長 令和5年度分ですが、現時点で17件となっております。

西川委員 分かりました。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

奥本委員。

奥本委員 簡単にもう確認だけをお願いします。14ページ、2款保険給付費、5項出産育児諸費の1目葬祭費の180万円、この、こういった基準で交付されるのかという、その詳しい中身だけ教えてください。

それと次のページ、15ページの4款1項1目特定健康診査等事業費の健康増進課のところ、これ概要で言ったら67ページの特定健康診査特定保健指導というところなんですけども、これが令和5年に比べて98万4,000円増額になっている、その理由だけ教えてください。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

まず1つ目の葬祭費についてでございます。葬祭費といいますのは、被保険者が亡くなられたときにその葬祭を行われた方に支給されるもので、1件当たり3万円でございます。

以上です。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

ただいまご質問いただきました15ページの特定健診の部分でございます。99万円ほど増えてるということでございますが、特定健診、特定保健指導につきましては、令和6年度に実施内容の見直しされることに伴いまして、結果通知書の変更に伴う費用でございます。内容としましては、ページの一番下の段に表示しております健康管理システム改修委託料99万円という部分が今年新規で改修するという形になっておりますので、その分がそのまま増額という形になってございます。

以上でございます。

奥本委員 よく分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございますか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであればこれより討論に入ります。

討論ないですか。

谷原委員。

谷原委員 私は、議第29号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

本特別会計予算につきましては、奈良県国民健康保険県単位化の統一保険税水準に向けて最後の引上げの年となりました。その最後の年が、先ほどあったように7.9%を超える大幅な引上げとなってしまいました。国保税というのは、年間大体、自営業者の方でも子育て世帯でやっておられる方、60万円、70万円、80万円払ってる方がおられます。これ1割上がるわけですから、約1割近く上がるわけで、私としてはこうした見通しが異なったとはいえ、何らかの措置を県はやるべきだったし、市もやって負担を下げるべきであったんではないかと考えております。そういう点で、本当に県単位化ということで住民の暮らしに手を差し伸べるような予算にはならないということは非常に残念なことでありますけれども、国保会計、特別会計の今後の改善も希望しながら反対とさせていただきます。

以上です。

藤井本委員長 ほかに討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論終結をいたします。

これより議第29号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

藤井本委員長 起立多数であります。よって、議第29号は原案のとおり可決することに決しました。

続いて行きます。

次に、議第34号、令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案についての内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。

ただいま議題となりました議第34号、令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず1ページをお願いします。第1条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億7,740万円と定めるものでございます。

それでは事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、8ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では309万1,000円、2 項徴収費では244万4,000円の計上でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金では6 億7,121万5,000円の計上でございます。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金として50万円。ページをおめくりいただき、2 目還付加算金として10万円。

4 款予備費といたしまして、5 万円の計上でございます。

次に歳入に移らせていただきますので、6 ページに戻っていただき、1 款後期高齢者医療保険料では1 目特別徴収保険料といたしまして3 億624万円、2 目普通徴収保険料といたしまして2 億1,681万5,000円の計上でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料では、1 目証明手数料、2 目督促手数料共に1 万円の計上でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では、1 億5,309万4,000円の計上でございます。

4 款繰越金として1 万円。

5 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料では、1 目延滞金、2 目過料共に1 万円の計上でございます。7 ページをお願いします。2 項償還金及び還付加算金では、1 目保険料還付金として50万円、2 目還付加算金として10万円の計上でございます。3 項預金利子では1 万円を。最後の4 項雑入では、1 目弁償金1 万円、2 目雑入58万1,000円を計上させていただいております。

以上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 6 ページ、歳入ですけれども、1 款1 項、これは1 目も2 目も同様ですけれども、現年度分特別徴収保険料及び現年度分の普通徴収保険料、これ昨年と比べて増額になっておりますけれども、この増額の理由について伺います。

それから同じく8 ページです。これは歳出の2 款1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金の負担金のところですが、これも増額になっております。この理由についてお願いします。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

後期高齢者医療の保険料が増額となっている理由ですけれども、これは被保険者数の増加によるものでございます。

そして、もう1 点の納付金のうちの負担金の増額についてでございますけれども、これにつきましても被保険者の増に伴うものでございます。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 被保険者の増額によるものかどうかということで、分かりました。それぞれ最初の6ページのところですけども、大体人数の見込みですか、積算の人数はそれぞれ特別徴収、普通徴収、どうなっているかちょっとお聞きします。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

特別徴収、普通徴収それぞれの納付義務者数をお答えいたします。特別徴収保険料は、令和6年度は4,882人、普通徴収の現年度分が1,098人と見込んでおります。
以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。結構です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

奥本委員。

奥本委員 1点だけ確認お願いします。8ページ、1款総務費、2項徴収費、1目徴収費、それから11節役務費の取引履歴証明書発行手数料に関しまして、現在の滞納者数、幾らぐらいなのか。それから、ちょっと決算資料を私今日持ってきてなかったんですが、不納欠損となるのは大体何%ぐらいあるのかというのを併せてお願いします。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

令和5年度の現時点での対象者の数でございます。滞納者数は51名、件数としては239件、金額は308万3,000円となっております。

それと、もう1点の不納欠損額については、現時点ではちょっと分からないのでございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 分からないということは、あるかないかだけでも分からないですか。やっぱり存在するんですか、不能欠損として。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 不納欠損については現時点で分からないということなんですけど、不納欠損は発生すると思います。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 その辺を防止するために、今回、滞納者の預貯金情報を銀行等に照会する際の手数料という形だと思うんですけども、できるだけ回収のほうに努めていただきたいと思います。

藤井本委員長 いいですか。ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑終了いたします。

議員間討議ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ないですか。

谷原委員。

谷原委員 私は、令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算について反対の立場から討論いたします。

これはいつも言ってることなので、また本会議でも反対意見になりますので、あえて長く言う気はありません。ただ1つ、前回の討論の中でも賛成意見の中でちょっと出てきた考え方がありますので、これだけちょっと1つ申し上げようと思うんですが、高齢者と若い世代を分断するような社会保障であっては私はならないと考えております。というのは、みんな高齢者になっていくんですよ。だから、みんな高齢者になっていくんだから、今の若い人も高齢者になっていきます。そのときに安心して医療が受けられるような制度をつくるのは、我々の世代の責任だと思っております。したがって、高齢者が優遇されてるとか、いや若い世代が大変だということではなくて、やっぱり全ての高齢者に皆さんになっていくわけですから、我々の世代として高齢者医療保険が使いやすい誰でも利用できるようなものになるように望んでおります。

以上の観点から、この高齢者医療保険特別会計予算については国の大きな枠組みや制度の枠組みがある中でありますけれども、やっぱりこれは国のほうにもそういう点で改善を求めたいと思っておりますので、根本そういう制度になっておりますので反対したいということとであります。

以上です。

藤井本委員長 ほかに討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論終結をいたします。

これより議第34号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

藤井本委員長 起立多数であります。よって、議第34号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第32号、令和6年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。

ただいま議題となりました議第32号、令和6年度葛城市霊苑事業特別会計予算についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、1ページをお願いします。第1条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,860万円と、第2条では地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定めるものでございます。

それでは事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、最終のページ、7ページをお

願います。

1 款霊苑事業費といたしまして、1,065万3,000円の計上でございます。主なものといたしまして、12節委託料、緑化植栽等管理委託料226万6,000円、22節償還金利子及び割引料で739万8,000円を計上させていただいております。

2 款諸支出金では、1 項基金費、1 目霊苑整備基金費として774万7,000円の計上。

3 款予備費として20万円を計上させていただいております。

前のページ、6 ページに戻っていただき、歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項管理料、1 目霊苑管理料では353万7,000円。2 項手数料、1 目霊苑手数料では7,000円。3 項使用料、1 目霊苑使用料では675万円の計上でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金では10万8,000円。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目霊苑整備基金繰入金では739万8,000円の計上。

4 款繰越金では80万円の計上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はないですか。

谷原委員。

谷原委員 あと1つだけ聞きます。6 ページ、歳入ですが、1 款1 項1 目霊苑管理料、これが昨年度と比べて大きな減額となっております。昨年度が878万2,000円が、本年度は353万7,000円と半額以上減額になってるんですが、この理由について伺います。

藤井本委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課、西川です。よろしくお願いいたします。

今ご質問の霊苑管理料でございますが、これは3年に1回、霊苑を利用されている方から徴収をさせていただいております。昨年度800件と件数がございまして、今年は300件程度なんですけども、3年に1回ということで、霊苑が完成した当初の申込者の方の分が含まれておりますので、3年毎に1回こういうふうな増減というのが出てきます。去年が800件、今年が300件、来年も大体300件になるんですけども、またその次の年に800件というような形で変動はしてまいります。

以上です。

藤井本委員長 分かりました。

ほかに質疑ないですか。

梨本委員。

梨本委員 7 ページ、1 款1 項1 目の22節償還金739万8,000円、この内容と、これも昨年に比べてちょっと増えてるんですけども、その理由教えてください。

藤井本委員長 西川課長。

西川環境課長 この償還金につきましては墓地の返還をされる方にお返しする費用でございまして、年々返還のほうも増えてきていることから、その例年の平均値等を取らせていただいて、若干の増額のほうをさせていただいております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 具体的にどれぐらい見込んでおられるのか、ちょっと教えていただけますか。

藤井本委員長 西川課長。

西川環境課長 各区画ごとにA区画が4区画、B区画が17区画、C区画が4区画を見込んでおります。

藤井本委員長 いいですか。梨本委員、それでええね。大丈夫。

ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑終結をいたします。

議員間討議ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

議第32号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第30号、令和6年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第30号、令和6年度葛城市介護保険特別会計予算についてご説明させていただきます。

当予算につきましては、令和5年度に策定いたしました令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画に基づき、基金を3年間で3億3,000万円取り崩し、介護保険料基準額を抑えた3年計画の初年度として予算化しております。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。葛城市の介護保険特別会計は、介護保険事業における保険者としての保険事業勘定と直営の包括支援センターで行うケアプラン作成業務指定居宅サービスを実施する事業者としての介護サービス事業勘定の2つの会計に分かれております。

第1条におきまして、歳入歳出予算でございます保険者としての保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億8,970万円と定めるものでございます。事業者としての介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,250万円と定めるものでございます。次に、第2条の債務負担行為につきましては、6ページの第2条に保険事

業勘定の地域支援事業におきまして新たに行うアクティブシニアフィットネス事業委託について明記いたしております。

それでは、まず保険事業勘定から、事項別明細書の歳出により説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では208万8,000円を計上、2 目連合会負担金では97万6,000円を計上、3 目計画策定委員会費では令和5年度には計画策定を実施いたしましたので令和6年度は減額し、16万8,000円を計上いたしております。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費では175万3,000円を計上いたしております。

ページをめくっていただきまして、14ページ、3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費では984万3,000円を計上、2 目認定調査費等では3,279万6,000円を計上いたしております。

2 款保険給付費、1 項給付諸費、1 目介護サービス等諸費では28億4,352万4,000円を計上、2 目介護予防サービス等諸費では1 億844万3,000円を計上いたしております。

ページをめくっていただきまして、16ページ、2 項その他諸費、1 目審査支払手数料では350万円を計上いたしております。

3 項1 目高額介護サービス等費では9,070万6,000円を計上いたしております。

4 項1 目特定入所者介護サービス等費では1 億178万1,000円を計上いたしております。

3 款地域支援事業費、1 項1 目介護予防・生活支援サービス事業費では6,607万円を計上。ページをめくっていただきまして、18ページ、2 目介護予防ケアマネジメント事業費では1,806万5,000円を計上いたしております。

次に、18ページから21ページにかけまして、2 項1 目一般介護予防事業費では4,697万3,000円を計上いたしております。

ページめくっていただきまして、21ページ、3 項包括的支援事業・任意事業、1 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では508万2,000円を計上。次に、21ページから25ページにかけまして、2 目任意事業費では5,620万5,000円を計上いたしております。

ページをめくっていただきまして、25ページ、4 款基金積立金、1 項基金費、1 目介護給付費準備基金積立金では12万7,000円を計上いたしております。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第1 号被保険者保険料還付金では47万円を計上、2 目償還金では8 万円を計上、3 目第1 号被保険者保険料還付加算金では5 万円を計上いたしております。

6 款予備費、1 項1 目予備費では100万円を計上いたしております。

次に歳入についてご説明申し上げます。9 ページにお戻りください。

介護保険事業勘定の歳入でございます。今からご説明いたします歳入は、歳出の給付及び事業費に対しまして、一部例外はございますが、原則、国25%、県12.5%、市12.5%、保険料65歳以上の方から23%、そして40歳から65歳未満の2 号被保険者の方からは27%の法定割合に従って作成しております。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1 号被保険者保険料では6 億8,310万1,000円を計上

いたしております。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料では1 万円を計上いたしております。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金では5 億5,392 万円を計上いたしております。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金では1 億105 万9,000 円を計上、2 目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業では2,623 万1,000 円を計上、3 目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外では2,266 万1,000 円を計上、4 目総合事業調整交付金では420 万8,000 円を計上。ページめくっていただきまして、10 ページ、5 目保険者機能強化推進交付金では410 万3,000 円を計上、6 目介護保険保険者努力支援交付金では432 万円を計上いたしております。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金では8 億4,995 万7,000 円を計上、2 目地域支援事業交付金では3,540 万9,000 円を計上いたしております。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金では4 億6,918 万3,000 円を計上いたしております。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業では1,639 万8,000 円を計上、2 目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外では1,133 万5,000 円を計上いたしております。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金では12 万7,000 円を計上いたしております。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金では3 億9,349 万4,000 円を計上、2 目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業では1,638 万8,000 円を計上、3 目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業以外では1,132 万5,000 円を計上、4 目地域支援事業繰入金、地域支援事業交付金対象外では、令和6 年度より紙おむつ支給拡大に伴い一部交付金対象外となることから、一般会計より繰り入れるため245 万1,000 円を計上しております。5 目その他一般会計繰入金では4,761 万4,000 円を計上、5 目低所得者保険料軽減繰入金では3,519 万6,000 円を計上いたしております。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金では1 億100 万円を計上いたしております。

8 款繰越金、1 項1 目繰越金では1 万円を計上いたしております。

ページめくっていただきまして、12 ページ、9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目第1 号被保険者延滞金では2 万円を計上、2 目過料では2 万円を計上いたしております。

2 項1 目預金利子では、2 万円を計上いたしております。

3 項雑入、1 目第三者納付金では10 万円を計上、2 目返納金では2 万円を、3 目雑入では2 万円を計上いたしております。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳出の説明をさせていただきます。30 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では139 万6,000 円を計上いたしております。

2 款サービス事業費、1 項 1 目介護予防支援事業費では4,099万4,000円を計上いたしております。

3 款諸支出金、1 項 1 目償還金では1 万円を計上いたしております。

4 款予備費 1 項 1 目予備費では10万円を計上いたしております。

続きまして歳入でございます。29ページをお願いいたします。

1 款サービス収入、1 項 1 目介護予防サービス費収入では2,442万5,000円を計上いたしております。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金では1,806万5,000円を計上いたしております。

3 款諸収入、1 項 1 目雑入では1 万円を計上いたしております。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ありがとうございます。ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

梨本委員。

梨本委員 19ページ、2 項 1 目介護予防普及啓発事業の12節委託料、アクティブシニアフィットネス事業委託料1,466万5,000円、これ新規の事業だと思うんですけども、これいきいきセンターの2階を使ってというようなことで聞いております。この内容をちょっと詳しく聞かせていただきたいのと、これ令和7年度、令和8年度も債務負担を組まれていますよね。その金額と今年との金額との比較でちょっと合わないといいますが、これを単純に2倍してもその金額なりませんので、その辺り、何月からされるかということも含めて、内容、それからどこにどういうふう委託されようとしているのか等も聞かせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 地域包括支援課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

委員お尋ねのアクティブシニアフィットネスですが、今おっしゃられたとおり、いきいきセンターの2階を活用しまして、高齢者の介護予防、あるいはひいては認知症予防に係る分として新しく始める事業でございます。こちらにつきましては、内容といたしましては、いきいきセンター自体が市内在住の60歳以上の方を対象としてますので、そのまま市内在住の60歳以上の方を対象としまして、まずマシンエクササイズ、あとサーキットトレーニング、それらを含めた運動の総称になります。運営に関しましては専門業者に委託する予定をしております、こちらに関してはプロポーザル方式でまた業者を選定していく予定でございます。指導員によりまして様々な種類の介護予防につながる運動教室を、1日3教室、月曜日から金曜日まで週5日を予定しております、こちらにつきましては令和6年度は2ターム、1タームが3か月を予定しております。それを7月ぐらいからできたら開始したいと思っております、令和6年度に関しましては2ターム、令和7年度、令和8年度は3タームを予定しておりますので、若干金額に差が出ている、そういった形になっております。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 7月から2タームやるということで、今年はちょっとだけ予算が減額されてるということですね。承知しました。

あと、これ非常に期待される事業かなというふうに私も感じてます。非常にたくさんの方に来ていただいて、こういった予防介護の予防になるような事業をされるというのは非常にいいことかなというふうに思っております。これ、1日3教室週5日ということですので、ほぼそこをもうずっと使ってらっしゃるというような状態になると思いますので、私ちょっと空いてたらまた別の使い方もあるのかなということも聞かせていただこうと思っていたんですけども、しっかりと使われるということでやっていただきたいというふうにお願ひしておきます。

私からは以上です。

藤井本委員長 いいですか。

谷原委員。

谷原委員 関連になりますけれども、私もアクティブシニアフィットネス事業委託ということでお聞きします。これは要は財源ですけども、全額市の単独になるのか、あるいは何か補助費がついてるのか、それからあとは備品です。今お伺いしたら、何かそれなりに機材を使ってというふうなことをちょっとおっしゃってたように思うので、ここに備品の経常費とかどっか入っているのか、それについて関連でお伺いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 地域包括支援課の西川でございます。よろしくお願ひします。

まず財源なんですけども、こちら介護保険特会の地域支援事業に載せてますので、もうまさに多くの部分で国庫ないし県費が財源となります。市の持ち出しとしましては19.25%になりますので、大変有利な状態で実施できる、このように思っております。

あともう1点、備品に関しましては、こちらの委託料の中に全て含めておりまして、リースとして含めておりますので、こちら金額を含めた内容になっております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 リースとおっしゃったので、ちょっと私、頭混乱してきたんですけども、6ページのところに債務負担行為ということで、令和7年から令和8年までということで2年の上限額を決めた限度額、債務負担行為として出ております。機材をリースというふうになると、結局、2年間だけ、1年間だけでもリースで業者にやってもらうというふうになると、非常に高いリース料になるのと違うかなと、逆にね。何かちょっとそこら辺心配したんですけども、教えてください。

藤井本委員長 もう一度お答えください。

西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 ちょっと語弊がありまして、申し訳ございません。

リースといいますか、決定した業者が持ち込む、そういった形になっておりまして、申し訳ないです。費用に関しましては、それも含めて、あと宣伝費、あと人件費、全て含んだものになっております。大変申し訳ございません。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 14ページ、1 款総務費、3 項介護認定審査会費、2 目認定調査費等の11節役務費の意見書作成手数料、これが令和5年に対して120万7,000円プラスになってるんですけども、要介護認定あるいは要支援認定の申請が増えることを見込んだ増額だと思うんですけども、この昨年度実績と今年度の見込み数、どういうふうに変化したのかをお願いします。

続きまして、17ページ、3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費の1 目介護予防・生活支援サービス事業費の訪問型介護予防事業の12節委託料、訪問型介護予防事業委託料が、これ昨年度のC型委託料の認知機能がこれゼロになっているんです。この理由を教えてください。

さらにその下、介護予防支援事業の18節介護予防・生活支援サービス負担金、これ1,200万円の減額となっている理由をお願いします。

藤井本委員長 田中課長。

田中介護保険課長 介護保険課の田中と申します。よろしくお願いいたします。

認定調査費の役務費の意見書作成手数料の件数をお答えいたします。現在は1,097件です。令和6年度は1,850件を予定しております。認定件数の増加を見込んでおります。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 地域包括支援課の西川でございます。

委員お尋ねの2 点目の、認知症のC型がなくなっているのはなぜかということなんですけども、こちらの令和5年度、今年度に関しましては、ちょっと言い方は違うかも分らないですけど、お試しといいますか、実証実験的に始めた事業でございまして、1 年間やらせていただいた中で、うちのほうでこれは費用対効果がちょっと合わないかなということで廃止させていただきました。

2 点目のこちらの介護予防・生活支援サービス負担金6,300万円、こちら減額になってる分につきましては、これまで予算ベースで見込んでたんですけども、この度、決算ベースで予算を算出したところ、本年度令和5年度の決算額が当初予算に比べて低く見積もられたので、決算ベースで再度計算し直して令和6年度予算を積算しております。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 よく分かりました。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 9ページになります歳入のところで1款保険料、1項介護保険料、1目の、これ特別徴収、普通徴収もそうなんですけれども、この保険料について伺います。第8期から第9期というふうになるわけなんですけれども、基準月額はどうなっているのかということについてお伺いします。厚生文教常任委員会では条例改正のときに説明もあったと思うんですが、予算ということになりますので、どのようになっているか、併せて13段階等も何か伸びたということですので、低所得者層への軽減措置も含めてちょっと簡潔に説明していただけたらと思います。これが1つ目です。

それから2つ目ですけれども、これは先ほどの西川課長の説明に関わるんかもわからないんですが、たくさんあるんですが、ちょっとまとめてでも構わないんですが、1つの例として15ページの2款保険給付費、1項給付諸費、1目の介護サービス等諸費ということで、介護サービスに対する給付金が交付金と含めて非常にたくさん上がっております。これ、昨年と比較して大きな減額になってるんですね。いろんな給付費が減額になってるというのは、先ほど課長があったように、決算ベースで予算を組んだからこういうふうになっているのか、それとも違う要素で減額になっているのか。そもそも、先ほどありましたように、認定審査会の件数が増えている、つまり介護を必要とする人が増えていると私は思うんですが、予算であちこちの給付が減額になっているので、この理由をちょっとお聞きしたいんです。これ1か所で結構です。お願いします。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

まず1つ目の分につきましては、保険料のほう、厚生文教常任委員会でも配らせていただいたやつを、皆様のお手元のほうへ配らせていただいております。

藤井本委員長 認めます。

(資料配付)

森井保健福祉部長 ありがとうございます。これのほう、2つ目の分につきましては保険給付費でございます。それと今、配っていただいている間に、この2つ目のほうのご質問の15ページなんですけれども、この保険給付費につきましては、介護保険の事業計画を令和5年度に策定いたしました。この策定した数値に、計画値に基づいて出させていただいております。これは、策定段階でコロナの影響等を踏まえまして計算した結果、この数値となって今回提案させていただいておりますので、昨年までは本来、基金を崩す予算で組んだのが、逆に基金が積み上がるというような令和5年度の状況がございました。それを全て計画の中で織り込みまして計画させてもらったものを、この給付費のところに令和6年から令和8年につきましては、計画に合わせて乗せさせていただいているというふうにご理解いただけたらと思います。

それでは保険料につきましては、課長のほうから、ただいま配らせてさせていただいた表を基に説明させていただきます。

藤井本委員長 田中課長。

田中介護保険課長 介護保険課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

では、先ほどお配りさせていただきました資料について、ちょっとご説明させていただきます。介護保険条例の一部改正につきましては、先日の厚生文教常任委員会で採決をいただいております。では、説明させていただきます。

13段階の図は、厚生労働省の資料から転記しております。下の保険料の表は葛城市のもので、第8期と第9期の年額の保険料額と乗率、乗率は5段階からの掛け率です。を記載しております。なお、第1段階から第3段階につきましては、第8期に引き続き保険料に公費軽減がございますので、軽減前の乗率、標準乗率を括弧で併記しております。基準となる基準額は1か月の保険料で、第8期の基準額は6,200円、第9期の基準額は5,920円です。どちらも基準額に12か月分を掛けると、第5段階の欄に記載している金額になります。

なお、8期の国の基準は第9段階までです。葛城市は第10段階までですが、第1段階から第8段階までは国の基準どおりで、国の第9段階を2分割して独自に10段階を設けております。

13段階の図でございます。こちらは厚生労働省が示す第9期の第1号保険料の図です。縦棒が乗率です。本市も国の基準どおりに要件や乗率を定めます。第1段階から第3段階につきましては、低所得者に対する消費税率変更に伴う保険料軽減措置を青い部分で表記しています。第4から第9段階の乗率は8期と同じになっております。そして、第9段階の上に第10から第13段階を新設し、段階的に乗率を引き上げ、引き上げた部分、赤い部分を低所得者、第1から第3段階に充てて下げ引き下げます。第1から第3段階につきましては、第8期よりも最終乗率が下がることになります。第9期の保険料基準額は第8期より低いので、第1から第9段階までの保険料は下がりますが、第10から第13段階につきましては乗率を引き上げるため、保険料は上昇することになります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。丁寧に説明していただきまして、追加の質問になりますが、このそれぞれの段階の分け方については、これは9期については厚生労働省が示す13段階でいくということですが、この年収におけるこの区分けというのは、これは変更することができるのでしょうか。葛城市が独自にやることができるのか。つまり、ここで聞きたいのは2つあるんですけども、13段階のそれぞれの所得階層によるこの切り方、段階の作り方は動かすことができるのか、13段階の中で多少ね。それからあとは、葛城市独自に14段階、15段階というふうに作ることができるのか。これについてお伺いいたします。

藤井本委員長 田中課長。

田中介護保険課長 介護保険課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

この基準なんですけども、基準を変更することも可能でございますし、段階を増やすことも可能でございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 今年度については厚生労働省の基準に従ってやるということで、よく分かりました。

ちょっと意見としてですけれども、今回13段階に増やし、高額所得者と言えるかどうかは

別として、高額な所得者の方の上げたところを低額の低所得者の方のところへ回して、8期と比べたらそれを引き下げていただくということで、私も応益負担、応能負担という考え方がこういう社会保険にはありますけれども、応能負担をできるだけ取り入れるようにというのが日本共産党の考え方です。所得に応じて所得にふさわしい税率、実際に高額所得者は下がるわけですね。介護保険の場合は上限額があるので、その上限額以上の人は保険料が料率としては下がっていくので、できるだけ応能負担をということで申し上げてまいりました。今回13段階になったということで、本当に良かったと思っております。また、基準月額についても、8期と比べて下げることになりましたので、これについては評価したいと思いますし、紙おむつの件も議会として請願も出し、その中でやっていただいたということで、今回これを評価して、私としては今回についてはそういうことで賛成をしたいと思っております。もうこれだけ意見として述べておきます。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 1点だけ確認させてください。19ページ、3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費の、これは介護予防普及啓発事業のところの7節報償費、この介護予防普及啓発講師謝礼、この啓発活動の講師謝礼は令和6年度は令和5年度に比べて変わっていないんですけども、その下、介護予防普及事業派遣医療職の謝礼が令和5年に比べて75万円プラスになってる、これはどういう意味かお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 地域包括支援課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

おっしゃられるとおり、そちらの費用に関しましては増額になっておるんですけども、こちら内容としましては、スポット雇用で雇っております看護師ないし保健師、そちらの人件費になりまして、派遣して、事業にそちらのほう都度参加していただく看護師になっております。その事業が行ってもらう回数を増やしまして、こちらの金額が増えているといった形になっております。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ということは、スポット雇用の方の回数が増えたというのは理解できる。逆に言うと、講師謝礼が変わらないのはどういうことなのかなと思うので、そのセットじゃないんですか、講師の方と看護師の方の。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 おっしゃられるとおり、別の事業に派遣しますので、金額はそういった形でなっております。

奥本委員 分かりました。理解しました。

藤井本委員長 ほかに。

柴田委員。

柴田委員 ちょっと前の関連なんですけど、アクティブシニアフィットネス事業の委託料の件で、いきいきセンターの2階に業者が持ち込んだ機材を使って教室されるということなんですけれども、内容としては、高齢者の介護予防とか認知症予防とかもこの新規の説明に入ってるんですけれども、以前もいきいきセンターのところは2階の、ちょっと何か上がれない人はどうなるのかみたいな感じがあったと思うんですけど、1階でも同じようなことができるような仕組みとかというのはつくられる予定なんでしょうか。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 地域包括支援課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど申し上げました2階での介護予防、あるいは認知症予防、こちらにつきましてはあくまで運動を通してのことになっております。先だって、厚生労働省も成人及び高齢者の筋トレ、あるいは有酸素運動は、そちらのほうに効果があるということで発表されております。いきいきセンターは2階建てなんですけども、2階と1階ですみ分けを図ろうということで、2階はあくまでもうこれからは運動のために使うスペース、既存のこれまでの教室に関してはもう全て1階でやっていただくということで、今度また27日にもご覧いただけるかと思うんですけども、1階はそういうスペースを取れるように部屋割りもしておりますので、イメージなんですけども、平屋建てが2つあって、それが上と下に引付いたように思っただければ結構かなと思います。

以上です。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 じゃあ、1階でも教室が開かれるということで理解しました。ありがとうございます。

藤井本委員長 今までの教室は1階にもう集中させるということですよ。

柴田委員 そしたら、体力づくりとかは1階ではないということですか。ちょっと体力づくりしたい人も1階にもいるんじゃないかなというふうに私はちょっと思いますが。

藤井本委員長 誤解されたらあかんで、1階にはそういう体力づくりの器具いうのかな、その何かマシンがないのかという質問です。

西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 おっしゃられるとおり、器具、マシンは2階にしか置きませんので、1階はこれまでの教室が開催できるよう、2階へ上がっていただかなくても、体の不自由な方につきましても1階で全て賄ってもらえるように配慮して展開していきたいと思っております。

藤井本委員長 質疑ほかに。

梨本委員。

梨本委員 同じく19ページの、先ほどのアクティブシニアフィットネスのその下の13節使用料の件なんです。頭健康チェックシステム、これ今年度103万9,000円ですか。これ、昨年に比べるとちょっと減額されてて、これ1件1件の金額じゃなかったと思うんです。年間で多分契約されてるというような説明を今まで受けてたと思うんですけれども、これ何で減額されてん

のか、ちょっと減額理由を1点教えてください。

もう一つ、もう概要のほうで行かせていただくと、73ページの認知症地域支援ケア向上事業、この認知症フレンドリー事業委託料、これ新規で52万7,000円組まれてると思うんです。新規ですので、内容だけちょっと聞かせください。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 委員お尋ねの1点目ですけども、頭健康チェックにつきましては一部単価がありまして、単価2,350円なんですけども、対象人数がこれまで500名とか見込んでたんですけども、実際に運用してる中で妥当な人数が350名ぐらいであるというのが見込まれますので、令和6年度に関しましては350名で見込んでおります。それによる減額になっております。

2点目ご質問の認知症フレンドリー事業委託料なんですけども、その説明にも書いてあるとおりなんですけども、今予定しておりますのが、どこか公共のホールをお借りしまして、そちらで認知症に関する啓蒙啓発を含めた映画の鑑賞会、上映会を催します。同時にちょっとどう言うてええか分かんんですけど、VR体験、はめてもらって認知症の方がどんなふうに見えたりとか、そういうものが体験できるような器具をお借りしまして、認知症に実際なったら、こういうご不便があったりとか困ることがあったりとかいうのを参加者の方に体験してもらって、そういった事業になっております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 ということは、この新規事業に関しては、一応認知症の予備軍と言ったらあれですけども、もうこれからちょっとそういう不安を抱えていらっしゃる方と、あとそのご家族とか支援者の方を対象にしてるということですね。分かりました。となると、頭健康チェック診断とか、そういった不安を抱えている方がちょっと増えるんじゃないかなと。実績からして今回350名分ということで減額されたということですけども、その辺りの見込みに関してはちょっと大丈夫かなというふうに感じてしまうんですが、ちょっとその辺、何か追加で教えていただいて。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 委員ご心配いただきましたとおり、これから認知症に関しましては啓蒙啓発をどんどん進めていかなければならないところでございます。その中で、今回、新規事業として認知症フレンドリー事業を行うわけでございますけども、おっしゃるとおり、頭健康チェックにつきましても、当然、参加していただく、そういったことは求められます。ただ、令和4年度、令和5年度と頭健康チェックをしていきまして、実際多くの方にこれまで利用していただいたわけでございます。その中で、今後、新規で見込めるかといいましたら、我々の努力も足りない部分もあるかもわからないですけども、350件程度が妥当かなということで、ちょっと今回350件で見込ませてもらっております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 内容を理解いたしました。ただ、頭健康チェックは、これ1回で終われるんですかね。

何かもう一回でもう終わりですか。そうですか。いや、私はまた何年かしたら継続的にちょっと受けていかれるかなというところで数というのが増えていくのかなと思ったものですから、そういうものではないと、1回やれば分かるということで。もう3回目やしね、私からは以上とします。

藤井本委員長 ちょっと私が聞き漏らしたのか分からないんですけど、フレンドリー事業、認知症の、これは予備軍とかいう話もあったけど、そうじゃないでしょう。認知症を知っていただくという事業じゃないんですか。その認知症の予備軍の方にというものなのか、それとも全く、全くというとおかしいな、認知症の方を知ってもらおうと。

西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 地域包括支援課の西川でございます。

ちょっと説明がごたごたして申し訳なかったんですけども、もちろん予備軍の方も含めて、予備軍ではない方、健康な方、そういった方も含めまして全て対象にして、いわゆる認知症に関して啓蒙啓発をしていく、そのための事業になっております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第30号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて行きます。

次に、議第33号、令和6年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

それではただいま上程になっております議第33号、令和6年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,830万円と定めるものでございます。

それでは、お手元の事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費では1,034万円を計上いたしております。職員1名の人件費と事務費でございます。

2項審査会費、1目介護認定審査会費では687万6,000円を計上いたしております。認定審査会委員40名の報酬と事務費でございます。2目市町村審査会費では108万4,000円を計上いたしております。障害支援区分判定審査会委員5名の報酬と事務費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護認定審査会共同設置負担金では809万9,000円を計上、2目市町村審査会共同設置負担金では46万6,000円を計上いたしております。共に広陵町からの負担金でございます。

2款繰入金、1項繰入金、1目介護保険特別会計繰入金では911万7,000円を計上、2目一般会計繰入金では61万8,000円を計上いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第33号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて進行いたします。

次に、議第31号、令和6年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

井上教育部長。

井上教育部長 教育部の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第31号、令和6年度葛城市学校給食特別会計予算についてご説明申し上げます。お手元の予算書の1ページをお願いいたします。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億6,840万円と定めるものでございます。第2条では、債務負担行為について、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額について、4ページの第2表債務負担行為のとおり定めるものでございます。第3条では、一時借入金の借入れ最高額は1,000万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出のほうからご説明申し上げます。8ページをご覧ください。歳出でございます。

1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費では2,892万1,000円の計上でございます。人件費で2,593万4,000円、一般管理事業で298万7,000円でございます。

次に、9ページをお願いいたします。2目学校給食管理費で4億3,947万9,000円の計上でございます。学校給食センター運営事業で3億7,544万4,000円。続いて10ページをお願いいたします。学校給食センター管理事業で6,403万5,000円でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。7ページにお戻りください。歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目教育費負担金でございますが、1節学校給食負担金で1億7,730万2,000円、2節学校給食負担金過年度分で1万円でございます。

次に、2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目教育費国庫補助金、1節学校給食費補助金35万9,000円。

次に、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金で2億9,069万1,000円でございます。

次に、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金で1万円でございます。

最後に、5款諸収入、1項雑入、1目雑入、1節雑入で2万8,000円でございます。

計上しております予算の説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま、説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

奥本委員。

奥本委員 2点だけ、そしたらお聞きします。8ページ、というよりも概要でいくほうがいいですね。概要76ページの牛乳パックの回収事業に関してですけども、今年度から新規ということで、この回収の中身、内容、単に回収するだけだったら飲み残しとかがあると思うんですけど、その辺の処理をどうするかということろまで、ちょっとどういう作業内容になるかだけお願いいたします。

それと、予算書でいくと10ページ、1款教育費、1項学校給食費の同じく学校給食管理費、2目学校給食管理費の14節工事請負費226万8,000円、新規になってますけど、この内容詳細

をお願いします。

藤井本委員長 吉村所長。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 学校給食センターの吉村です。どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいまご質問いただきました牛乳パック回収の内容のほうでございますが、内容につきましては、市内小・中学校、来年度からは幼稚園も含めまして、紙パック牛乳で飲んでいただく形になることになっております。

中身のほうの処分でございますが、学校教育課のほうで採用していただいておりますスクールサポーターの方が、各学校のほうでその牛乳のほうは処分をしていただく予定となっております、処分されました牛乳パックを1つの袋にそれぞれまとめていただいたものを、各学校及び幼稚園から回収をしてクリーンセンターのほうに搬入をしていただくというような業務内容となっております。

それから、工事請負費のほうの詳細でございますが、これにつきましては去る秋の県の衛生管理の定期検査が大体5年に1回ぐらい実施をされます。その中で、今年度秋9月に実施されました中で、内容といたしましては冷蔵庫の床面が経年劣化で亀裂が入ってきている、それから調理室のカウンター等、水を切ってそれぞれ各部屋へ食材等を渡すような窓口があるんですが、やはり水を切っていてもどうしても水が全てが切れないということで、これも丸9年目になりまして、若干のカビ等が発生をしてくしております。このカビにつきましては、衛生管理上適切に改修をするようにという指摘がございましたため、その壁を貼り替えるというようなことでございます。冷蔵室のほうにつきましては、亀裂が入ってる部分を一旦、その部分を剥離していただいて再度塗り直すというような内容でございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 牛乳パックの件、内容を理解いたしました。大変ですねということしかもう言えませんので、よろしくお願いしておきます。

それから工事請負費のところですけども、これ県の衛生管理に引っかかった、引っかかったというか指摘されたところなんですけども、やっぱりこの辺り、衛生には人一倍気をつけていただかないといけない施設なので、普段やっぱり従事してる、指定管理で委託されてますけども、そこの方に、こういうのはやっぱり自分たちで気づいて、すぐその辺対応するということを徹底してほしいと思いますので、以後よろしくお願いしておきます。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 もう1点だけなんですけど、概要書のほうで76ページ、皆さん気になってるかもしれない給食材料費で、わざわざ抜き出していただいた市制20周年記念関係経費なんですけど、147万9,000円というところで、内容のほうは僕あんまり聞かんところだと思います、楽しみにしてる子どもがあれやからね。ただ、この20周年を子どもらが、いうたらもう必死になってるわけですね。その子らは、言うたら、旧新庄町、旧當麻町、葛城市になってからの子で

すやんか、言うたらね。その辺を、こういう20周年ということ子どもらにもちゃんと、旧新庄町と旧當麻町がちゃんとこういうふうな形で皆さん苦勞してなってるから、今日こんな豪華なご飯が食べれるねんと、ただ単に給食がちょっと豪華なもので、ほんで市制20周年やからみたいなじゃなくて、そこをきっちりと子どもらにも伝えたいってほしいなと僕は思います。

あと、ミルメーク、何回も言うけど、ちょっと聞いてるんですけど、牛乳パックに今なつて、チューブなんですよ、ミルメークが。ほんならもう全然溶けへんらしいんですわ、ほんまに。そやから、何かもっとええ方法ないんかなと、ちょっとそれも考えておいてほしいなと。結構、ほんまにもう全然溶けんと、もう牛乳だけになって、あと全部残ってるといううなのを聞きますので、その辺ちょっとまた検討していただきたいと思います。もういいですよ。それだけ、1個目というか、何かもらいましょうか、何かね。

藤井本委員長 吉村所長。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 学校給食センターの吉村です。

ただいまご質問いただきました20周年記念の中身につきましては、これから子どもたちも学校給食を通して20周年の記念を祝っていただくような、そういった献立を考えていきたいかなと思っています。ただ、4,200食近くの食材となりますので、その辺りも加味して、どういうふうにするのかということも含めまして検討はしてまいりたいかなと思っています。当然、その献立を出す際には、校内放送ないしは各クラス別になりますか、その辺りはちょっと学校とも相談ですが、こういうことでこういうことをやってるといような周知はさせていただきたいかなというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。

谷原委員。

谷原委員 ページ数でいきますが、4ページのところ、債務負担行為として学校給食センター調理・配送等業務委託ということで、令和7年度から令和12年度までの5年間というふうになっております。これは、今やっておられる中で、この調理と配送が同じ業者ということですよ。これは、多分それで一括入札ということなると思うんですけど、これの考え方をちょっとお聞きしたいんです。調理して配送が同じほうがいいのかどうかということを含めて、これちょっと考え方だけお願いします。業者も一括してそういうふうな業者しかいないということもあるだろうし、考え方だけちょっとお聞きしたいと思います。

それから7ページですけれども、歳入のところになりますが、1款1項1目教育費負担金、1節の学校給食負担金ということで、これは学校給食費になると思うんですが、これが減額になっております、昨年度比。その減額の理由をちょっとお聞きしたいんです。

それから3つ目ですけれども、9ページのところです。1款1項2目学校給食管理費の、先ほどもありました学校給食センター運営事業の中のこの副食費、15節の原材料費で給食材料費ということですけども、特別食も今回あるということで、お子さんなんかも楽しみだろーうと思いますが、通常の給食費が大体1食当たり今何ぼぐらいで、特別食は何ぼぐらいで、

材料費が高騰してると思うんですね。それで、昨年度はどれぐらいの副食費の一般会計から出たのか、ちょっとそれを教えていただきたいんです。材料費が上がってる分だけ、この一般会計から負担も、一般会計、特別会計から負担をされてるのかなと思うので、ちょっとそこら辺りが知りたいので、よろしくお願いします。

藤井本委員長 吉村所長。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 学校給食センターの吉村です。どうぞよろしくお願いしますをいたします。

まず1点目の調理・配送業務の委託に関してでございますが、これにつきましては同じ科目の中で調理・配送の審査委員2名分の報償費を組んでおります。外部から2名の方を入れて、この調理と配送を分けるべきなのか、あるいは一体的にするべきなのかというところも含めて、仕様の関係をまず審査をしていただこうと、このように考えておりました、それを踏まえた上でプロポーザルを実施し、プロポーザルによる選定というところに結びつけたいかなというふうに今考えております。

それから2つ目の負担金の減額の理由でございますが、この減額につきましては認定こども園が来年4月からこの給食センターの対象から外れるというふうになっております。それに伴います減額分が影響しているということでございます。

それから、3つ目の給食費の現状ですね。原材料費の状況でございますが、令和5年度はまだちょっと現在執行中ということで、令和4年度の状況でご説明を申し上げさせていただきたいかなと思います。令和4年度の原材料費につきましては2億2,027万4,711円の執行がございまして、それに対する給食負担金というところが1億7,904万2,910円と、このようになっております。したがって、それを差引きいたしまして、差額分4,123万1,801円が市からの繰入れの負担というふうになってございます。1人当たりになりますが、月額にいたしまして約900円近くの負担というふうに、令和4年度の決算ではなっております。ただ、特別食につきましては資料がございませんので、申し訳ないです。よろしくお願いします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 今急に言ったものですから、またお伺いします。大体1食当たり給食費が幾らで副食費がどれぐらいの割合になってて、物価高騰でどうなってるのかというのは、ちょっと今、急に言ったので、またお伺いしたいと思います。採決にはあまり関係ありませんので申し訳ないです。

調理・配送等業務委託については分かりました。よろしくお願いします。

それから給食費の負担金のことですけれども、学校給食負担金、給食費ですけれども、徴収方法について、これちょっと私もちょっとあんまり記憶が定かでないからあれなんです、公会計でこの給食費を扱ってほしいというふうなことが過去議会でもありまして、現状どうなってるのか、公会計としてもう移ってるのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいんです。

藤井本委員長 吉村所長。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 給食費の徴収の状況でございますが、以前にもご説明

があったように思いますが、令和6年4月からこれまで全て学校のほうで徴収を一旦して、その徴収で集約したものを市に納付していただくという形を取っていただいたところでございますが、令和4年度からは令和5年度の予算の中でシステム委託料のほうを計上させていただいておりまして、それによりますシステムを導入しております。これを基本といたしまして、このシステムを使いまして、令和6年4月からは全て学校給食センターのほうで口座振替を主とした形での徴収に変えさせていただく予定で今、取り組んでおります。これまで学校で口座振替等も各学校独自で行われてた口座の情報でございますが、それは市内各金融機関5社、南都銀行、ゆうちょ銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、それから農協、この5つの金融機関と調整をさせていただいております。これまでは南都銀行だけの口座だったということで、南都銀行のほうにご無理を申し上げまして、その口座につきましては、そのまま移行するという手続で今なっております。今回、この4月から転入される方につきましては、それぞれ案内文を1月の終わりに送らせていただきまして、今現在、それぞれ保護者の一番都合のいい口座のほうで登録を順次させていただいているところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 もう質問できないから、どなたかお願いしたいんですが、未納の場合、じゃあどうなるのかという、未納者ね。これ聞くことになるから、それちょっと大事なところなので申し訳ないですけど、未納者の場合の追跡とか、その督促とか、この事務作業はどこがやるのかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

藤井本委員長 お答えください。

吉村所長。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 給食費の未納につきましてですが、これまでも各学校との情報の共有の下で、それぞれ機会を設けていただきまして、直接お会いするとかいうようなことを過去にしてたという、コロナが間にありましたので、そのコロナ期間中はそういったことはちょっとできなかったわけでございますが、コロナのほうも5類に変わりました、市の税の滞納整理の方法も歩調を合わせた中で、当然、学校とも情報の共有を持たせていただきまして、直接お会いする機会等をできるだけ設けて収納事務に努めてまいりたいというふうに考えております。

藤井本委員長 ちょっとあまり変わらないような気がするんですけど、もう少しこれ部長か教育長か。

西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。

未納の督促につきましては、もう給食センターから直で保護者に行く予定です。

以上です。

藤井本委員長 学校を通じないということですか。

西川学校教育課長 学校はもう通じないということです。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第31号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第31号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に進みます。議第35号、令和6年度葛城市水道事業会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 失礼いたします。上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第35号、令和6年度葛城市水道事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量でございます。給水戸数は1万5,543戸、年間配水量は457万6,000立方メートル、うち県営水道からの受水量は127万立方メートルを予定しております。年間給水量は437万立方メートル、1日平均給水量は1万1,973立方メートルとなります。主要な建設改良事業といたしまして、配水管布設替工事及び浄水場設備改良工事を予定しております。

次の第3条収益的収入及び支出と次ページの第4条資本的収入及び支出につきましては、予算明細書に基づきご説明いたしますので、32ページまでお進みください。

収益的収入及び支出の収益的収入でございます。

1款水道事業収益総額は8億1,151万4,000円でございます。1項営業収益は6億7,552万8,000円で、うち1目給水収益で6億1,940万円の計上でございます。説明欄記載のとおり、供給単価は税込みで141円47銭となります。2目受託工事収益で310万円、3目その他営業収益で5,302万8,000円の計上でございます。2項営業外収益は1億3,598万6,000円で、うち1目受取利息及び配当金で154万3,000円、3目長期前受金戻入で1億1,510万円、4目雑収益で160万8,000円、5目消費税及び地方消費税還付金で1,773万5,000円の計上でございます。

33ページに移りまして、収益的支出でございます。

1款水道事業費用総額は8億90万5,000円の計上でございます。説明欄記載のとおり、給

水原価は税込みで154円40銭となります。1項営業費用は7億9,866万1,000円、うち1目原水及び浄水費では3億5,106万7,000円の計上で、一般職員1名の人件費と原水の取水並びに浄水に要する経費でございます。

34ページに移りまして、2目配水及び給水費では5,104万9,000円の計上で、一般職員2名、会計年度任用職員1名の人件費と、配水設備並びに給水設備の維持及び管理に要する経費でございます。

35ページに移りまして、3目受託工事費では952万2,000円の計上で、一般職員1名の人件費と給水装置の新設等の受託工事に要する経費でございます。

36ページに移りまして、4目総係費では1億150万1,000円の計上で、一般職員4名、会計年度任用職員3名の人件費と一般管理に要する経費並びに料金徴収及びその他の業務に要する経費でございます。

38ページをお開き願います。5目減価償却費で2億7,390万円、6目資産減耗費で1,057万円、7目その他営業費用で105万2,000円の計上でございます。

2項営業外費用は174万4,000円、うち1目支払い利息及び企業債取扱諸費で144万4,000円、2目雑支出で30万円の計上でございます。

3項特別損失では3目過年度修正損で50万円を計上しております。

39ページに移りまして、資本的収入及び支出の資本的収入でございます。

1款資本的収入、4項1目負担金その他諸収入で1,224万円の計上でございます。

40ページをお開き願います。資本的支出でございます。

1款資本的支出総額は5億4,225万1,000円でございます。1項建設改良費は5億2,905万9,000円、うち1目上水設備費では1億5,037万7,000円の計上で、一般職員1名の人件費と、浄水設備整備事業に要する経費でございます。2目配水設備費では3億3,052万8,000円の計上で、一般職員1名の人件費と配水設備整備事業に要する経費でございます。41ページに移りまして、4目固定資産購入費で4,486万1,000円、5目リース債務支払額で329万3,000円を計上しております。

2項1目企業債償還金は1,319万2,000円の計上でございます。

2ページまでお戻り願います。第4条、括弧書き、資本的収入が資本的支出に対し不足する額5億3,001万1,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補てんを予定しております。

第5条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めております。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費8,295万7,000円と定めております。

3ページに移りまして、第7条では、棚卸資産の購入限度額を617万9,000円と定めております。

第8条、重要な資産の取得及び処分では、取得する資産の種類、名称、数量を定めております。

以上、説明とさせていただきます。なお、予算に関する説明書といたしまして、4ページ

に記載のとおり附属書類を添付しております。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 私、41ページ聞かせてください。41ページ、2項4目5節の土地購入費3,088万円、これちょっとこの間の葛城市の水道水に関する調査特別委員会の説明もちょっとあったと思うんですけども、どの場所をどういう目的で購入されようとしているのかというのをまず聞かせていただきたいんです。面積的にどれぐらいのものを考えていらっしゃるのかということがあれば教えていただきたいです。

それが1点目で、次2点目といいますか、もし具体的なその土地が決まっているのかどうかというのも聞きたいんです。具体的な場所が決まっているのであれば、それがどこなのかということと、それを決められたいきさつであるとか選定理由であるとか、それからそういった目的に沿った土地であるのかということと、ちょっと聞かせていただけますでしょうか。よろしくお願いします。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 上下水道部水道課、福森です。

ただいまの梨本委員のご質問にお答えさせていただきます。土地の購入、固定資産の土地購入ということでございますが、費用としては3,088万円となっています。場所につきましては竹内地内で、地目が田、それで9筆を予定しております。面積につきましては、9筆で6,028平方メートルとなっております。

まず、費用としては3,088万円で、竹内3筆のほうで、これは道路2面設置ということで、平米数は1,879平方メートルで、単価としましては平米当たりの単価が5,310円、費用といたしましては998万円。もう一つ、6筆、これも地目田で、道路に面してるのが1面設置ということで、平米数は149平方メートル、単価としましては平米当たり5,040円、費用といたしましては2,090万円。合計9筆6,028平方メートルで、合計として3,088万円となっております。これに固定資産購入、この水道用地の購入の理由といたしましては、今後、竹内浄水場を大規模改良する際の建設用地として利用したいと考えております。

まず、購入した土地に仮事務所を建設して移転した上で、今の事務所を取り壊し、その場所に浄水設備を構築いたします。現状の浄水場を運転しながらの建設工事となりますので、新たな浄水設備の事務所や新しい浄水設備の用地確保には今の事務所を移転させる必要があります。浄水設備の完成後は、事務所や倉庫、駐車場を戻すという計画ですが、仮事務所の取壊し等の跡地の利用につきましては、今後いろいろな方策を研究していきたいと考えております。

場所につきましては竹内地内で、南阪奈高速道路の高架の北側、要するに竹内浄水場から西側の高架下、南阪奈の高架下のもう一つ西側のところになります、場所的には。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 そしたら、これはもう購入しようと思ってる土地はもう決まってるということですね。まだこれからちょっと選定していくということではなくて、もう具体的にこの土地というのがあって、そこに対して今後こういう予算を上げてこられてるということですね。

ちょっとよく分からんのが、これ竹内浄水場の大規模改修はいつされるんですか。というのは、これ今、水道ビジョンつくられてると思うので、その水道ビジョンでどういう流れで、大規模改修はするんでしょうけれども、どの年度でどういうふうにやっていくのかということがまだ全然示されてない中で、代替用地だけは一んと買うねんというのが、ちょっとなぜこの時期なのかなというふうに思うのと、あとこれ別に今の竹内浄水場に、今聞いてると隣接してるわけではないんですよ。全然違う場所ということですよ。なぜ、その土地を選定されたのかというのがちょっとよく分からないので、その選定理由をもうちょっと何か分かるのであれば教えていただけますか。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。

先ほどの利活用の方法についてから、ちょっと補足的に私のほうからまず説明させていただきます。

まず3つの活用方法を考えておりまして、まず1つ目の近々の活用といたしましては、あそこに資材置場として利用をいたします。現在、資機材を貯蔵してある倉庫があるんですが、大型の材料ですとか重量のある大きなものが入りきらずに浄水場内各所に置かれておりまして、ちょっと見苦しい状況にもなっておりますので、それを一旦資材置場として活用させていただく。

2つ目の近い将来の活用といたしましては、竹内浄水場、これは先ほど課長が申したとおりで、竹内浄水場改良工事の際の仮設事務所であったり、倉庫であったり、駐車場として利用いたします。今、水道ビジョンの中で令和6年度に浄水場の統廃合を含めまして整備案を検討し、計画の基本的事項を設定していくことにはなりますが、現在考えております竹内浄水場の存続は極めて高い確率であると考えております。

3つ目、将来の活用法といたしましては、竹内上池がございますけども、その調整池として利用をしていくことを検討しております。水道ビジョンの中でも新規水源開発についても取り組んでおるところではあるんですが、現在使用していて今後も使用していける水源は全て維持したいと考えております。そのため、竹内上池の上流部に存在するこの用地に、大雨の際に発生する熊谷川の濁流に対応する調整池を整備することで、竹内上池の流入量を最大限有効に活用できると考えております。また、貯留施設としての役割を果たす効果も期待できるとも考えております。それらの活用法から考えますと、隣接地ではなく竹内上池の上流に位置する用地が必要となります。その用地として入手が可能と判断した用地であったため、このタイミングで購入したいと考えております。また、現行の平成31年3月策定の水道ビジョンの中でも、安定的な自己水源の取組方針として、関係の皆様のご協力の下で生みだされてきた貴重な自己水源を今後も大切にしていいため、水源利用のあり方などについて長

期的な視点で環境づくりを目指しますと記載しております。本年、令和5年度から取り組んでおります水道ビジョンの改定と並行してではございますが、早期にできることは着手していきたいと考えております。そのため、令和6年度当初予算に計上しているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 3回目ですので、意見だけ。ここがベストなんですか。もう聞かれへんね。僕はちょっとよく分からんのは、これ近々には資材置場として大型資材を置かれるというので、これ、この間も私ちょっと視察に行かせてもらったんですけども、ひっ迫してるようには思えなかったんです。そうすると、近い将来、仮事務所とか駐車場で使われるということなんですけど、何年間これ置いとかはんねやろうとか、これ将来的な上池の調整池とかというのであれば、早い段階からこうやってあれしとかなないといけないのかなと思ったりもするんですけども、急にこうぽーんと出てきてるので、ちょっと私としてはこの土地購入に関しては少し違和感を感じてるという意見だけ申し添えたいと思います。

藤井本委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後7時00分

再 開 午後7時15分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、場所の説明等で地図等が示されてませんでしたので、今、皆さん方に地図を用意していただきました。この地図を示してもう一度、土地購入に関する説明をお願いいたします。場所等ですね。

福森課長。

福森水道課長 上下水道部水道課、福森です。

ただいまの梨本委員のご質問にお答えさせていただきます。まず、場所につきましては、カラー刷りと白黒がありますけども、カラー刷りのほうで右手のほうに上下水道部と入ります。ここが今の竹内の浄水場になります。そこから、国道166号線が上池のほうに向いて抜けますけど、そこから南阪奈の側道、西に向いて入っていきまして、途中で南阪奈の高架がありまして、その西側に色で示した、真ん中に道がありますねけども、北側の道3筆と、それから北側の用地が3筆と、それから南側の用地6筆、合わせて9筆の用地の確保をする場所はこの場所となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 今、地図を示されました。皆さん方のほうで、委員のほうでご意見、質疑ないですか。
西川委員。

西川委員 先ほど3つ示されてたんですけど、一番目的とされてんのはどれなんですかというところなんですけど、一番ね。例えば資材置場でしたら、ちょっと資材置場というのも、これ見る限りちょっと遠いようなイメージもあるし、仮設事務所にしても遠いのもあるし、一番何がメインとされてるかというのは、お答え出来るんやったらちょっとしていただきたいなと思

います。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

最終的にはここを調整池としたいと考えておりますので、数年、ある程度期間はかかりま
すけども、将来の活用法としては調整池として活用したいと考えておりますので、上池より
も上流部に位置しますこの熊谷川沿いの用地が適任であると判断いたしましたので、今回の
購入とさせていただきます。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 1つだけ確認します。浄水場改良工事のための仮設事務所設置というふうな、理由の
3つのうちの真ん中にあつたんですが、そうしますと、地図では直線距離は分かるんですが、
実際に移動するとなると、車でも歩きでもあれなんですが、どのくらい見込まれるんですか
ね。道がちょっと非常に複雑で、ある程度遠回りしなければならないようにも見えるんです
が、この購入するに当たって、この辺りどう検討されたんでしょうか。購入するに当たって
というか、購入を検討されるに当たって。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 こちら、竹内浄水場改良工事の際の仮設、今あります事務所棟を一旦この用地に
仮設を考えております。そのときに、事務所と倉庫と駐車場をそちらのほうに一旦移しまし
て、今の浄水場内の事務所棟を取り壊します。そこに浄水設備の新たなものを造っていき
たいと考えています。なぜかといいますと、今、浄水場を動かしながら建設しようとなりま
すと、一旦その仮設事務所がそれぐらいの面積があればそこに建てられますもので、事務所の
ほうも昭和52年当時の建設ですのでかなり傷んできてるのもございますので、運転しながら
そこに新しい浄水設備のシステムを組むということで考えております。一旦組み終わりました
場合には、今の浄水設備を取り壊しまして、そこに事務所棟等が戻せたらどうかと考えて
おるところでございます。

以上です。

藤井本委員長 これはかなり遠いでしょう。直線距離は近いんですけど、今、質問にあつたように、
車で行く人だつてかなり遠いじゃないですか。ぐる一つと回って、ここへ行くのね。その辺
の不合理性というてええんか、今、目的に照らしてでしょう。その辺どう考えているかとい
う質疑、質問だと思います。

井邑部長。

井邑上下水道部長 すいません。失礼いたしました。当然、事務所を移設しますと、そこに必要なも
の、自動車等も持っていくわけでございまして、車で移動するといたしますと、3分、4分
ぐらいの距離ではあるんですけども、数年間の仮設事務所ということになりますので、浄水
場の行き来に際してはさほど時間が取られ過ぎるものではないのかなと考えております。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 じゃあ市としては、これだけ時間が離れてるというか、というところは問題ないとい

う認識でよろしいんですね。あと、もっと近接する場所は地図を見る限りあるようにも見えるんですけども、この辺りの検討はした上で、探したらここが一番近かったというようなことなんでしょうか。その辺りいきさつはどうなってたんでしょうか。

藤井本委員長 ここを選んだ理由やね、ここを選んだというか。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

先ほど3つ目に言わせていただいて、最終的にどう活用するんやというところで、上池の濁水の調整池ということを考えておりますので、上池より事務所のほうになりますと上池よりも低い位置にございますので、上池に流入する手前での用地がどうしても必要というところで、この用地となったところでございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 分かりました。市としては、この上池の調整池というのが必要であったからこの場所にしたということですね。分かりました。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 この地図からちょっとよく分かりにくいんですけど、熊谷川というのが左のところ、土地を購入する予定のところの横を通って、水色の線ですけど、ここからずっと流れて、これが熊谷川ということでいいんでしょうか。これが熊谷川とすると、上池の調整池というのが濁流が流れたらどうのこうのいうのが、ちょっと私よく分からないんです。この上池は上池で、水路が上池の上のほうから来てる水路から入ってるんかなと、熊谷川から入るような水路はちょっと私、この図からは分からないので教えていただきたいんですわ。先ほどから繰り返しておっしゃってる、この熊谷川の濁流が上池に入らないというのはちょっと分かりにくいのでお願いします。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

ただいまのご質問なんですけども、この地図をご覧いただいて、北西から南東へ下りている高架の部分があるんですけども、その高架の部分とこの熊谷川が交わりそうになっているところが取水口となっておりまして、ここに転倒ゲートを取付けまして、そこから導水管によりましてこの上池に流入させているというところになります。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 1つ、この熊谷川の上流に造るということは、この川を水源として、農作業で使っている下流域の大字というところの承認は取れてるんですか。池を造る、貯留池を造るとして。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

もちろんそういう調整も今後必要になろうかと思っておりますけども、今も上池に取水させてい

ただいているというところで、結局はこの調整池で調整させていただいた水は上池に戻るといことですので、下のこの水を使う田んぼ等には今と影響は出ないかと思ひますけども、調整が必要なところは調整させていきたく思ひます。

以上です。

藤井本委員長 質問したいので、副委員長と交代いたします。

(正副委員長交代)

吉村副委員長 それでは、委員長に代わり、暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。質疑ありませんか。

藤井本委員長。

藤井本委員長 目的というのは、主としている目的がさっき言うてはることと関わっていつているように思ひますよ。こちらが言うてるように、その水道ビジョンというのは前のがあって、今回は新しいのをつくっているわけですよ。それを示さずに、先ほどもあったように大規模改良も予定をしてんねんと。例えば新庄にも浄水場あります。新庄のところに西側にかなり大きな水道用地ありますよね。ああいうふうな形で、将来に向けて改良するための資材置場を予定してんねんとかいうのなら分からないこともないんですけど、これだけ離れてて、資材置場また大規模改修ありきのこれを購入すんねんと、片やビジョンはまだですよ、こんなんで我々が判断できないわけです。じゃあ新庄、ほんならどないするんですかと、ずっとほうったままのあの新庄浄水場の広い土地ですよ。あれは水道用地として看板まで上げて、片やこちらでは購入されると、水道ビジョンできていない、これを大規模改修を進めるというのは、もう全く順番というものができてないように私は思ひます。かつ、この上下水道部の今あるところの隣の土地、これを購入するねんと。資材を置けない部分があるので、冒頭にお話しされたようにね。それだったらまだ分からないこともないけど、例えばすぐに今使うのに資材置場がここ必要やねんということも考えられないし、これについては、部長がおっしゃった、これからビジョンにおいて統廃合していかんこともあり得るわけです。3つ行くのか、2つになんのんか、これすら決まてないわけですよ。そやけども、今、高い確率でここは残すねんというお話をされたわけで、そんなビジョンもなしに、そんなを並行して進めますねんというのはあり得ない話、行政として。特に大切な水で、水の特別委員会もつくつてる中ですよ。私の意見でもあるけども、その水道ビジョンとの関係、今後の水道というのはどうなるかということも含めた上で、これはこの話をしていただかないと、合つてんのか間違うてんのか、目的も分からんとこれ買いまんねんと言われたって判断できないじゃないですか。ここんところよろしく、ちょっと答弁ください。私、難しいこと言っていますか。そんなことないでしょう。

吉村副委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

まず、委員長おっしゃるとおり、まだビジョンの詳細が見えてない段階ではございますが、現在、平成31年3月策定の中にも、水源利用の在り方で長期的な視点で環境づくりを目指してまいりますという、その記載に基づいてでもございますので、今回この上池より上流部に

位置する土地を購入する予定なんですけども、まずこれ私が前段のほうで、竹内浄水場の存続は極めて高い確率にあると申し上げましたけども、あくまでも高い確率であって確定的な要素ではないというところはもちろん重々理解しながらも、それと並行して今やれるところは着手したいという考えを持って、今回この用地を購入させていただきたいと予算に計上させていただいております。近々として資材置場、近い将来としてその建設改良があるとした場合の用地の確保、将来的には最終的には調整池として貯留施設としての役割も担えるような施設ということを考えますと、この隣接地じゃなくてちょっと離れますけども、上池より上流地に用地を求めたいという、そのような考えでございます。

以上です。

吉村副委員長 藤井本委員長。

藤井本委員長 もう私はあんまり、委員長という立場ですから大きな声出したくないねけど、私はなっていないと思いますが、今の話なんて。もうそれやったら水道ビジョン、早くしなさい、早くしなさい、早くやってくださいと、水に関しての思いというのはみんな強いんですよ。それを阿古市長が葛城市の水は単独でいくと言われて、それについて行こうということで水道に関しては物すごい気持ちを持ってるんですよ、私らも。その中で何も示さん、それを葛城市民に分かっていただけるように水道ビジョンを早く急ぎなさいということを言っていて、それができてないのに、これだけ先に進めますねんと。こんなあり得ない話ですよ。普通の一般企業で、工場どこへ建てるか分かりませんねんと、そやけどこの土地だけ買うときますねんと言うてるようなもので、一般市民の人がこれ聞いててどない思いますか、大切な水のことを。今、能登のほうにも応援に行ってきたんでしょ。そのときに、水道、浄水場のところにタンク車が行って、それを皆さんご苦労をかけて福祉施設まで運んだという報告をしたじゃないですか。やっぱりそういうトラックというんですか、給水車もどわ一つと入っていかなあかん。そういったこともいろいろ考えていかな駄目なんでしょう。そんなも考えながら、これからの浄水場の在り方というものをビジョンとして出していくんでしょ。それを出さないで、まだ出さないですよ、高い確率でこうですねんと、そんな言うてもらったって私ら審議できないじゃないですか。市長、副市長、これ駄目ですよ、ほんまに。

吉村副委員長 これ、ちょっと市長、副市長、答弁願えますか、これについて。ちょっと特別委員会をもう設置してて、そういった場で説明していただく場もあるじゃないですか。それで、突然この予算特別委員会でぽんと出てくるというふうな、それも地図も示さずに出てくるということについて、これについていかがですか。それから、今、藤井本委員長の意見に対して。阿古市長。

阿古市長 浄水場の在り方には検討することにはなっております。もうそれはもう間違いなく検討を進めて更新作業をするわけなんですけども、今の考え方としては、3浄水場を2浄水場にするのか、現状のまま3浄水場にするのかという検討になっております。そうした場合には、竹内浄水場は確実に残ります。ですので、浄水場の選定としては非常に大きな確率でと言っていますが、ほぼ決定した状況にあるということとはご理解いただきたいと思います。ですので、

3 浄水場が 2 浄水場になるか、そのまま 3 浄水場でいくかというのはこの水道ビジョンの中で出てきますけども、竹内と新庄浄水場につきましては現状の近くで浄水場としては残るという判断でございます。ただ、議員皆様方は、なぜこの時期なんだということに非常に懸念をお持ちになると思います。この土地の購入というのはタイミングがございまして、例えばこちらが買いたいと思ったその時期にそれが購入できるかどうかというのは、それは地権者との話し合いになりますので不確定要素が入ります。ただ、今このタイミングであれば、土地の所有者のほうからの購入が可能であるという判断の下今の時期でございます。将来的には、当初から申し上げておりました竹内の上池だけではなかなか水量が足りない状態が予想されますので、線状降水帯等の大雨が降ったときのその雨量の活用としての方向性も、その方向にあっておりますので、まずはその用地が取得できるタイミングでの取得をするという判断の下に予算計上をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

吉村副委員長 藤井本委員長。

藤井本委員長 今初めて聞くことがどんどん出てきて、元に戻すけども、阿古市長が単独経営をするということに皆ついていってるんですよ。水道に関しては物すごい敏感になってるんですよ、市民とともに。ほんで今、竹内と新庄を残す予定やねん。こんなん、皆知ってたんですか。

(「知らん」の声あり)

藤井本委員長 いつどこで決めてるんですか。それを水道ビジョンにまず載せる、じゃあ兵家はどうなんのとか、そこまでは今回は関係ないから言わないけども、そんなん今初めて聞いてできないじゃないですか。これ、ちゃんとして、ビジョンができなくても、その統合とかいうのだけでも示してからでないと審議できないですわ。だから、この土地の購入というのだけ減額してくださいよ。水道、水のことや。きれいに行きましょうよ、本当にこれは。ほんまに阿古市長の判断に基づいてみんな一生懸命やってんねんで。やってるんですよ。それを今初めて聞いて、いやここは残しますねん、もうほぼ残します、新庄も残そうと思うてますねん、そんなん勝手にと、市長やから言えるのか知らないけども、今初めて聞いて。だから、これをちゃんとビジョン、きちっとできなくともいいやん。よろしいやんか。ちゃんとした計画というものをつくって、それに基づいて買うねん言うんだったら、それは買わなあきませんわとなるわ。なりますよ。そうやってくださいよ。私からのお願いですわ、阿古市長の判断についていくために。

吉村副委員長 今のことに對して、市長もう答弁できますでしょうか。お願いします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 7 時 3 9 分

再 開 午後 8 時 3 0 分

吉村副委員長 引き続き、会議を再開いたします。

それでは、ここで藤井本委員長と職務を交代します。

(正副委員長交代)

藤井本委員長 それでは、井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部の井邑でございます。

ただいま上程しております議第35号、令和6年度葛城市水道事業会計予算につきまして
は再度検討させていただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま担当部長より、再度検討したいという申出がございました。議第35号、令和
6年度葛城市水道事業会計予算については継続審査にしたいと思いますが、ご異議ござい
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしということでございますので、議第35号は継続審査といたします。

次に、議第36号、令和6年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてを議題といたし
ます。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部の井邑でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となりました議第36号、令和6年度葛城市下水道事業会計予算につきまし
てご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量でございます。水洗化人口は3万5,717人、年間有収水量は383万
2,000立方メートルを予定しております。1日平均有収水量は1万498立方メートルとなりま
す。主要な建設改良事業といたしまして、管渠整備事業費等で6,952万9,000円を予定してお
ります。

次の第3条、収益的収入及び支出と、次のページの第4条、資本的収入及び支出につきま
しては、予算明細書に基づき説明させていただきますので、28ページまでお進みください。

収益的収入及び支出の収益的収入でございます。

1 款下水道事業収益総額は11億9,610万9,000円でございます。

1 項営業収益は4億330万5,000円で、うち1目下水道使用料で4億285万円、3目その他
営業収益で45万5,000円の計上でございます。

2 項営業外収益は7億9,280万4,000円で、うち3目他会計補助金で4億4,372万円、4目
補助金で1,200万円、5目長期前受金戻入で3億3,708万4,000円の計上でございます。

29ページに移りまして、収益的支出でございます。

1 款下水道事業費用総額は11億9,179万7,000円でございます。

1 項営業費用は10億8,258万2,000円、うち1目管渠費では6,100万8,000円の計上で、一般
職員2名、会計年度任用職員1名の人件費と下水道維持管理に要する経費でございます。

30ページをお開き願います。3目業務費では1,196万7,000円の計上で、下水道使用料の徴
収業務に要する経費でございます。4目総係費では2,380万4,000円の計上で、一般職員2名、
会計年度任用職員1名の人件費と一般管理に要する経費でございます。

31ページに移りまして、5目減価償却費で7億2,637万8,000円、32ページに移りまして、
6目資産減耗費で169万7,000円、7目流域下水道維持管理負担金で2億5,772万8,000円を計
上しております。

2 項営業外費用は 1 億891万5,000円で、うち 1 目支払利息及び企業債取扱諸費で 1 億337万6,000円、3 目消費税及び地方消費税で553万9,000円を計上しております。

3 項特別損失、4 目過年度損益修正損では30万円の計上でございます。

33ページに移りまして、資本的収入及び支出の資本的収入でございます。

1 款資本的収入総額は 4 億6,416万3,000円でございます。

1 項 1 目企業債で 3 億7,500万円。

3 項 1 目他会計補助金で7,836万3,000円。

4 項補助金、1 目国庫補助金で1,080万円の計上でございます。

34ページをお願いいたします。資本的支出でございます。

1 款資本的支出総額は 8 億125万2,000円でございます。

1 項建設改良費は8,592万円で、うち 1 目下水道建設費で6,253万5,000円の計上で、一般職員 2 名の人件費と管渠整備事業に要する経費でございます。35ページに移りまして、2 目流域下水道建設負担金で2,338万5,000円。

2 項 1 目企業債償還金で 7 億1,533万2,000円の計上でございます。

2 ページにお戻り願います。第 4 条、括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億3,708万9,000円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金で補てんいたします。

第 5 条、企業債では、起債の限度額を総額 3 億7,500万円と定めており、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、表記載のとおりでございます。

3 ページに移りまして、第 6 条、一時借入金では、一時借入金の限度額を 5 億円と定めております。

第 7 条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めております。

第 8 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費4,879万3,000円と定めております。

第 9 条、他会計からの補助金では、一般会計から補助を受ける金額を 5 億2,208万3,000円としております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

梨本委員。

梨本委員 もうちょっと時間も押してますので端的に、概要のほうで行きます。83ページ、総係費の公共下水道一般管理事業の中の、これデザインマンホール蓋コンクリール事業、これについて市制20周年記念関係経費というふうになってるんですけども、ちょっとこれ詳しく説明をいただきたいんです。ここの説明の中に市内に一定期間設置するためというふうになってますので、どれぐらいの期間設置しようとされているのかも含めて、ちょっと詳細に内容を教えてください。

それが 1 点目と、その下、助成金の水洗便所改造助成金、これ本当にずっと減額されてい

るんですけども、令和5年度の実績と、それから加入者数、その件数をちょっと教えていただけますでしょうか。よろしくお願いします。

藤井本委員長 2点。

野地課長。

野地下水道課長 下水道課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

まず1点目のデザインマンホール蓋コンクール事業でございますけども、下水道課では市制20周年を記念いたしまして、葛城市の魅力を再発見することを目的に、マンホール蓋のデザインコンクールを開催する予定をしております。この機会を通じまして、普段あまり目にすることはない暮らしを支えている下水道について改めて興味を持ってもらうため、下水道マンホール蓋のオリジナルデザインを募集いたします。デザインのコンセプトといたしましては、葛城市の魅力を表現していることといたしまして、募集は一般、中学生、小学生の5、6年生の対象と3部門に分けて募集をいたしまして、それぞれ優秀賞を選びまして、マンホール蓋、これはプリントシールタイプなんですけども、実際に作成いたしまして、市内に一定期間設置しようと考えております。設置場所につきましては、実際にマンホール蓋を見に来られて写真撮影もされる方もおられると思いますので、車道ではなく、歩道等の車が通らない場所、なるべく人が集まる場所と考えておりまして、具体的な場所については、現在検討しているところでございます。一定期間ですけども、プリントシールタイプで、メーカーの標準耐用年数が2年程度と聞いておりますが、ただプリントシールタイプを実際に設置されている自治体に聞きますと、10年程度経ってもさほどの損傷は見られないということですので、その辺はマンホール蓋の状況を見ながらにはなると思いますが、ちょっとその辺の期間を検討していきたいと考えております。

2点目の水洗便所改造助成金ですけども、こちらにつきましては、供用開始後3年以内のご家庭には5万円の助成を行っておるところでございます。令和5年度ですけども、申込みはゼロ件です。令和6年度、この予算5万円ですけども、こちらは令和4年度に柿本地区に管渠を布設いたしまして、つないでいただけていないご家庭が1件だけですので、その1件分の5万円を計上しておるところでございます。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 水洗便所改造助成金の件は分かりました。1件、去年実績なかったんですね。分かりました。

このデザインマンホールなんですけど、これ、先ほどの20周年記念のデザインロゴも作られました。蓮花ちゃんもあります。これ、またオリジナルデザインを市内の小中学生に募集されると、一般も含めて募集されると。どれが本当に、20周年のデザインとして、また市長はそんなん何ぼあってもええやないかと言わはるかもしれへんけれども、私からすると、これもうやはらんねやったら、もうせつかくこの間ロゴ決まったんですからそれで行かれるとか、もしくは蓮花ちゃんで行かれるとかで十分違うかなと思うんです。それをせずに、これは普段あまり目にすることない下水道の興味を持ってもらうという意味も込めてやられると

ということなんですけれども、恐らく蓮花ちゃんするだけで、いろんな方興味を持たはると思うんですけど、一応、私としてはそういうふうに思っていると、もう意見だけにしておきますわ。ということで、その辺りも含めてちょっとご検討されたらなというふうに思ってます。以上です。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 もう一つだけ、時間も押してますので、34ページの資本的支出の中の38節なんですけど、工事費なんですけど、新たに管渠を布設されるということなんですけど、場所はどこの地区と
いうか、場所になっていくのか、それを教えていただきたいと思います。あとどれぐらいの
距離というか長さというか、それも一緒に教えてください。

藤井本委員長 野地課長。

野地下水道課長 下水道課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

こちらにある工事費につきましては、令和6年度については新たな管渠の整備はございませんで、今現在予定しておりますのはマンホール蓋の更新工事を予定しておりまして、場所が南花内地内で18か所、兵家地内で37か所のマンホール蓋の更新工事として1,654万7,300円で、残りの工事費といたしましては取付管及び公共樹の設置工事ということで、こちらは枠取りになるんですけども、30か所程度で1,600万円の工事費を計上させていただいているということです。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 新たに管路を布設するということではないということなんです。分かりました。それは、この令和6年度についてはないけど、その見通しというの何かあるんですかね。ここの中でも、流域関連公共下水事業計画変更及びという、まあいいです、それはいいです。取りあえず、まだ公共下水が通ってないところというのが多少あると思いますが、葛城市は結構整備されてると思うんですけど、そういう計画というのは、見通しというの何かあるかだけちょっと教えてほしいです。

藤井本委員長 野地課長。

野地下水道課長 新たな管渠を大々的に整備するということは、今度新たに新村地区に工業団地ができれば大きく管渠の布設はあると思いますけども、今ちょっと残っているというのが1件、2件残ってて、何百メートルも行かなければいけないというところがほとんどですので、積極的に管路を整備するという予定は今のところはなく、今後は更新であったり、管更生工事と言いますが、そちらのほうに軸足が移っていくのかなと考えております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 今の西川委員の質問のご回答でよく分かったんですけど、ちょっとだけこれ表の見方だけでお願いしたいんですけど、6ページのところに、これは収益的収支だと思うんですが、

支出で1款下水道事業費の1項営業費用のところの1目に管渠費とあって、6,100万8,000円計上されてるんですが、これがページで言うと28ページ以降のこの管渠費とあって、29ページの収益的支出のところに1款1目管渠費で出てきてるんですが、私がちょっと分かりにくいなと思ったのは、この34ページ、資本的支出のところに、先ほど西川委員のあったこの工事請負費のところに管渠整備事業等工事請負費とかあるんですが、これは資本的支出ということになるので、資本的支出の項目に、さっきのところにページ戻りますけど、この表の見方ということなるんですが、7ページのところになるんですが、これは下水道建設費ということでこの管渠費の中に入っていくということになるわけですね。そうすると、工事の請負費は財産にならないから収益的収支のほうでやって、資本、残っていくほうはこっちのほうの管渠費関係のお金はここの建設改良費に入っていくという考え方、分けるということですね。これをちょっと確認したかったの。その上ですけど、先ほどのマンホールのコンテストとかやって、それ何かかシールを何とか言いはりましたね。あれはどういうことなのか、ちょっと教えていただきたいんですけど、シールを上貼るのですかね、マンホールの上に。それとも何か、あれは鋳鉄か何かできてるんか知らんけど、もうほんまに一から鋳型で作るんか、何かシール言いあったから、そしたらシールをどうするんかよくイメージがつかないんですよ。今あるマンホールの上にシールを貼るのか、何かそういうマンホールがあってシールをあはせるのか。ちょっとイメージがわからなかったの、お願いしたいです。

藤井本委員長 野地課長。

野地下水道課長 下水道課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

まず1点目のご質問あったのは委員おっしゃるとおりでして、収益的収支というのが、大ざっぱに言うと修繕とか、あとは事業に係る費用というところが収益的収支というところに入ってます、資本的収支というのが、固定資産のほうに入っていく工事費とかは資本的収支というところに分けて計上しているというところでございます。

2点目のマンホールのプリントシールですけども、本来マンホール蓋というのは鋳型で掘って作るんですけども、そういうのではなくて何もない蓋にそのシールを貼る用のものがあるんです。それでしたらちょっと安価に制作ができるということで、ちょっとそちらのほうを今回は採用させていただこうかなと考えているところです。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 シールのほうなんですけど、これ耐用年数がどれぐらいあって……。

(「さっき言いましたよ」の声あり)

谷原委員 言いはったんか。これでもう将来変えることはもうなくて、もう言いましたか。

(「10年ぐらい」の声あり)

谷原委員 10年間、2年。10年間は持って、その後はまた戻すということやね。

(「勝手に戻る」の声あり)

谷原委員 勝手に戻るんですか。いや何か付け替えるとかということじゃなくて、もう僕がちょっと気になったのは、剥げた後……。

(「車とかは通らんとこでね」の声あり)

谷原委員 いや通らんとこやけど、それでも雨とか風とかね、10年も経てば紫外線とかでぼろぼろになったのを……。

(「いやいや、だからそれをもう撤去する」の声あり)

谷原委員 撤去いうて、また新しいのにすると。

(「いや、そうじゃないです」の声あり)

谷原委員 じゃないの。

(「展示するみたいなこと」の声あり)

谷原委員 いやいや、展示いうか、取って展示するにしても、そこははめなあかんのと違うかなと思うから、ちょっとすいません。ちょっと聞いてなかったて申し訳ないです。

藤井本委員長 もう一回分かるように説明をお願いします。

野地課長。

野地下水道課長 お問い合わせの件ですけども、一応プリントシールタイプのメーカーの標準の耐用年数が2年と聞いております。ただ、このプリントシールタイプのマンホール蓋を設置しておられる自治体は結構ありまして、いろいろ調べますと、10年程度はさほど損傷も、状況によると思うんですけども、損傷もなくきれいなままあるよということですので、実際設置させてもらって、あまりにも剥げて、マンホールですんで上で滑ったりというふうな破損になるとちょっと都合が悪いので、その辺は現場見ながら、一定もうだいぶ傷んできてるなといったら、普通のある鉄、葛城市が今使っている蓋を職員で簡単に替えれますので、行って入替えようかなと考えております。

以上です。

藤井本委員長 いけますか。

谷原委員 分かりました。いや、ずっと剥げたまま何かその蓋だけ残るのかなと単純に思っちゃったんですよ。

藤井本委員長 また、塗り替えるとかということでもないんですか。

谷原委員 ないんです。だから、新しくそのまま。分かりました。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第36号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました審査が全て終了いたしました。委員外議員はいてないですね。

4日間にわたって本当に熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。本日も間もなく9時に、21時になろうとしております。大変ご苦労さまでございました。本委員会に付託されました9議案、この結果につきましては本会議で委員長報告をさせていただきます。ご苦労さまでございました。

閉 会 午後8時54分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

藤井本 浩

予算特別委員会副委員長

吉村 始